

久喜市こども計画 (案)

令和7年1月現在

目 次

第1章 久喜市こども計画の策定趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の概要	2
3 計画の策定・推進体制	6
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況	8
1 久喜市の概況	8
2 アンケート結果からみられる状況	17
3 これまでの取組の点検・評価と課題整理	47
第3章 久喜市こども計画の基本方向	49
1 基本理念・基本視点	49
2 重点事項	50
3 重点施策	51
4 基本目標	52
5 久喜市こども計画の施策の体系	54
第4章 久喜市こども計画における基本施策の展開	56
基本目標1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実	56
基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり	59
基本目標3:子育て家庭への支援	67
基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり	76
基本目標5:支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援	81
第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）	91
1 基本方針	91
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制	93
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	96
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	107
第6章 こども・若者育成支援推進計画	108
1 基本方針	108
2 施策	108

第7章 次世代育成支援推進行動計画	135
1 基本方針	135
2 施策	135
第8章 こどもの貧困解消対策推進計画	146
1 基本方針	146
2 施策	147
第9章 資料編	161
1 用語集	161
2 計画の審議過程	164
3 久喜市児童福祉審議会条例及び委員名簿	165
4 こども・若者意見聴取の概要	169

第1章 久喜市こども計画の策定趣旨

1 計画策定の目的

令和の時代に入り、少子化・高齢化は加速しており、そのような社会変化にこどもと子育て家庭が抱える課題は増大し、生きづらさを抱えたこども・若者が増えています。そのような中、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、深刻化・長期化しています。

また、全国の出生数は令和4（2022）年に80万人を下回り、令和5（2023）年は過去最少の727,277人まで減少し、若い世代が結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響しています。少子化の急速な進行は、労働力の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など社会経済に大きな影響を及ぼす課題であり、特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境における課題への対策が急務となっています。

このような中、国では、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」により幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進しています。

そして、少子化対策をさらに積極的に推進するため、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。

本市では、「くき 子ども子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、第2期子ども・子育て支援事業計画をはじめ、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画を盛り込んだ、子育て支援施策等を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として推進してまいりました。第2期計画の計画期間が満了することから、これまでの取組を踏まえ、さらなるこども・若者施策を総合的に推進するため、新たに子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村こども・若者育成支援推進計画」を加えて一体としたこども基本法に基づく「久喜市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

2 計画の概要

(1)位置づけ

①根拠法令

a. こども基本法に基づく「市町村こども計画」

本計画は、こども基本法第 10 条に規定される「市町村こども計画」で、こども大綱を勘案してこども施策に関する計画を定めるよう努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体のものとして作成することができるかと規定されており、以下に述べる各法令に基づく計画を包含していません。

b. 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

子ども・子育て支援法は、少子化の進行などの社会変化にあわせて、家庭・地域の子育て環境の向上を図るために平成 24（2012）年 8 月に制定され、令和 6（2024）年度の一部改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進等が示されました。

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容を定めます。

c. 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村こども・若者計画」

こども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにする支援のために平成 21（2009）年に制定されました。令和 6（2024）年の一部改正では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定される「市町村こども・若者計画」として、同法第 8 条第 2 項各号に掲げる教育、福祉、保健、医療等における施策に関する事項や、こども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項等を定め、こども・若者の健やかな育成や、円滑な社会生活を営むための支援を推進します。

d. 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」

少子化の流れを変えるため、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的に、平成 15（2003）年 7 月に制定されました。一部改正により令和 16（2024）年度まで再延長され、仕事と生活の調和のさらなる推進など次世代育成支援対策の社会全体での推進・強化が示されました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定される「市町村行動計画」として、仕事と家庭の両立や子育てをしやすい環境整備を推進します。

e. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るためこどもの貧困対策の基本を定めたもので、平成 25（2013）年に成立しました。

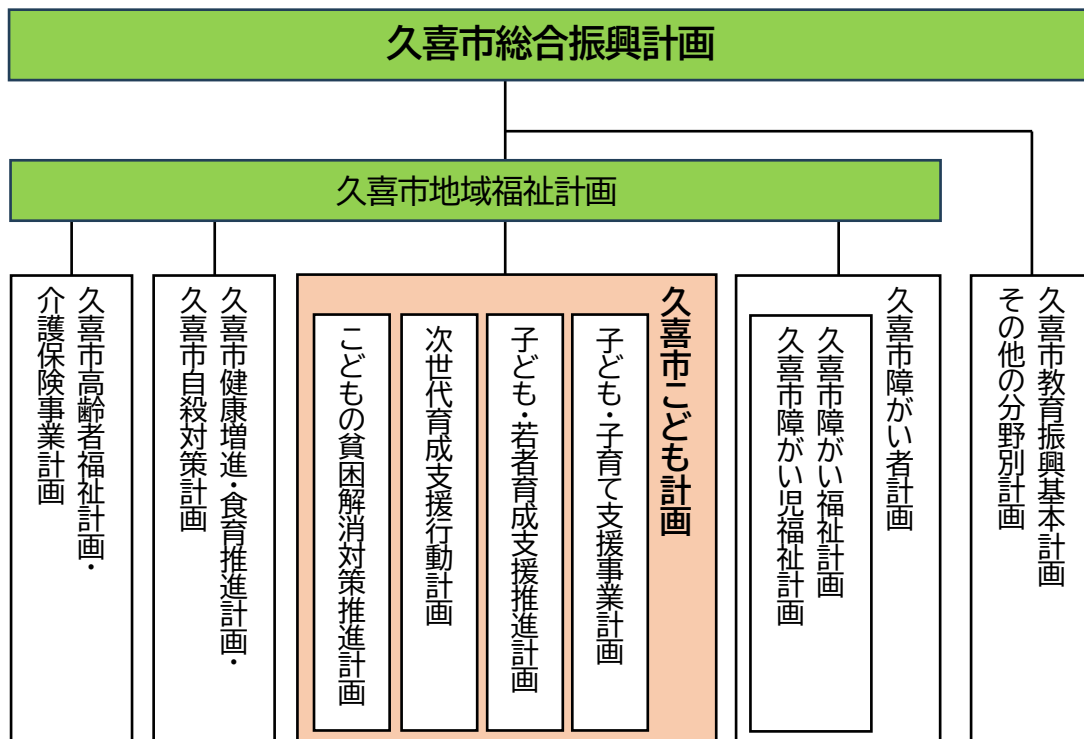
令和 6（2024）年の一部改正で、法律の名称が、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律となりました。

本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に規定する「市町村計画」として、すべてのこどもたちが夢や希望を持って成長できる社会の実現を目指すため、こどもの貧困解消対策を推進します。

②市の計画との関連

本計画は、久喜市のこども・若者の支援のための総合的な計画です。市政の最上位計画である総合振興計画、地域福祉計画を踏まえ、健康福祉・教育等の関連計画との整合・調和を図りながら策定し、推進します。

【計画の位置づけ】



③SDGsの達成に向けて

本市では、総合振興計画をはじめとする市で策定する各種計画に、SDGsの理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的なSDGsの推進に努めています。

本計画は以下の8つのゴールに関連します。

	ゴール1: 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	ゴール2: 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧の安定供給及び栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	ゴール3: すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	ゴール4: 質の高い教育をみんなに すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ゴール5: ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が主体的に決定・行動することにより、様々な意思決定過程に関わる力をつける。
	ゴール 10: 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を是正する。
	ゴール 11: 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	ゴール 16: 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

(2)計画期間・対象など

①計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を期間とします。

なお、国や埼玉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

【計画期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画									
					久喜市子ども計画 (子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困解消対策推進計画)				

②計画の対象となる年齢

本計画の対象は、子ども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）とその家族とします。

③「子ども」の定義

子ども基本法において、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義されており、本計画においても同様に定義します。

本計画では、子ども基本法や子ども大綱と同様に、主に「子ども」や「子ども・若者」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策により「子ども」や「子ども・若者」の他、「子ども」「乳幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の名称で表記します。

3 計画の策定・推進体制

(1)策定体制

①諮問機関

専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、児童福祉・教育・保育所の関係者、学識経験者、こどもの保護者、さらには公募による市民で組織する「久喜市児童福祉審議会」において協議しました。

②庁内会議

本計画において、こども・若者・子育て家庭の施策や取組に関わる庁内関係課が、連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、「久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議」において、計画の内容について検討しました。

③調査

こどもと子育て家庭の状況や、市の子育て支援施策等のニーズを把握するため、保護者、こども本人、若者層、関係機関等へのアンケートを実施しました。

【調査の概要】

	対象者（有効回答率）	調査期間	調査方法
(1)子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査	就学前児童保護者：2,000件（70.1%）	令和6年2月2日～ 令和6年2月22日	郵送により配布、 webによる回答・ 一部郵送により回収
	小学1・2年生保護者：700件（72.4%）		
(2)こどもの生活に関する調査	小学5年生保護者：1,033件（68.4%）	令和6年2月7日～ 令和6年2月22日	在籍学校を通じて配布・webによる回答
	中学2年生保護者：1,028件（41.9%）		
(3)支援機関向け調査	小学5年生本人：1,033件（95.0%）	令和6年5月31日～ 令和6年6月21日	webによる回答
	中学2年生本人：1,028件（85.9%）		
(4)こども・若者の意識と生活に関する調査	市内の支援機関：100件（76.0%）	令和6年5月31日～ 令和6年6月21日	webによる回答
	15歳～39歳：2,000件（34.3%）	令和6年5月31日～ 令和6年6月21日	webによる回答・ 一部郵送により回収

④パブリック・コメント

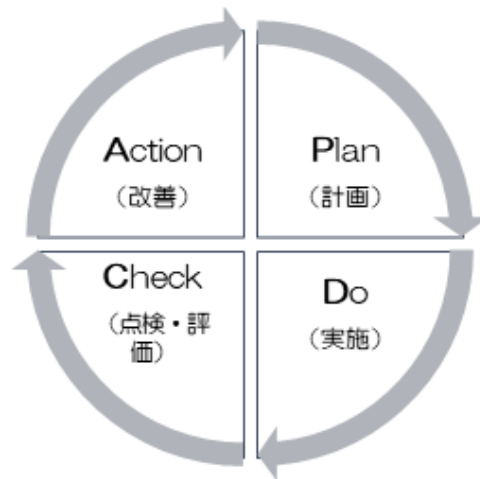
「久喜市児童福祉審議会」で審議された計画案を、令和6（2024）年度1月～3月にパブリック・コメントを実施しました。

また、こどもや若者の意見を反映して計画を策定するためアンケートやイベント参加者アンケートなどでいただいた意見について、基本目標や個別計画のページに掲載し、施策の方向性や取組を推進します。

(2)推進体制

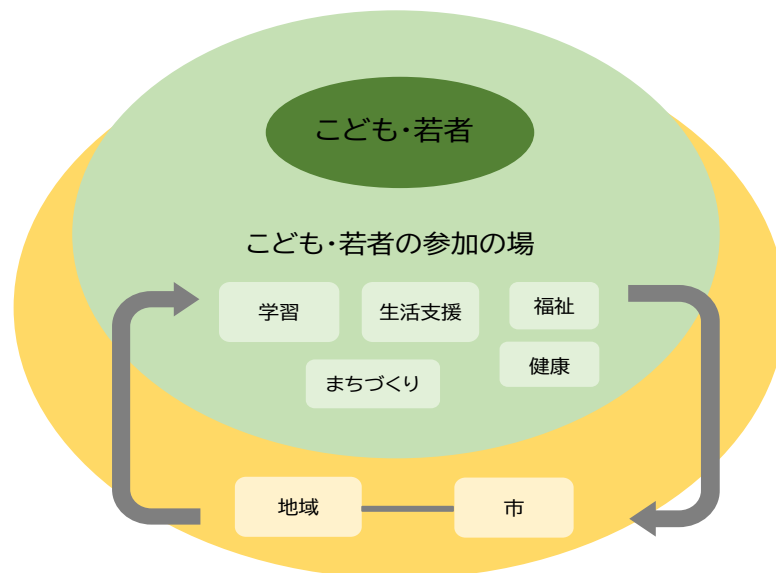
年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。定期的に「久喜市児童福祉審議会」に報告し、点検・評価を行うとともに、審議結果を市ホームページで公表します。（継続）

【PDCA サイクルイメージ図】



本計画の推進には、子どもや若者の社会参画や意見を反映することが不可欠です。このため、子どもや若者の社会参画や意見反映を支える人材を育成し、若者が主体となって活動する団体等との連携の強化や、取組を促進し、子ども・若者の意見を取り入れながら推進する方策を検討します。

【推進イメージ図】



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

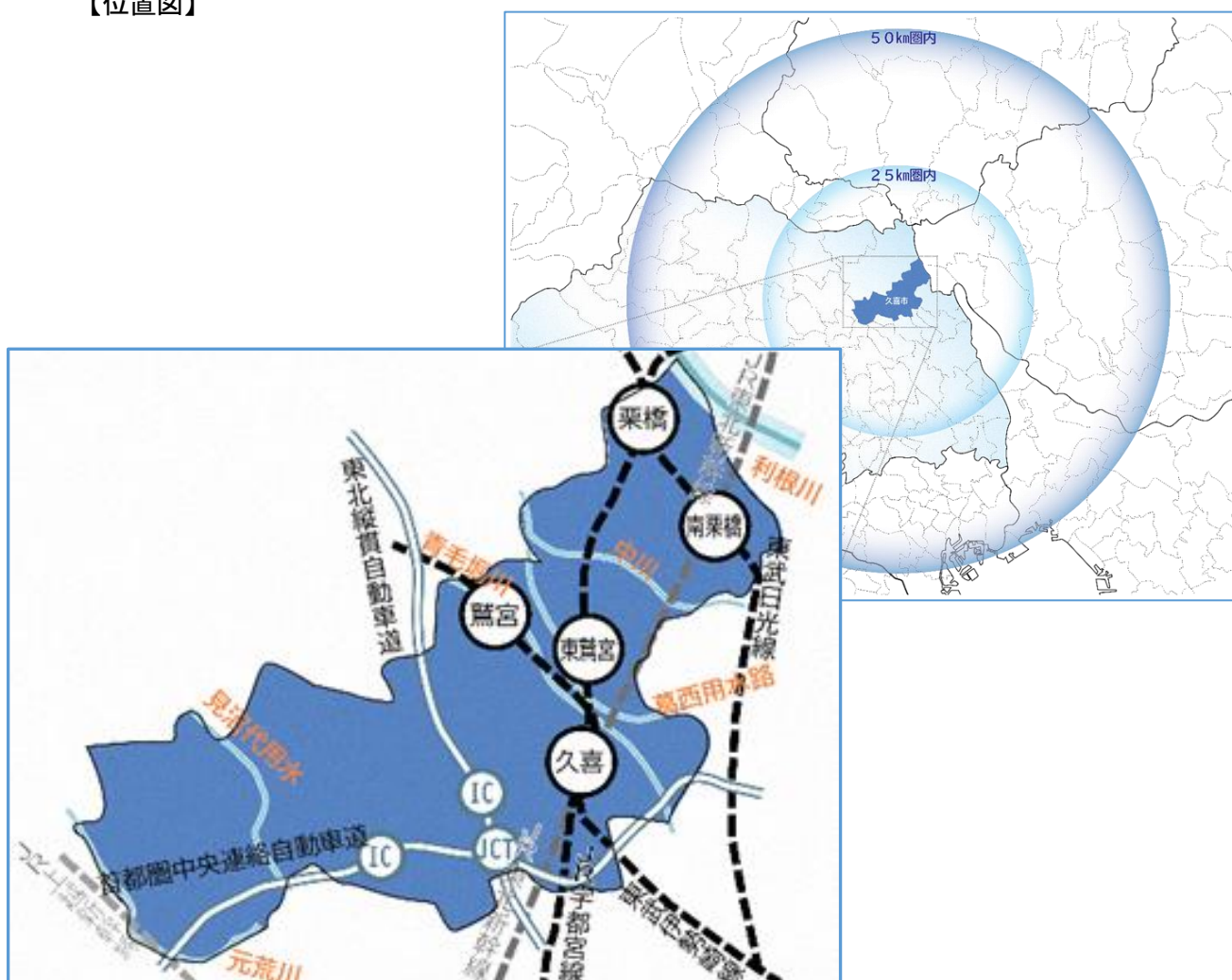
1 久喜市の概況

(1)位置・地勢・沿革

本市は埼玉県東北部にあり、東京都心まで 50km圏に位置しています。そうした地理的特性を生かして、合併前の1市3町は良好な居住空間を有する都市として発展してきました。そして、平成22(2010)年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町が合併し、新たな久喜市が誕生しました。

市の東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道、国道4号、122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。

【位置図】

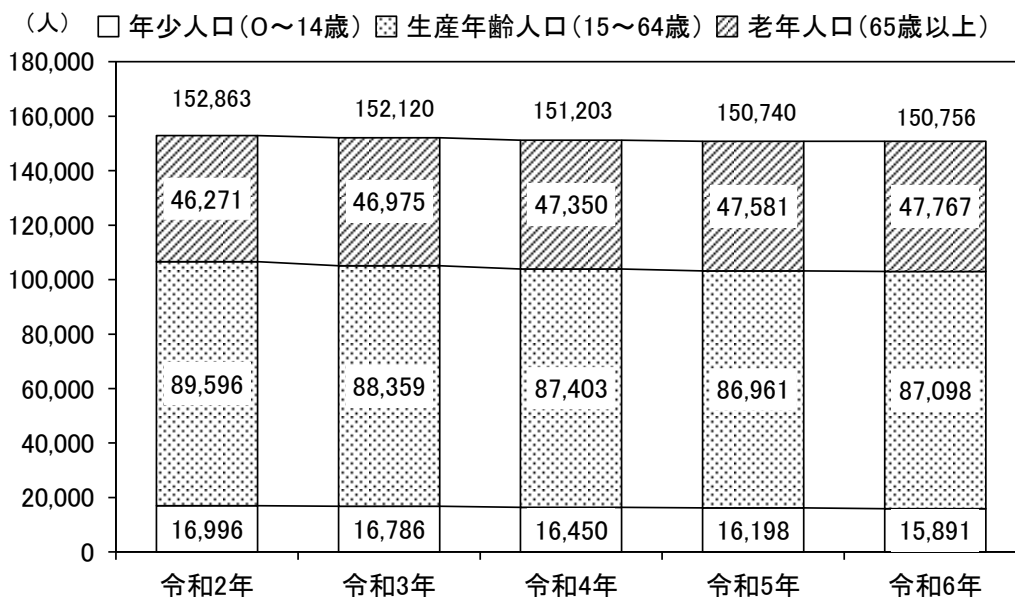


(2)人口・世帯の状況

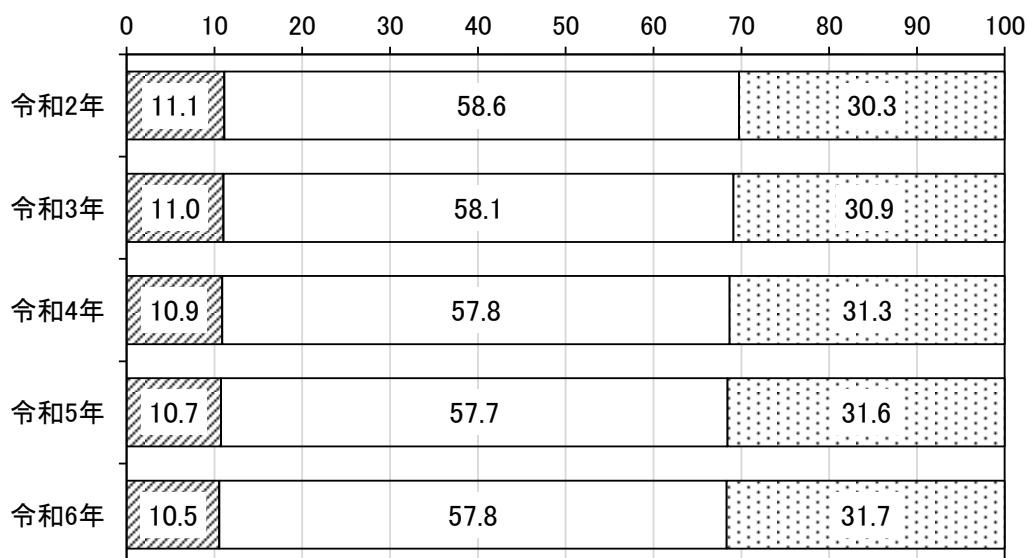
①人口状況

本市の総人口は15万人台を推移しており、令和2(2020)年の152,863人から令和6(2024)年は150,756人に微減しており、年少人口は令和6(2024)年に16,000人台を下回り、15,891人となっています。人口構成は、年少人口割合が令和4(2022)年に11%台を下回り、令和6(2024)年は10.5%となっています。地区別で見ると、久喜地区に総人口の約44%が居住しています。

【人口推移(各年4月1日現在住民基本台帳)】



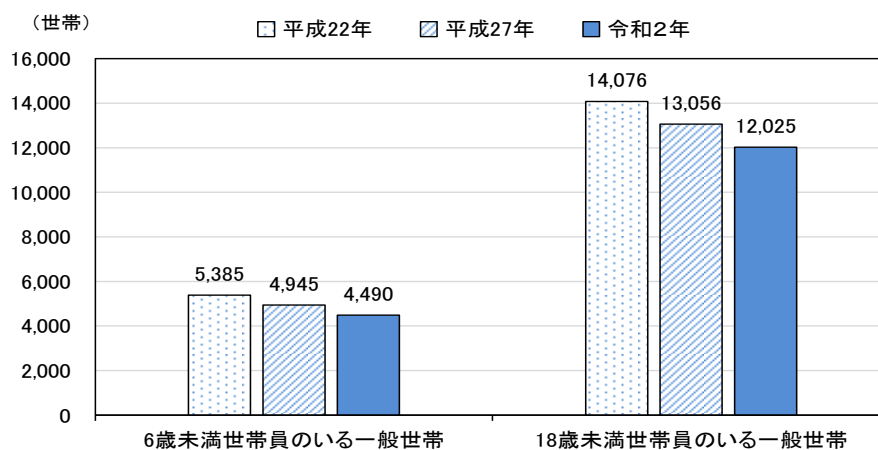
▨ 年少人口割合(0~14歳) □ 生産年齢人口割合(15~64歳) ▩ 老年人口割合(65歳以上)



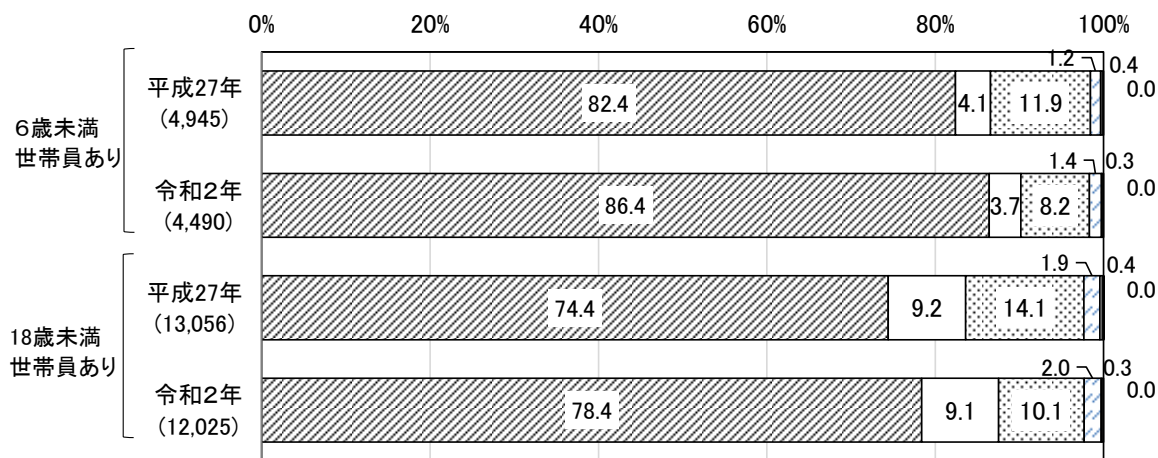
②世帯状況

18歳未満のこどものいる世帯数は、平成22(2010)年14,076世帯、平成27(2015)年13,056世帯、令和2(2020)年には12,025世帯と減少しています。世帯構成は「両親と子ども」の世帯が微増して令和2(2020)年は78.4%を占めており、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は令和2(2020)年は10.1%となっており、平成27(2015)年と比べ4%の減少となっています。

【こどものいる世帯の状況(各年10月1日現在・国勢調査)】



【世帯の構成の状況(各年10月1日現在・国勢調査)】



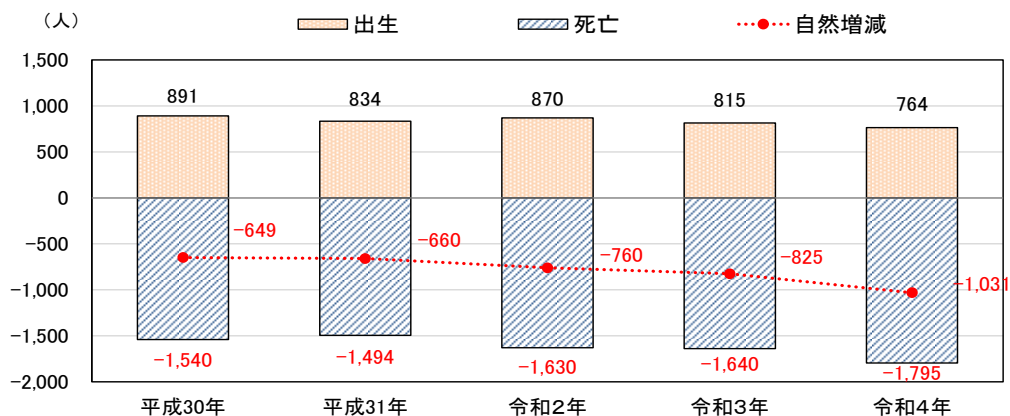
※()は該当世帯の総数(世帯)

- ☑ 両親と子ども
- ☑ 両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯
- ☐ 非親族世帯・単独世帯
- ☐ ひとり親と子ども
- ☐ 兄弟のみ・他に分類されない世帯
- ☑ その他

③出生状況等

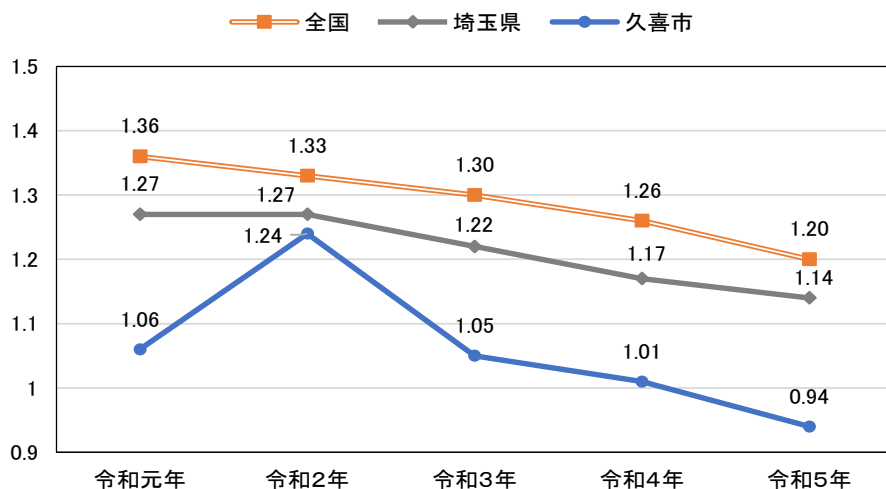
出生数は、平成30（2018）年891人、令和元（2019）年834人と減少し、令和2（2020）年870人に増加で推移していましたが、令和3（2021）年から減少が続き、令和4（2022）年は800人を下回り、764人となっています。

【自然増減(各年1月1日～12月31日の計、総務省人口動態調査)】



合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均人数）は、全体的に低下傾向となっています。本市は令和2（2020）年に1.24となったものの、令和5（2023）年は0.94と、いずれの年も全国及び埼玉県を下回っています。

【合計特殊出生率の推移(埼玉県保健統計年報)】

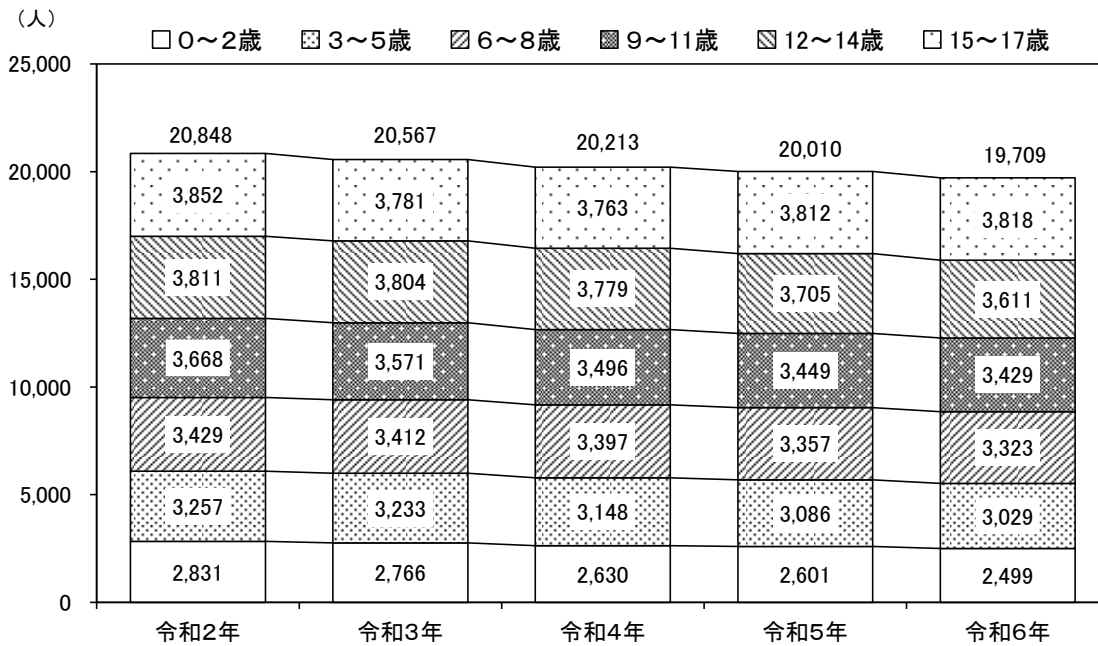


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
久喜市	1.06	1.24	1.05	1.01	0.94
埼玉県	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

④こども人口の状況

17歳以下のこども数は年々減少しており、令和2（2020）年は20,848人でしたが、令和6（2024）年は19,709人と、約5.5%減少しています。年代別で見ると、0～2歳で令和2（2020）年の2,831人から令和6（2024）年は2,499人と11.7%減少し、3～5歳は令和2（2020）年の3,257人から令和6（2024）年は3,029人と7.0%減少しています。

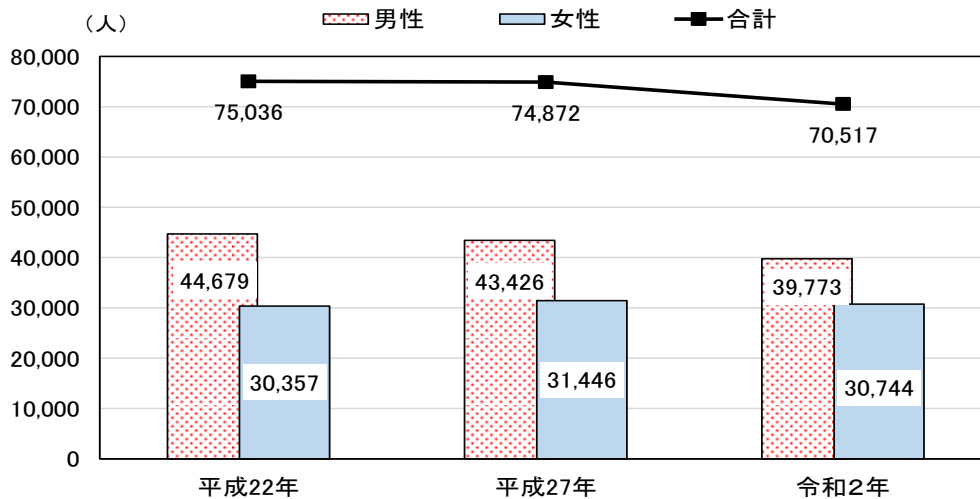
【こども数の推移（各年4月1日現在住民基本台帳）】



(3)就業状況

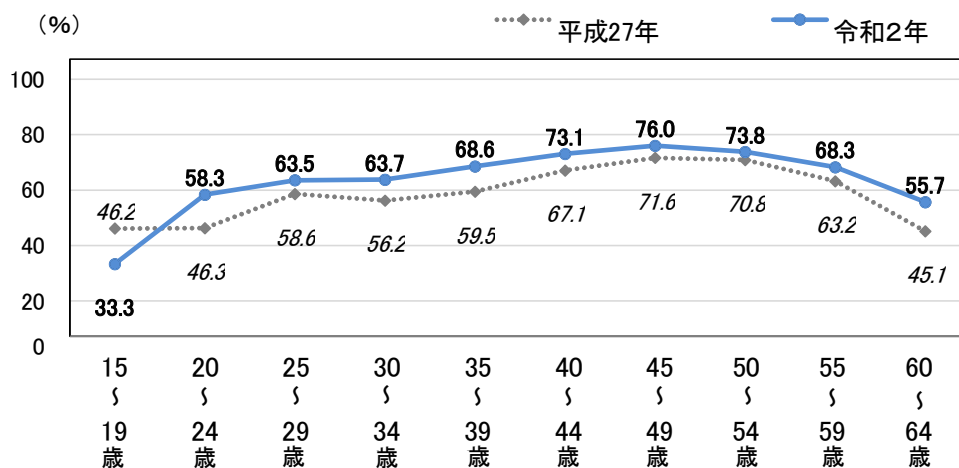
就業者数は平成 22（2010）年の 75,036 人から令和 2（2020）年は 70,517 人となり、男性は逡減傾向にあり、女性は平成 27（2015）年に増加したものの、令和 2（2020）年は減少に転じています。

【就業者数・各年 10 月 1 日現在・国勢調査】



既婚女性の就業率は、15～19 歳を除く年代で令和 2（2020）年が平成 27（2015）年を上回っています。

【既婚女性の就業率・各年 10 月 1 日現在・国勢調査】



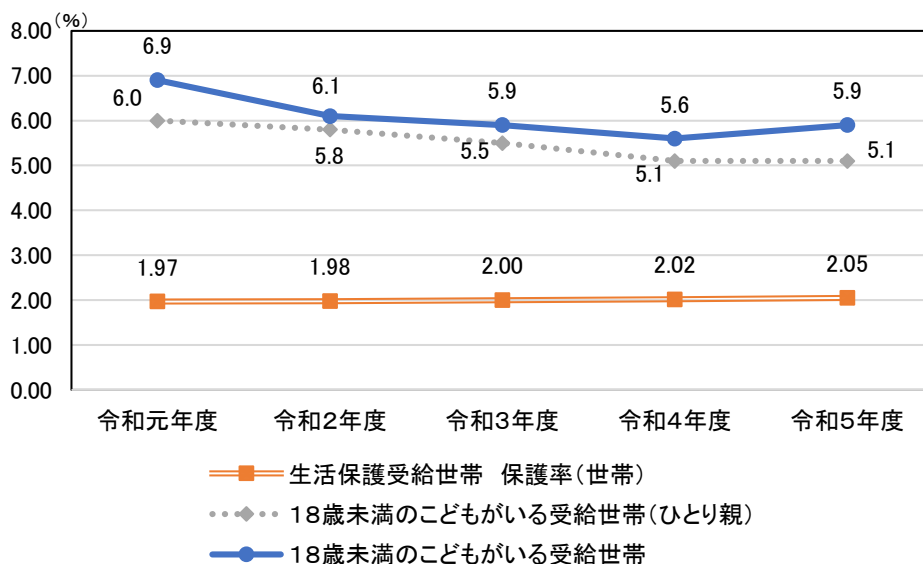
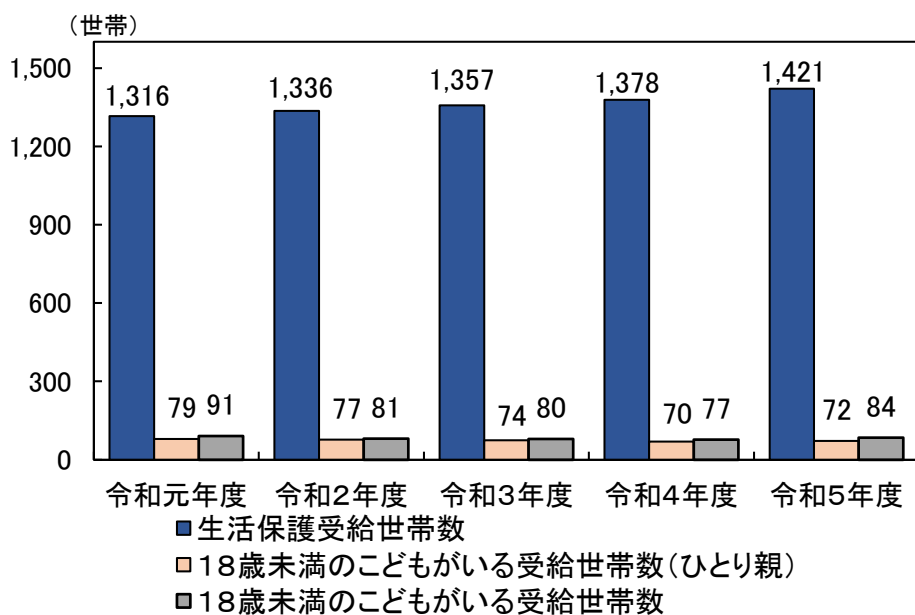
(4) 支援制度等の実施状況

① 生活保護受給状況

本市の生活保護受給世帯数は、増加傾向となっており、令和5（2023）年度は1,421世帯で、令和元（2019）年度と比べ105世帯増加しています。

18歳未満の子どもがいる世帯では、ひとり親家庭の受給世帯も含めて、令和4（2022）年度まで減少傾向が見られましたが、令和5年（2023）年度にいずれも増加に転じています。

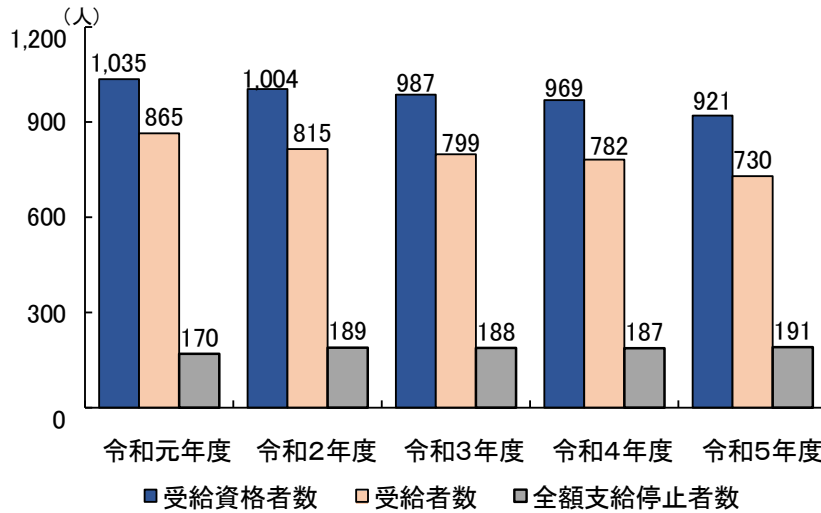
【生活保護受給状況(各年度末現在)・久喜市】



② 児童扶養手当受給状況

児童扶養手当の受給資格者数及び受給者数は逡減傾向であり、令和元(2019)年度は865人、令和3(2021)年度に800人を下回り、令和5(2023)年度は730人となっています。

【児童扶養手当受給者資格者数及び受給者数・久喜市】



(人)

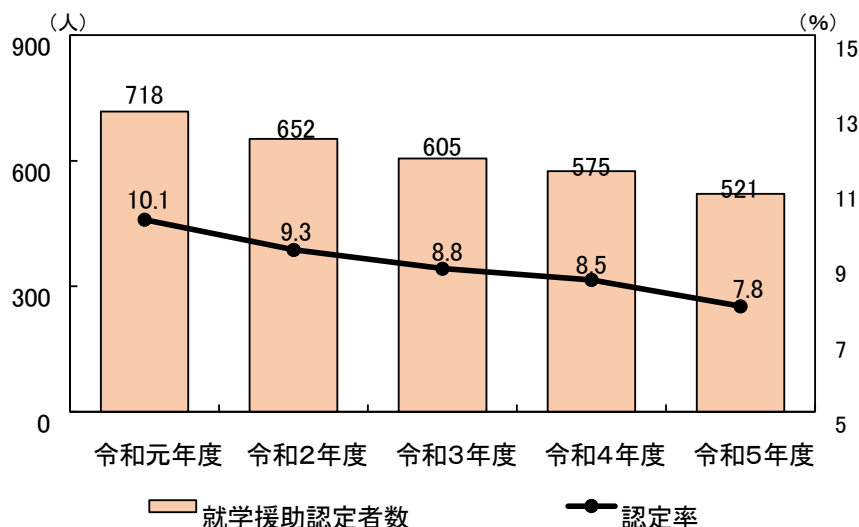
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	865	815	799	782	730
全額支給停止者数	170	189	188	187	191
受給資格者数	1,035	1,004	987	969	921

③ 就学援助認定状況

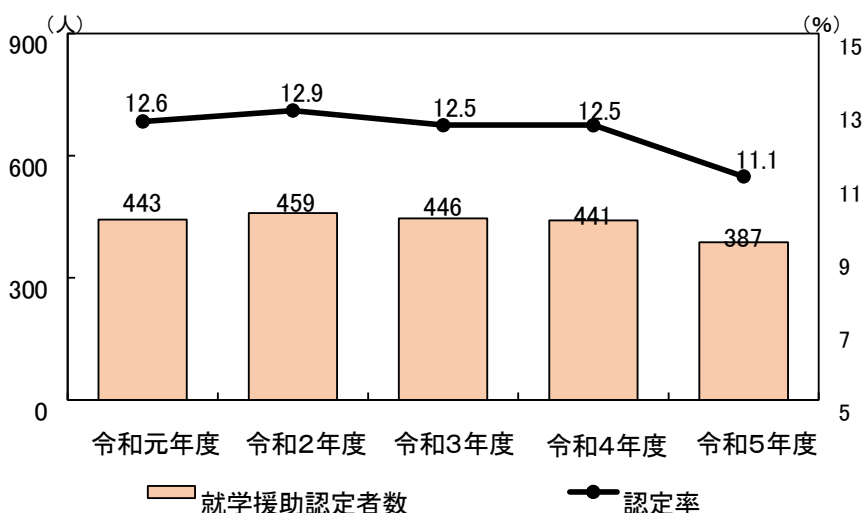
本市の小学校の就学援助認定者数は減少傾向であり、令和5（2023）年度は521人となっています。就学援助の認定率（要保護及び準要保護児童数の全児童に占める割合）は、令和5（2023）年度は7.8%で、令和元（2019）年度の10.1%と比べ2.3%減少しています。

また、中学校の就学援助認定者数は、令和5（2023）年度は387人で、令和元（2019）年度と比べ56人減少しています。就学援助の認定率（要保護及び準要保護生徒数の全生徒数の占める割合）は令和元（2019）年度から令和4（2022）年度まで12%後半で横ばいとなっていました。令和5（2023）年度に11.1%へ減少しています。

【小学校における就学援助認定者数及び認定率の推移・久喜市教育委員会】



【中学校における就学援助認定者数及び認定率の推移・久喜市教育委員会】



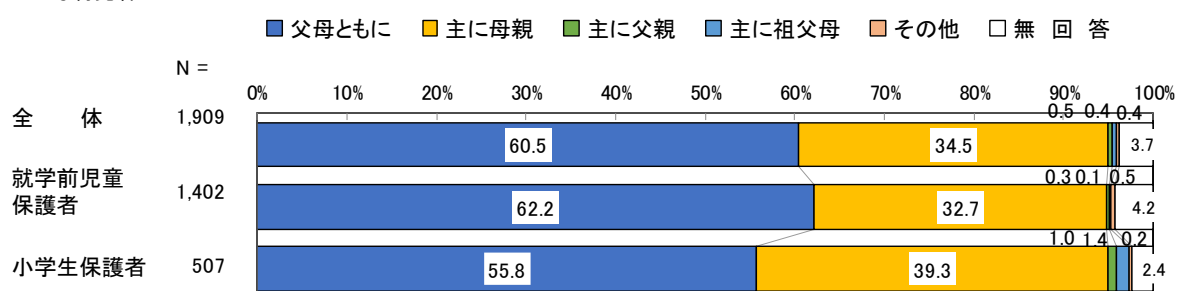
2 アンケート結果からみられる状況

(1) 子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査

① 子育て世帯の状況・保護者の就労状況

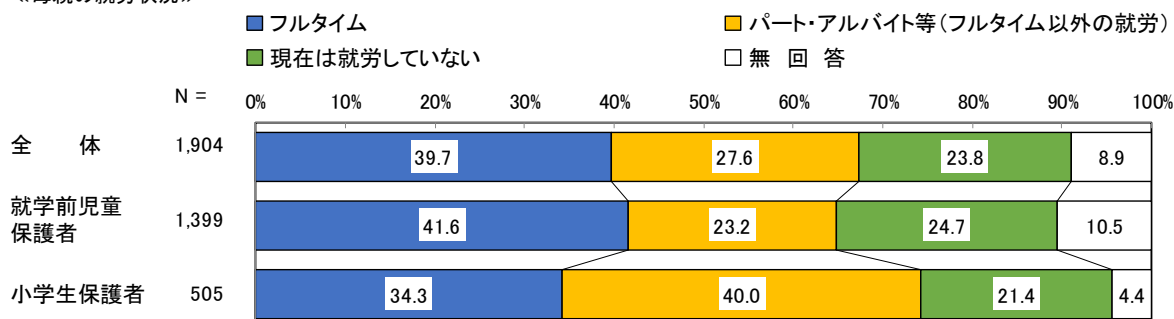
主に子育てをしている人は、「父母ともに」が就学前児童保護者で 62.2%、小学生保護者で 55.8%（平成 30（2018）年実施の前回調査（以下、「前回調査」）では、52.5%、55.8%）と就学前児童保護者で前回調査より増えており、「主に母親」から「父母ともに」へと移行している傾向がみられます。

《主な育児者》



母親の就労状況は、「フルタイム」が就学前児童保護者で 41.6%、小学生保護者で 34.3%（前回調査では、33.2%、25.4%）といずれも前回調査より増えています。

《母親の就労状況》

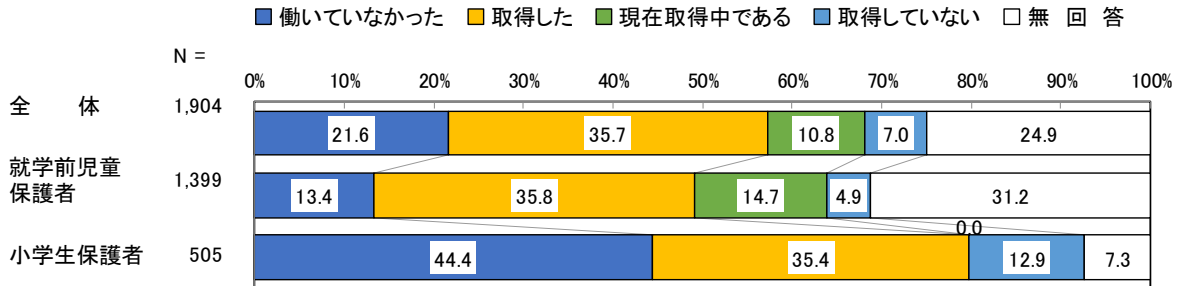


育児休業の取得状況は、就学前児童保護者で取得中、取得した人は母親で 50.5%、父親で 22.2%（前回調査では、それぞれ 39.5%、3.7%）といずれも前回調査より大幅に増えています。

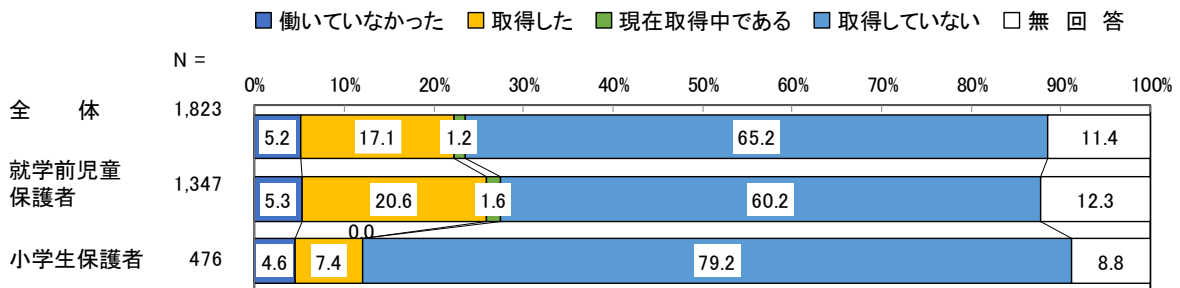
母親が働いていなかった割合は、就学前保護者が小学生保護者の1/3以下という状況から、教育・保育施設利用の無償化等により、保育ニーズは継続して高いことが考えられます。

こども数は微減したとしても保育ニーズは高く、提供体制の維持や対応などについて継続した検討が必要となっています。

《母親の育児休業の取得》



《父親の育児休業の取得》

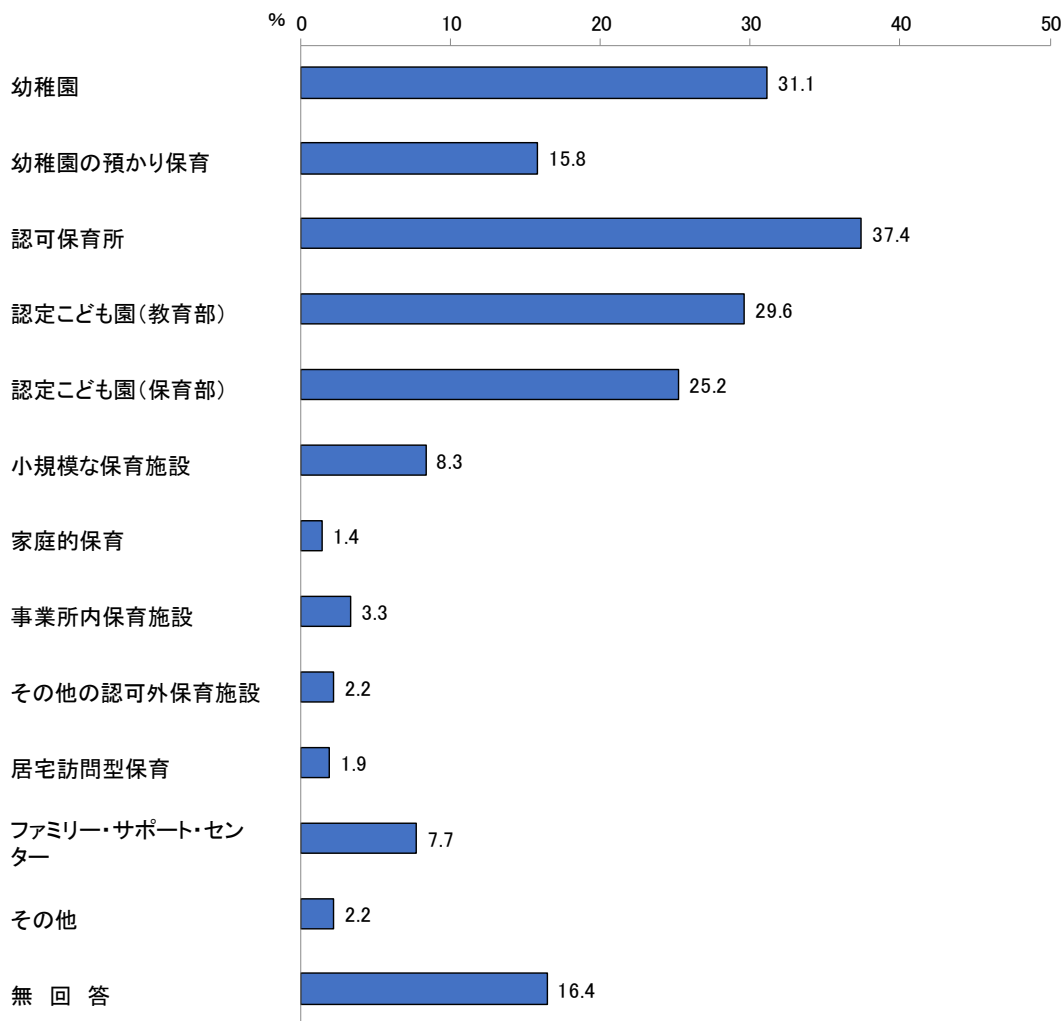


②教育・保育事業の利用

無回答 16.4%を除いた8割以上の保護者が、平日の教育・保育事業の利用を希望しています。平日の利用希望が多いのは、平日に就業することが多いことから予想できますが、教育・保育事業を利用しなければ就業しにくい状況にあるとも考えられます。

また、前回調査では、希望する事業は認定こども園(46.3%)や幼稚園(46.2%)が最も多くなっていましたが、今回は認可保育所(37.4%)が最も多く、開園・閉園時間を含め保育先の受け入れ体制等が働きやすさに影響があることが考えられます。

《平日に希望する教育・保育事業》〔複数回答〕
N = 1,402



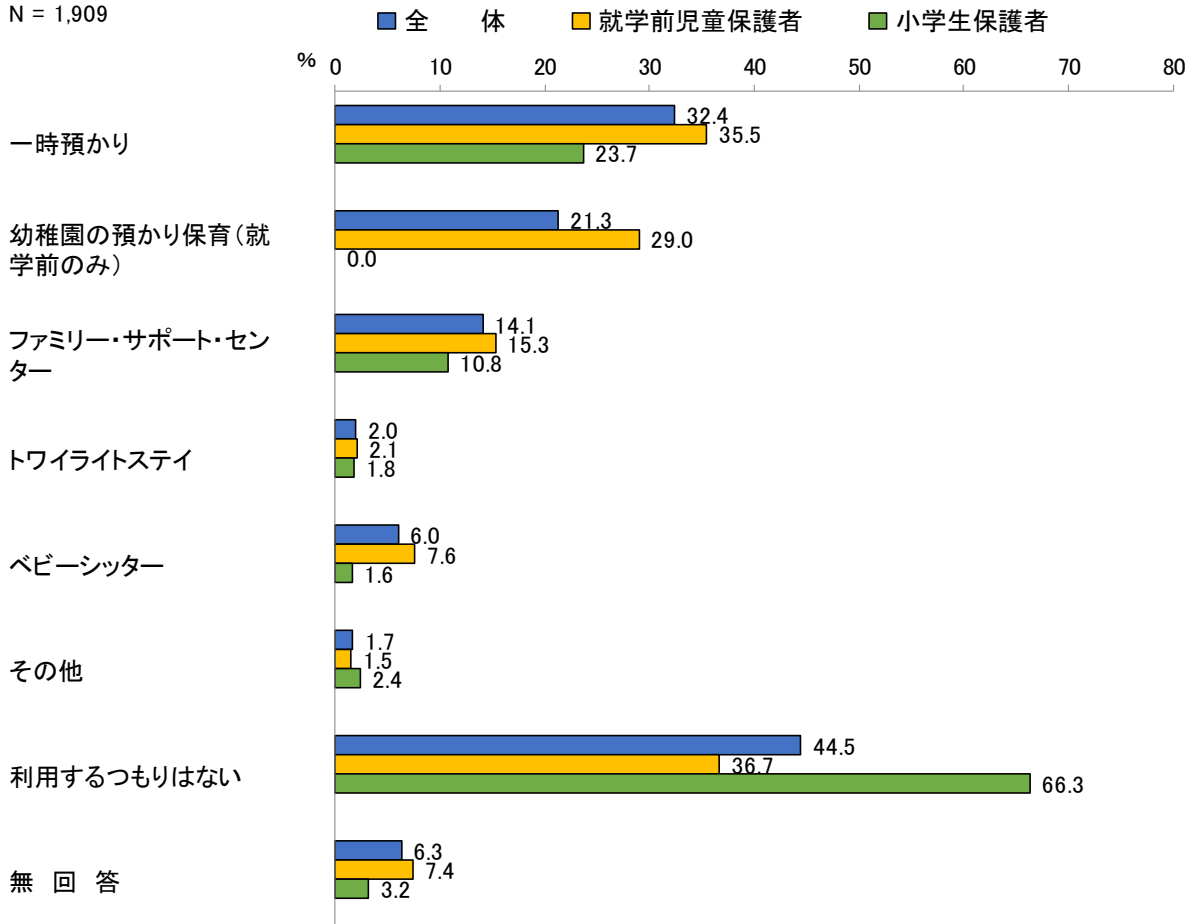
		平日希望する教育・保育事業〔上段、人、下段、%、複数回答〕													
		全体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園(教育部)	認定こども園(保育部)	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
保護者の就業状況別	全体	1,402	436	221	525	415	353	116	20	46	31	26	108	31	230
		100.0	31.1	15.8	37.4	29.6	25.2	8.3	1.4	3.3	2.2	1.9	7.7	2.2	16.4
	共働き世帯	840	188	133	421	233	270	80	12	29	20	19	78	19	83
		100.0	22.4	15.8	50.1	27.7	32.1	9.5	1.4	3.5	2.4	2.3	9.3	2.3	9.9
	共働きでない世帯	287	174	56	41	122	45	19	3	11	7	6	18	11	29
	100.0	60.6	19.5	14.3	42.5	15.7	6.6	1.0	3.8	2.4	2.1	6.3	3.8	10.1	
その他の世帯	275	74	32	63	60	38	17	5	6	4	1	12	1	118	
	100.0	26.9	11.6	22.9	21.8	13.8	6.2	1.8	2.2	1.5	0.4	4.4	0.4	42.9	
保育サービス等利用別	全体	1,402	436	221	525	415	353	116	20	46	31	26	108	31	230
		100.0	31.1	15.8	37.4	29.6	25.2	8.3	1.4	3.3	2.2	1.9	7.7	2.2	16.4
	利用あり	887	233	120	313	242	164	31	6	17	7	14	58	22	112
	100.0	26.3	13.5	35.3	27.3	18.5	3.5	0.7	1.9	0.8	1.6	6.5	2.5	12.6	
利用なし	515	203	101	212	173	189	85	14	29	24	12	50	9	118	
	100.0	39.4	19.6	41.2	33.6	36.7	16.5	2.7	5.6	4.7	2.3	9.7	1.7	22.9	

③子ども・子育て支援事業の利用

不定期に利用したい一時預かり事業は、就学前児童保護者で「一時預かり」が35.5%、「幼稚園の預かり保育（就学前のみ）」が29.0%と多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が15.3%となっています。利用目的を含めた利用状況を把握し、利用しやすさなどを加味して、サービス提供体制をどのように確保していくかが課題といえます。

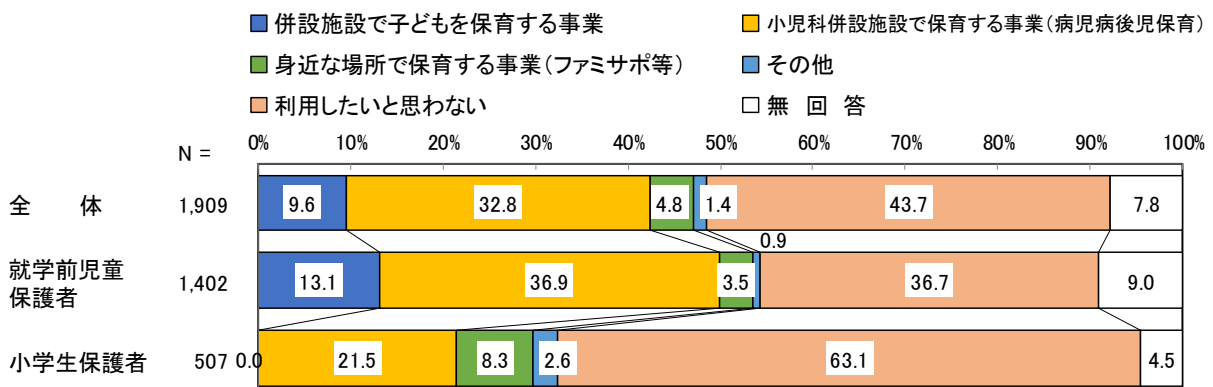
《一時預かり事業の利用希望》〔複数回答〕

N = 1,909



病気やけがの時に利用したい事業は、就学前児童保護者で「小児科併設施設で保育する事業（病児病後児保育）」が36.9%、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が13.1%、身近な場所で保育する事業（ファミサポ等）」が3.5%となっています。

《病気やけがの時に利用したい事業》

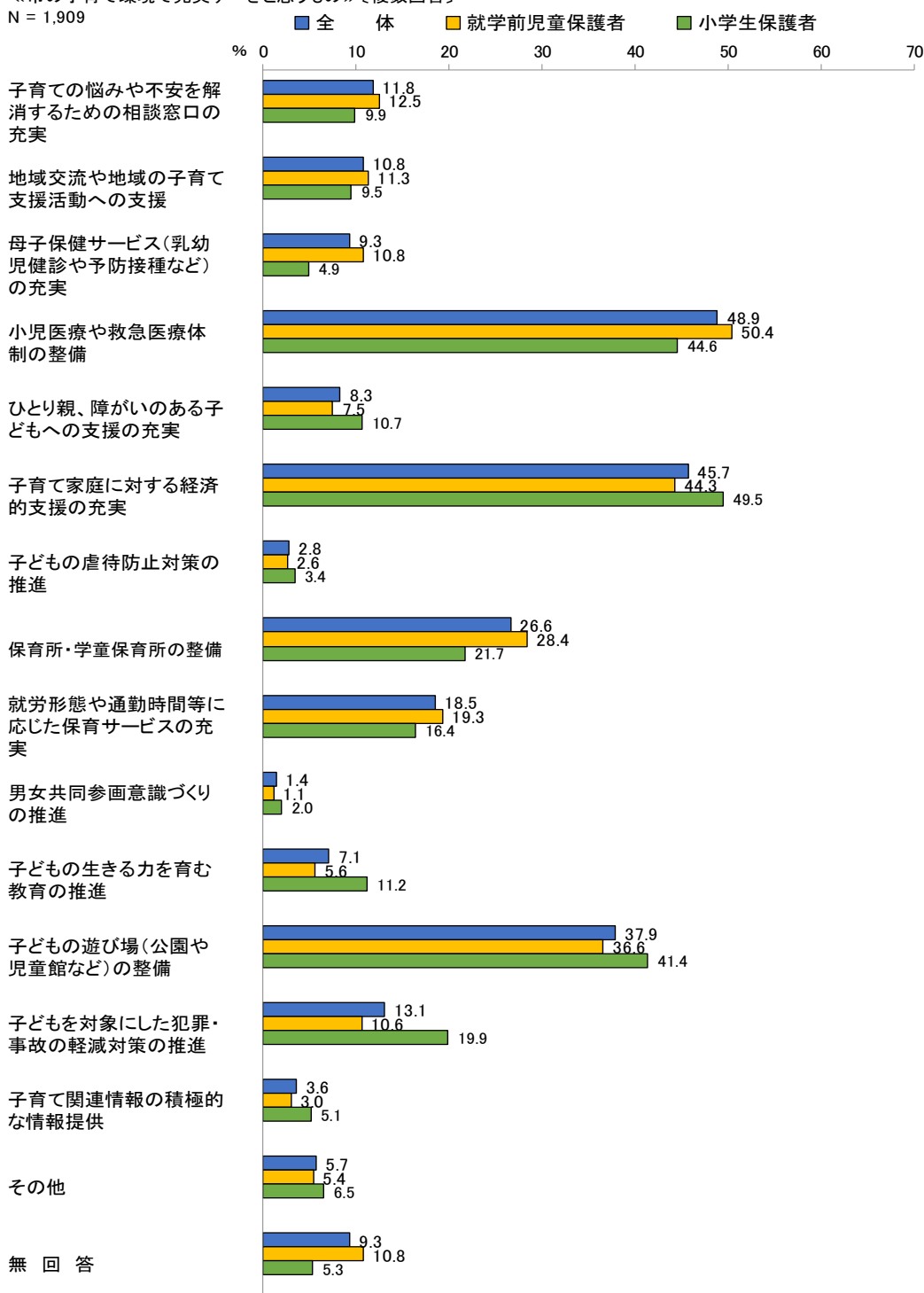


④こどもの育ちを取り巻く環境

久喜市の子育て環境で充実すべきと思うものは、就学前児童保護者で「小児医療や救急医療体制の整備」が50.4%、「子育て家庭に対する経済的支援の充実」が44.3%、「子どもの遊び場(公園や児童館など)の整備」が36.6%(前回調査では、それぞれ54.6%、43.0%、49.1%)となっており、「子どもの遊び場(公園や児童館など)の整備」は前回調査よりも減っています。小学生保護者で「子育て家庭に対する経済的支援の充実」が49.5%、「小児医療や救急医療体制の整備」が44.6%、「子どもの遊び場(公園や児童館など)の整備」が41.4%(前回調査では、それぞれ34.7%、59.0%、50.9%)となっており、「小児医療や救急医療体制の整備」と「子どもの遊び場(公園や児童館など)の整備」は前回調査よりも減っています。

《市の子育て環境で充実すべきと思うもの》〔複数回答〕

N = 1,909



(2)こどもの生活に関する調査

市実施分と県実施分をあわせて集計した結果を示しています。

埼玉県調査（令和5年度実施）と同様に、世帯の年間収入について、「世帯人数」を踏まえて下記のように処理し、「等価世帯収入」の水準による分類を行いました。（下表のとおり）

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）

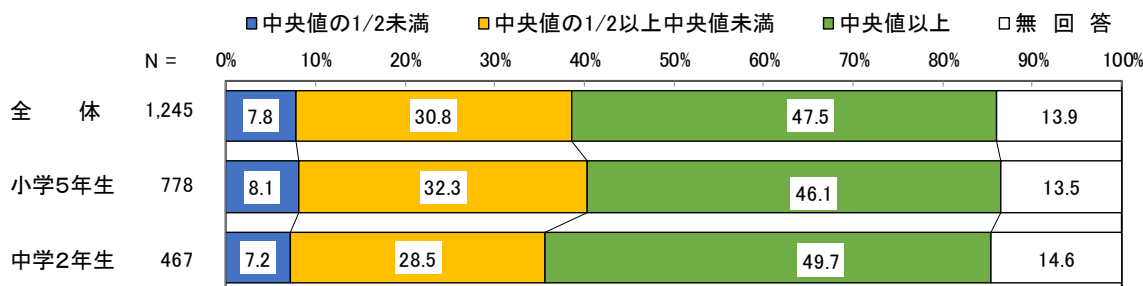
（※令和3年12月内閣府政策統括官（政策調整担当）発行「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」から引用）

○上記の値を、同居家族の人数の平方根をとった数で除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め（埼玉県調査の中央値は306.19万円）、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

生活困難な状況に相当する「中央値の1/2未満」は、埼玉県が実施した調査では県全体で10.3%でしたが、本市では、7.8%となっており、県全体と比べて2.5ポイント低い結果となっています。

《等価世帯収入分類》



また、こころの健康状況別は、保護者アンケートでの直近1か月における現在の心境の回答6項目（a. 神経過敏に感じた b. 絶望的だと感じた c. そわそわ落ち着かない d. 気分が沈んで気が晴れない e. 何をするのも面倒だ f. 自分は価値のない人間だ）を点数化し、「問題なし（4点以下）」「要観察（5～9点）」「要注意（10点以上）」と分類しています。

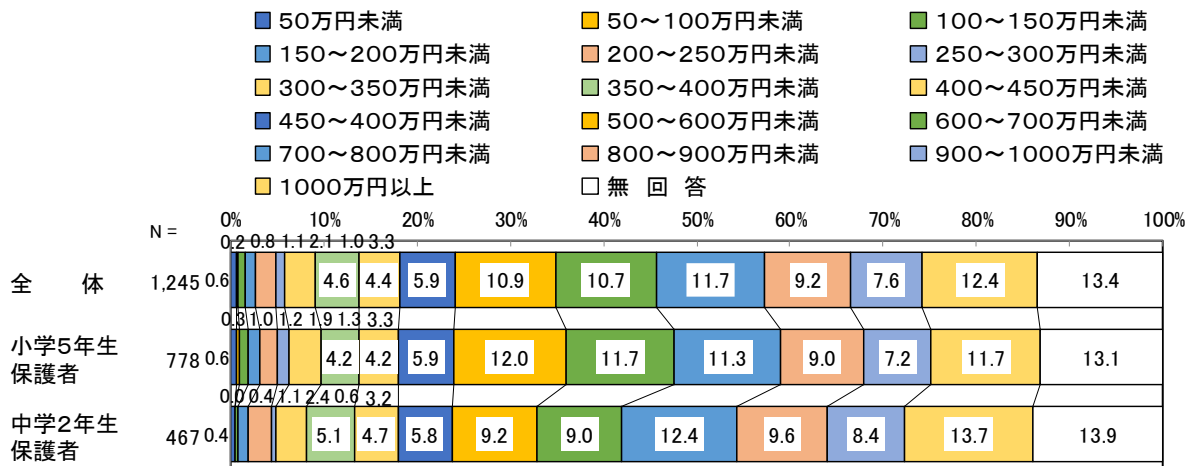
	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったく
a) 神経過敏に感じた	0	1	2	3	4
b) 絶望的だと感じた	0	1	2	3	4
c) そわそわ、落ち着かなく感じた	0	1	2	3	4
d) 気分が沈み込んで、何が起ころっても気が晴れないように感じた	0	1	2	3	4
e) 何をするのも面倒だと感じた	0	1	2	3	4
f) 自分は価値のない人間だと感じた	0	1	2	3	4

a)～f)の6項目の合計点が5点未満:問題なし、合計点が5～10点:要観察、ストレスが溜まっている状態、合計点が10点以上:要注意・要受診、こころが疲労している状態に区分しています。

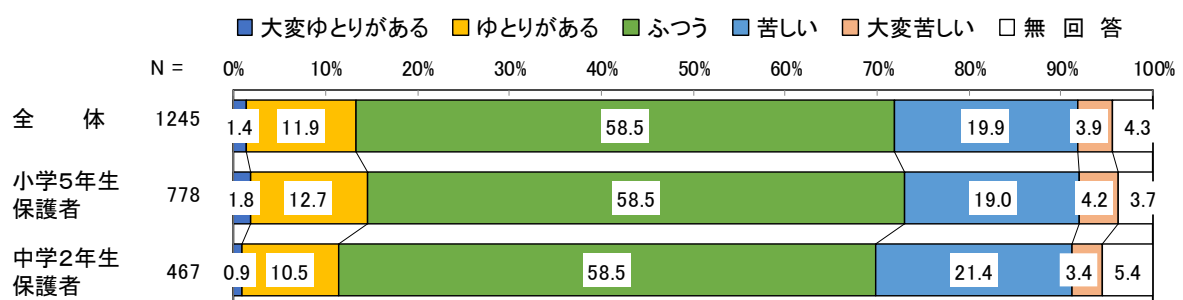
① 子育て世帯の状況

世帯年収は、小学校5年生保護者と比べ、中学2年生保護者の方が多くなっており、親の年齢・勤続年数に合わせて収入が上がっていると考えられます。一方、現在の暮らしの状況では、若干ではありますが、中学2年生保護者の方が「苦しい」と回答している割合が多くなっています。このことから、こどもの年齢が上がると学費やその他の出費（塾の月謝や課外活動にかかる経費等）が増え、収支のバランスを取ることに苦慮していることが伺えます。

《世帯全体の年間収入(税込)》



《現在の暮らしの状況》



離婚している世帯では、「中央値の1/2未満」の割合が38.1%と高く、現在の暮らしの状況についても、「中央値の1/2未満」は苦しいと大変苦しいがあわせて59.8%と多く、「中央値の1/2以上中央値未満」（周辺層）においても、苦しいが30.2%となっています。県より「中央値の1/2未満」の割合は低いものの、現在の暮らしの状況は世帯収入の低さやひとり親家庭などで苦しいと感じていることが伺えます。

現在の暮らしの状況は生活状況別及び世帯年収別いずれも、年収が低いほど「苦しい」「大変苦しい」と回答する割合が多くなっています。また、こころの健康状態が要注意（10点以上）の者は、問題なし（4点以下）、要観察（5～9点）の者と比べ、状況が「苦しい」「大変苦しい」という回答の割合が高く、生活の質や満足度、生活への意欲やこどもとの関わり方等への影響が懸念されます。

		生計を同一にしている親の婚姻状況[上段、人、下段、%]							
		全 体	結婚している (再婚や 事実婚を含 む。)	離婚	死別	未婚	わからな い	いない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,245 100.0	1,079 86.7	85 6.8	13 1.0	6 0.5	3 0.2	10 0.8	49 3.9
	中央値の1/ 2未満	97 100.0	49 50.5	37 38.1	5 5.2	4 4.1	- -	1 1.0	1 1.0
	中央値の1/2以 上中央値未満	384 100.0	343 89.3	27 7.0	4 1.0	2 0.5	1 0.3	6 1.6	1 0.3
	中央値以上	591 100.0	572 96.8	13 2.2	2 0.3	- -	1 0.2	3 0.5	- -
	無 回 答	173 100.0	115 66.5	8 4.6	2 1.2	- -	1 0.6	- -	47 27.2

		現在の暮らしの状況[上段、人、下段、%]						
		全 体	大変ゆと りがある	ゆとりが ある	ふつう	苦しい	大変苦し い	無回答
生活 状況 別	全 体	1,245 100.0	18 1.4	148 11.9	728 58.5	248 19.9	49 3.9	54 4.3
	中央値の1/ 2未満	97 100.0	- -	3 3.1	36 37.1	39 40.2	19 19.6	- -
	中央値の1/2以 上中央値未満	384 100.0	1 0.3	20 5.2	227 59.1	116 30.2	18 4.7	2 0.5
	中央値以上	591 100.0	16 2.7	115 19.5	381 64.5	69 11.7	9 1.5	1 0.2
	無 回 答	173 100.0	1 0.6	10 5.8	84 48.6	24 13.9	3 1.7	51 29.5

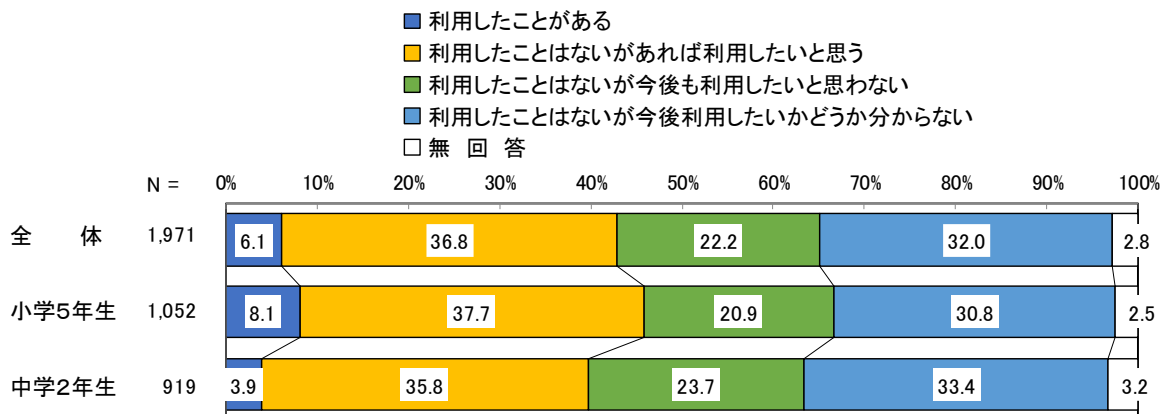
		現在の暮らしの状況[上段、人、下段、%]						
		全 体	大変ゆと りがある	ゆとりが ある	ふつう	苦しい	大変苦し い	無回答
世帯 年収 別	全 体	1,245 100.0	18 1.4	148 11.9	728 58.5	248 19.9	49 3.9	54 4.3
	200万円未満	33 100.0	- -	2 6.1	11 33.3	14 42.4	6 18.2	- -
	200~400万 円未満	137 100.0	1 0.7	7 5.1	60 43.8	50 36.5	18 13.1	1 0.7
	400~600万 円未満	264 100.0	- -	11 4.2	162 61.4	79 29.9	11 4.2	1 0.4
	600~800万 円未満	279 100.0	1 0.4	22 7.9	194 69.5	55 19.7	6 2.2	1 0.4
	800万円以上	365 100.0	15 4.1	97 26.6	221 60.5	27 7.4	5 1.4	- -
	無 回 答	167 100.0	1 0.6	9 5.4	80 47.9	23 13.8	3 1.8	51 30.5

		現在の暮らしの状況[上段、人、下段、%]						
		全 体	大変ゆと りがある	ゆとりが ある	ふつう	苦しい	大変苦し い	無回答
こころ の健 康度 別	全 体	1,245 100.0	18 1.4	148 11.9	728 58.5	248 19.9	49 3.9	54 4.3
	問題なし(4点 以下)	640 100.0	16 2.5	119 18.6	427 66.7	70 10.9	4 0.6	4 0.6
	要観察(5~9 点)	280 100.0	2 0.7	15 5.4	177 63.2	78 27.9	8 2.9	- -
	要注意(10点 以上)	192 100.0	- -	6 3.1	73 38.0	78 40.6	34 17.7	1 0.5
	無 回 答	133 100.0	- -	8 6.0	51 38.3	22 16.5	3 2.3	49 36.8

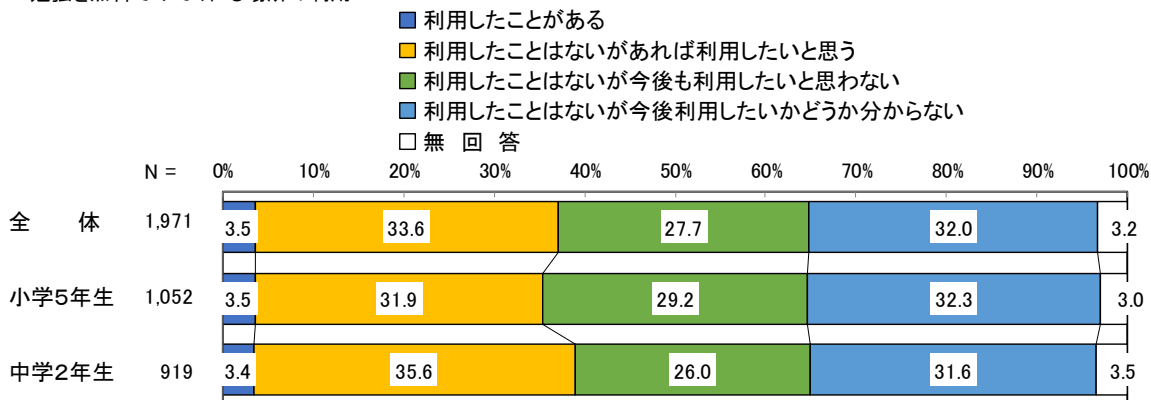
各支援施策の利用状況は、「利用したことがある」はいずれも1割を下回っており、これら各種支援と居場所の整備を合わせて、着実な利用につながる効果的な周知・啓発が課題となっています。

利用希望については、「ア) こども食堂など」と「イ) 勉強を無料でみてくれる場所」を利用したいと思う割合は、「中央値の1/2未満」が最も高くなっています。また、「ウ) 何でも相談できる場所」については、「中央値以上」が最も高くなっています。

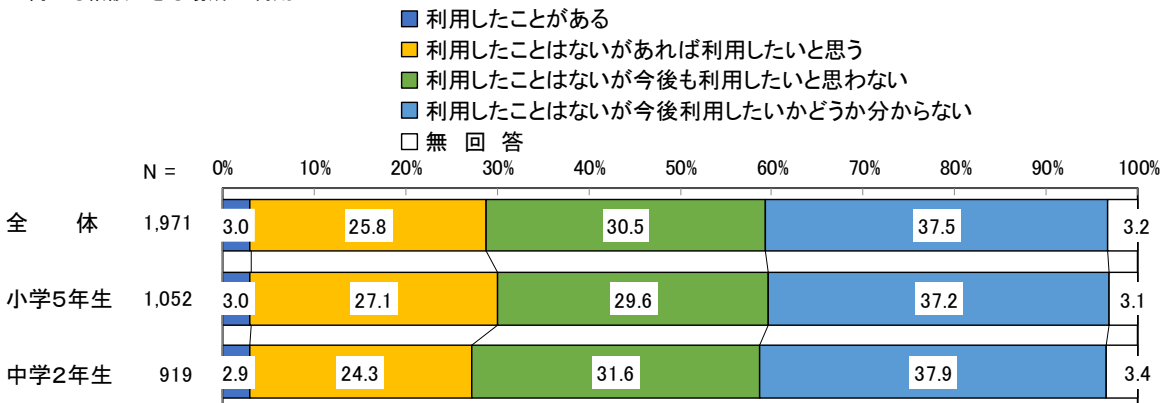
《こども食堂などの利用》



《勉強を無料でみてくれる場所の利用》



《何でも相談できる場所の利用》



		こども食堂などの利用〔上段、人、下段、%〕					
		全 体	利用したこ とがある	利用したこ とはないがあ れば利用し たいと思う	利用したこ とはないが今 後も利用し たいと思わ ない	利用したこ とはないが今 後も利用し たいかどう か分からない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	121	726	438	631	55
		100.0	6.1	36.8	22.2	32.0	2.8
	中央値の1/2 未満	92	8	38	26	17	3
		100.0	8.7	41.3	28.3	18.5	3.3
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	22	127	93	119	11
		100.0	5.9	34.1	25.0	32.0	3.0
	中央値以上	574	37	220	118	189	10
100.0		6.4	38.3	20.6	32.9	1.7	
無 回 答	933	54	341	201	306	31	
	100.0	5.8	36.5	21.5	32.8	3.3	

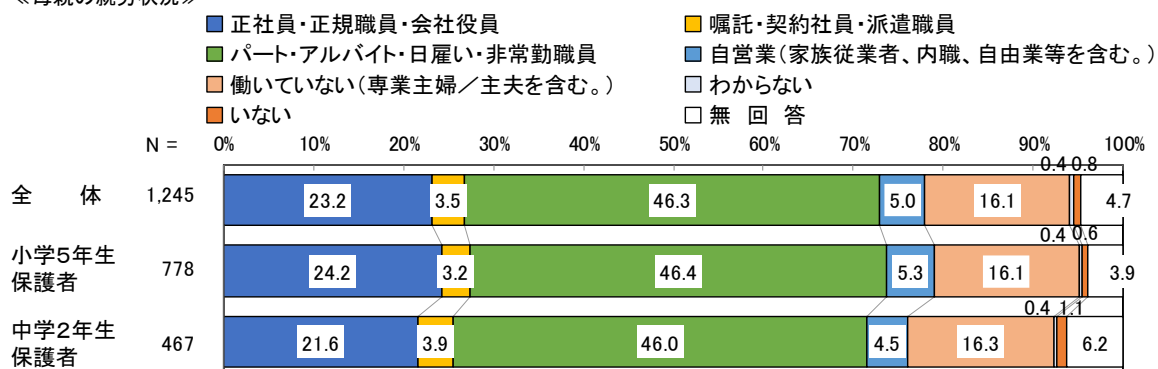
		勉強を無料でみてくれる場所の利用〔上段、人、下段、%〕					
		全 体	利用したこ とがある	利用したこ とはないがあ れば利用し たいと思う	利用したこ とはないが今 後も利用し たいと思わ ない	利用したこ とはないが今 後も利用し たいかどう か分からない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	68	663	546	630	64
		100.0	3.5	33.6	27.7	32.0	3.2
	中央値の1/2 未満	92	7	34	30	20	1
		100.0	7.6	37.0	32.6	21.7	1.1
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	10	109	106	134	13
		100.0	2.7	29.3	28.5	36.0	3.5
	中央値以上	574	18	209	157	177	13
100.0		3.1	36.4	27.4	30.8	2.3	
無 回 答	933	33	311	253	299	37	
	100.0	3.5	33.3	27.1	32.0	4.0	

		何でも相談できる場所の利用〔上段、人、下段、%〕					
		全 体	利用したこ とがある	利用したこ とはないがあ れば利用し たいと思う	利用したこ とはないが今 後も利用し たいと思わ ない	利用したこ とはないが今 後も利用し たいかどう か分からない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	59	508	601	739	64
		100.0	3.0	25.8	30.5	37.5	3.2
	中央値の1/2 未満	92	3	22	37	28	2
		100.0	3.3	23.9	40.2	30.4	2.2
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	10	94	118	137	13
		100.0	2.7	25.3	31.7	36.8	3.5
	中央値以上	574	20	150	172	217	15
100.0		3.5	26.1	30.0	37.8	2.6	
無 回 答	933	26	242	274	357	34	
	100.0	2.8	25.9	29.4	38.3	3.6	

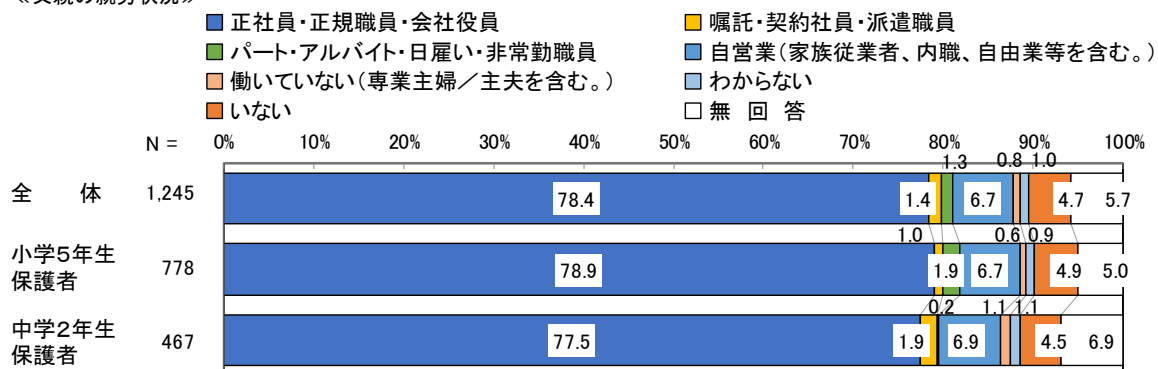
②こどもとの関わり方・相談等

保護者の就労状況は学年間での大きな差はみられませんが、中学2年生保護者ではこどもの学校イベントへの参加がやや少なくなっています。これは、こどもの学年が上がるとともに、保護者の会社での責任が増えることや、中学2年生保護者の方が若干ではありますが暮らしの状況が“苦しい”と回答している割合が増えていることなどにより、仕事（給料）の重要性が増しているため、参加率が低くなっていることが予想されます。県の調査でも、世帯年収が低いほど、参加率が低くなる傾向がみられます。

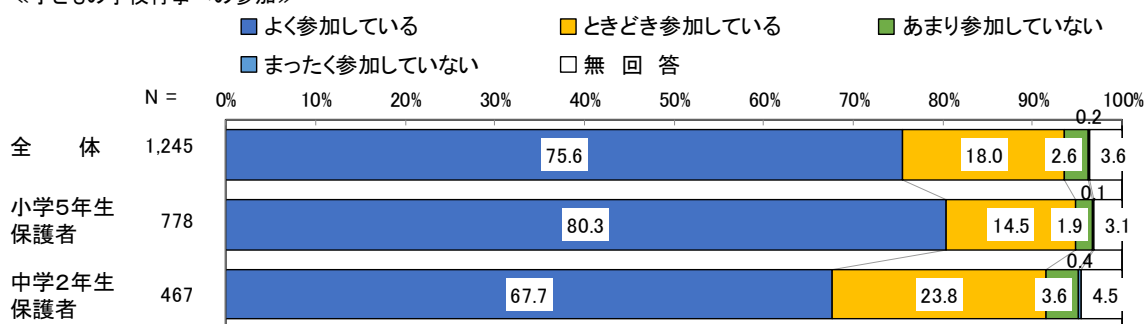
《母親の就労状況》



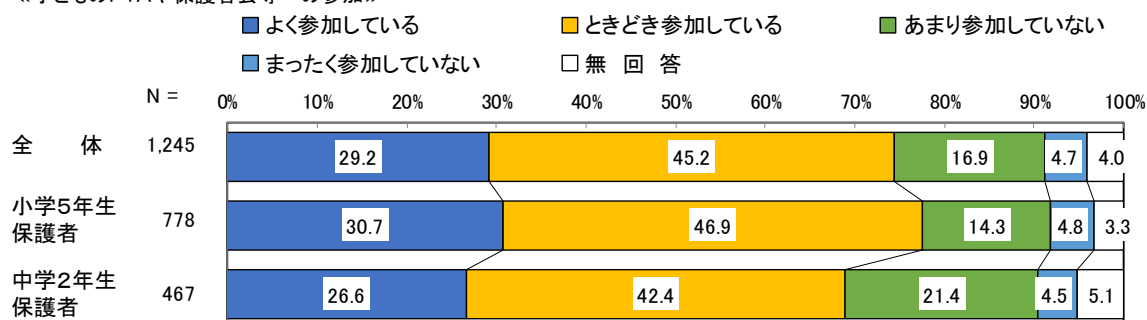
《父親の就労状況》



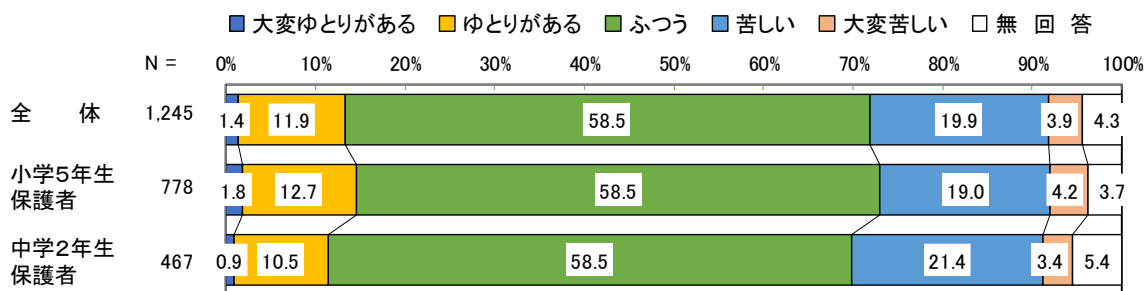
《子どもの学校行事への参加》



《子どものPTAや保護者会等への参加》



《現在の暮らしの状況》

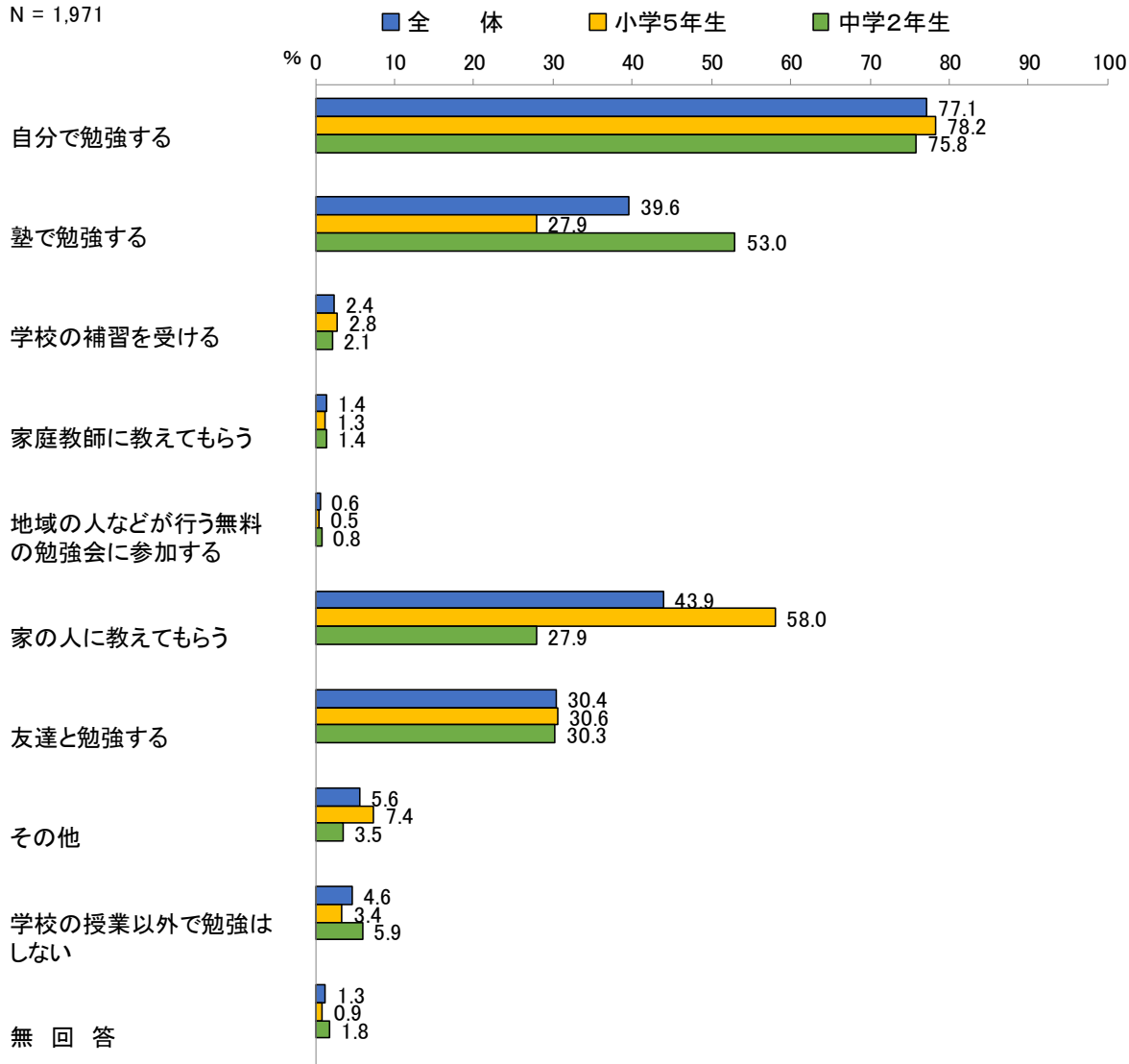


③こどもの学習・生活の状況

学校以外での勉強は、小学5年生で「家の人に教えてもらう」が58.0%、中学2年生で「塾で勉強する」が53.0%と「自分で勉強する」に次いで2番目に多くなっており、県の調査と同様の傾向が見られます。

《学校の授業以外での勉強》〔複数回答〕

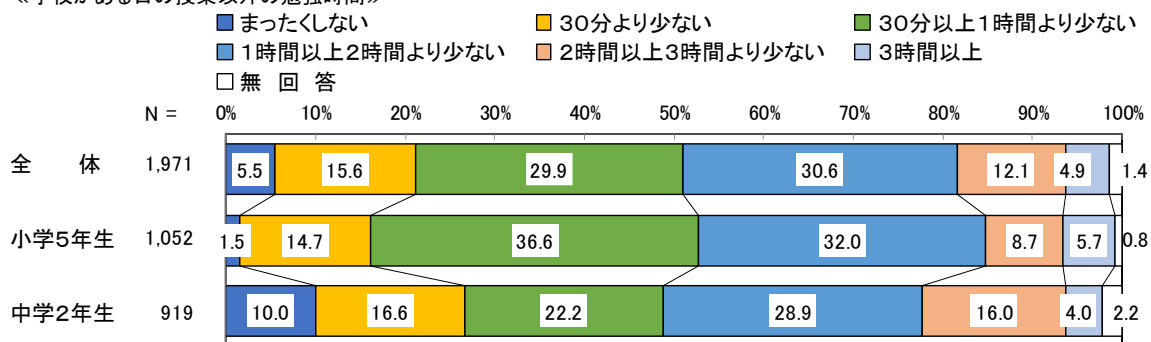
N = 1,971



学校がある日の1日の勉強時間は、小学5年生で「30分以上1時間より少ない」が36.6%、中学2年生で「1時間以上2時間より少ない」が28.9%と最も多くなっています。県の調査では、小学5年生、中学2年生ともに「30分以上1時間より少ない」が最も多く、県調査よりも中学2年生の勉強時間はやや多いと考えられます。

学習状況については、概ね生活困窮の度合いに応じて学校以外での学習機会が少なくなり、成績や授業の理解度も低下傾向で、県調査でも同じような傾向がみられます。

《学校がある日の授業以外の勉強時間》



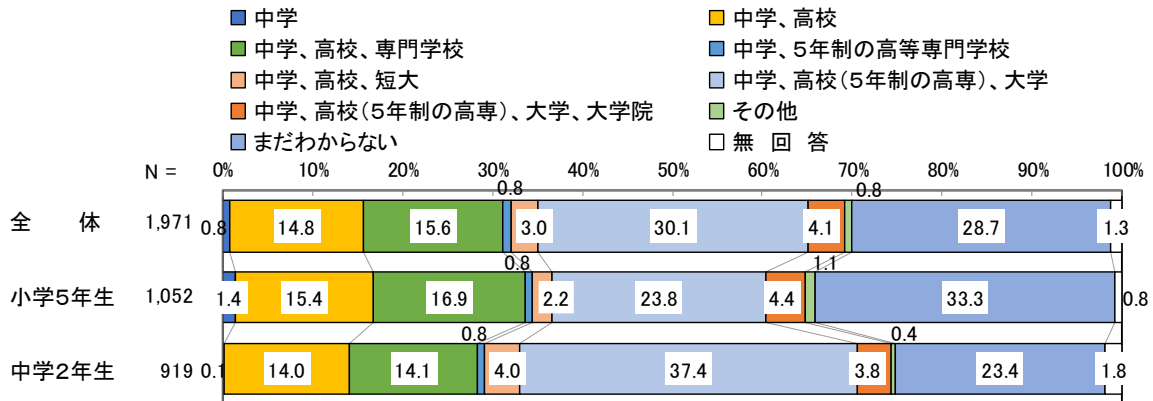
生活状況別	全体	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
生活状況別	全体	1,971	1,520	781	48	27	12	866	600	110	90	26
		100.0	77.1	39.6	2.4	1.4	0.6	43.9	30.4	5.6	4.6	1.3
	中央値の1/2未満	92	70	21	1	-	1	38	25	3	6	2
		100.0	76.1	22.8	1.1	-	1.1	41.3	27.2	3.3	6.5	2.2
	中央値の1/2以上中央値未満	372	287	108	8	6	1	182	109	22	21	2
		100.0	77.2	29.0	2.2	1.6	0.3	48.9	29.3	5.9	5.6	0.5
	中央値以上	574	479	252	14	9	5	303	182	37	12	3
	100.0	83.4	43.9	2.4	1.6	0.9	52.8	31.7	6.4	2.1	0.5	
無回答	933	684	400	25	12	5	343	284	48	51	19	
	100.0	73.3	42.9	2.7	1.3	0.5	36.8	30.4	5.1	5.5	2.0	

問3授業以外の勉強時間ア)学校がある日 [%]	全体	上のほう	やや上のほう	まん中あたり	やや下のほう	下のほう	わからない	無回答
		人	人	人	人	人	人	人
全体	1,971	196	291	631	302	305	220	26
	100.0	9.9	14.8	32.0	15.3	15.5	11.2	1.3
まったくしない	108	5	15	28	9	44	7	-
	100.0	4.6	13.9	25.9	8.3	40.7	6.5	-
30分より少ない	308	16	35	98	62	57	40	-
	100.0	5.2	11.4	31.8	20.1	18.5	13.0	-
30分以上1時間より少ない	589	51	79	202	105	86	66	-
	100.0	8.7	13.4	34.3	17.8	14.6	11.2	-
1時間以上2時間より少ない	603	60	109	204	84	78	66	2
	100.0	10.0	18.1	33.8	13.9	12.9	10.9	0.3
2時間以上3時間より少ない	238	39	36	68	33	31	30	1
	100.0	16.4	15.1	28.6	13.9	13.0	12.6	0.4
3時間以上	97	24	17	30	9	7	10	-
	100.0	24.7	17.5	30.9	9.3	7.2	10.3	-
無回答	28	1	-	1	-	2	1	23
	100.0	3.6	-	3.6	-	7.1	3.6	82.1

将来の進学希望については、中学生は小学生と比べ、高校から上への進路希望が高くなっており、進学に伴い、希望する学校や職業を自ら選択していることが伺われます。

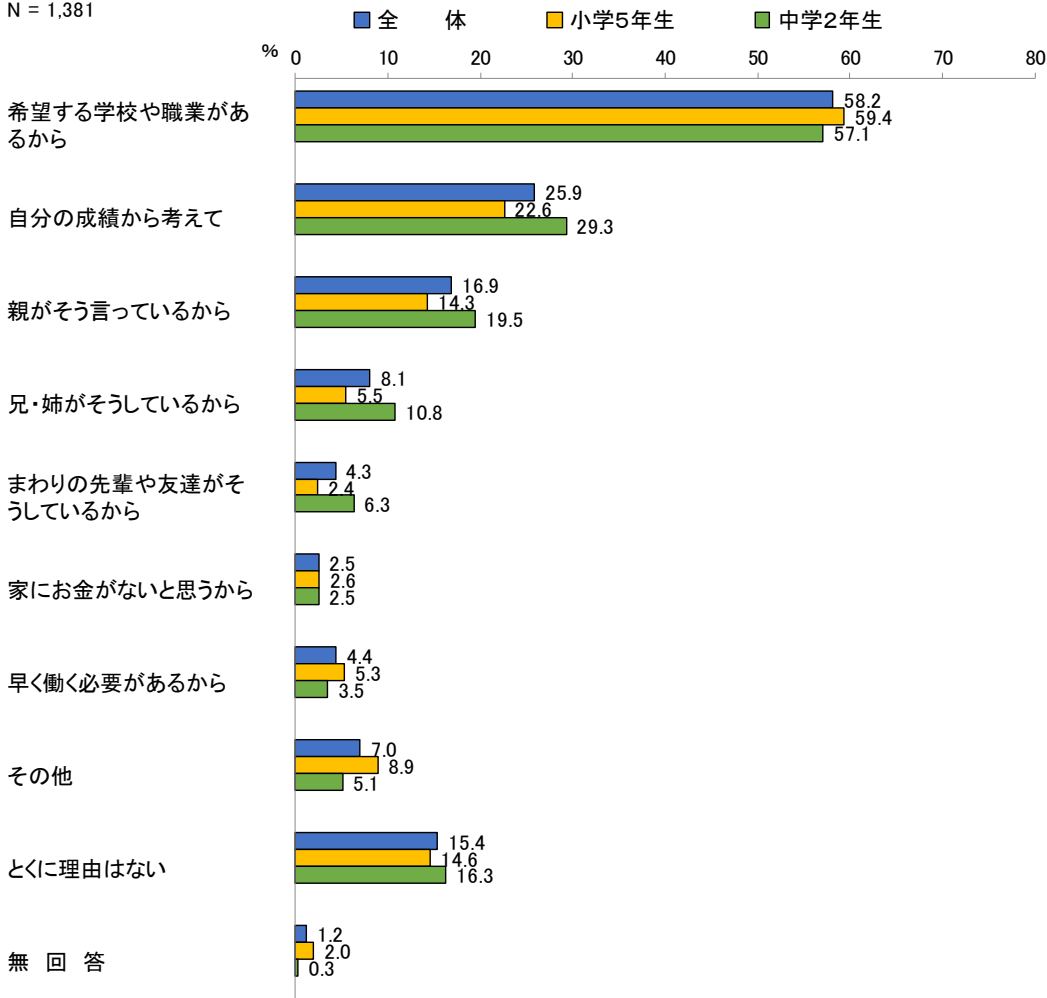
「中央値の1/2未満」で「中学、高校」が多く、「中央値の1/2以上中央値未満」と「中央値以上」では「中学、高校(5年制の高専)、大学」が多くなっています。その理由としては、生活状況別に関係なく、「希望する学校や職業があるから」が最も多く、「自分の成績から考えて」と続いています。また、「中央値の1/2未満」では、「早く働く必要があるから」が「中央値以上」や「中央値の1/2以上中央値未満」より多くなっています。保護者の回答をみると、「中央値の1/2未満」では、「中学、高校」または「中学、高校、専門学校」が多くなっています。

《将来の進学希望》



《答えた理由》〔複数回答〕

N = 1,381



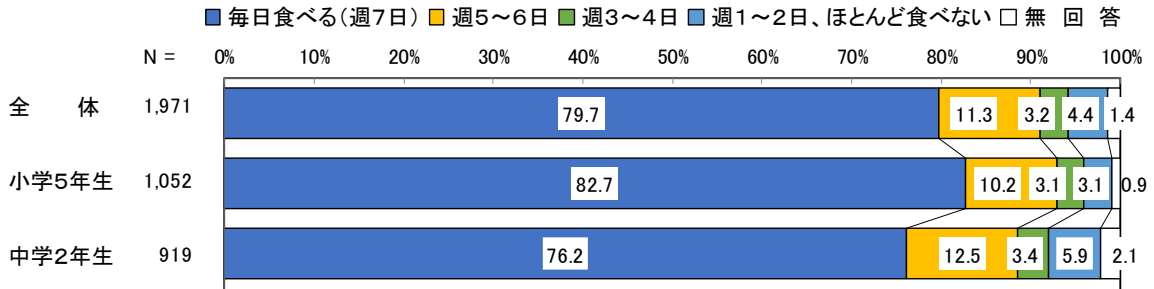
		将来の進学希望[上段,人、下段,%]										
		全 体	中 学	中学、高 校	中学、高 校、専門学 校	中学、5年 制の高等 専門学校	中学、高 校、短大	中学、高校 (5年制の高 専)、大学	中学、高校 (5年制の高 専)、大学、 大学院	その他	まだわか らない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	16	291	308	15	60	594	81	16	565	25
		100.0	0.8	14.8	15.6	0.8	3.0	30.1	4.1	0.8	28.7	1.3
	中央値の1/2 未満	92	2	26	17	2	5	16	2	1	20	1
		100.0	2.2	28.3	18.5	2.2	5.4	17.4	2.2	1.1	21.7	1.1
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	3	64	57	2	4	111	12	2	114	3
		100.0	0.8	17.2	15.3	0.5	1.1	29.8	3.2	0.5	30.6	0.8
	中央値以上	574	3	63	86	4	17	219	26	5	148	3
	100.0	0.5	11.0	15.0	0.7	3.0	38.2	4.5	0.9	25.8	0.5	
無 回 答	933	8	138	148	7	34	248	41	8	283	18	
	100.0	0.9	14.8	15.9	0.8	3.6	26.6	4.4	0.9	30.3	1.9	

		答えた理由[上段,人、下段,%・複数回答]										
		全 体	希望する学 校や職業が あるから	自分の成績 から考えて	親がそう 言っている から	兄・姉がそう しているから	まわりの先 輩や友達 がそうして いるから	家にお金 がないと思 うから	早く働く必 要がある から	その他	とくに理 由はない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,381	804	358	233	112	60	35	61	97	213	16
		100.0	58.2	25.9	16.9	8.1	4.3	2.5	4.4	7.0	15.4	1.2
	中央値の1/2 未満	71	36	18	5	5	2	5	10	3	13	-
		100.0	50.7	25.4	7.0	7.0	2.8	7.0	14.1	4.2	18.3	-
	中央値の1/2以 上中央値未満	255	145	58	35	23	10	8	8	20	40	5
		100.0	56.9	22.7	13.7	9.0	3.9	3.1	3.1	7.8	15.7	2.0
	中央値以上	423	257	120	86	27	16	4	13	37	62	3
	100.0	60.8	28.4	20.3	6.4	3.8	0.9	3.1	8.7	14.7	0.7	
無 回 答	632	366	162	107	57	32	18	30	37	98	8	
	100.0	57.9	25.6	16.9	9.0	5.1	2.8	4.7	5.9	15.5	1.3	

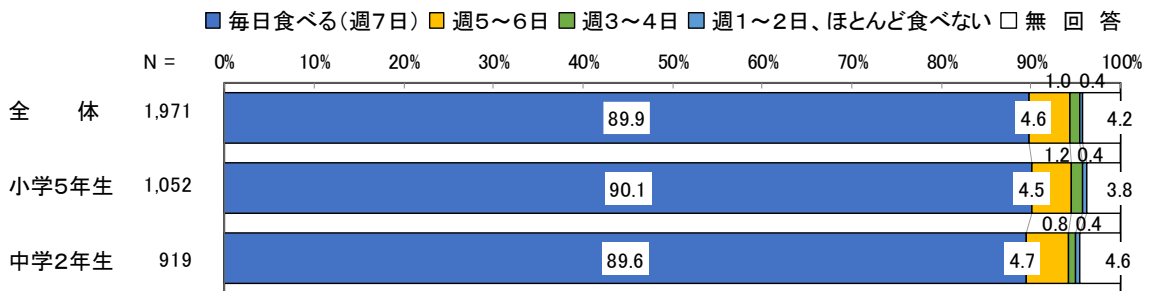
		子どもの進学先[上段,人、下段,%]										
		全 体	中 学	中学、高 校	中学、高 校、専門学 校	中学、5 年制の高 専	中学、高 校、短大	中学、高校 (5年制高 専)、大学	中学、高校 (5年制高 専)、大学、 大学院	その他	わから ない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,245	3	105	161	2	30	540	137	1	218	48
		100.0	0.2	8.4	12.9	0.2	2.4	43.4	11.0	0.1	17.5	3.9
	中央値の1/ 2未満	97	-	17	25	-	3	27	6	-	19	-
		100.0	-	17.5	25.8	-	3.1	27.8	6.2	-	19.6	-
	中央値の1/2以 上中央値未満	384	-	50	62	-	10	145	38	-	78	1
		100.0	-	13.0	16.1	-	2.6	37.8	9.9	-	20.3	0.3
	中央値以上	591	3	29	56	2	15	323	82	-	81	-
	100.0	0.5	4.9	9.5	0.3	2.5	54.7	13.9	-	13.7	-	
無 回 答	173	-	9	18	-	2	45	11	1	40	47	
	100.0	-	5.2	10.4	-	1.2	26.0	6.4	0.6	23.1	27.2	

食事の状況は、夕食と比べ、朝食を取る割合が低くなっています。また、夏休み等の長期休暇になると、昼食を取る割合が朝食とほぼ同じとなり、心身の健康づくりのために、規則的な食生活を習慣づけることが課題となっています。「中央値の1/2未満」で「中央値以上」や「中央値の1/2以上中央値未満」より「毎日食べる(週7日)」の割合が低くなっています。朝食と夏休み等期間の昼食については県調査と同様の傾向ですが、夕食については、本市では8割を超えているものの、「中央値以上」や「中央値の1/2以上中央値未満」より低くなっており、これは県調査とは異なる傾向です。

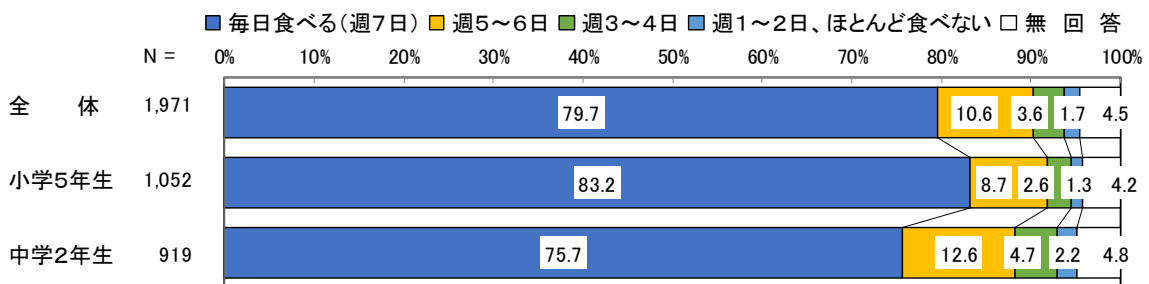
《朝食の状況》



《夕食の状況》



《夏休み等期間の昼食の状況》



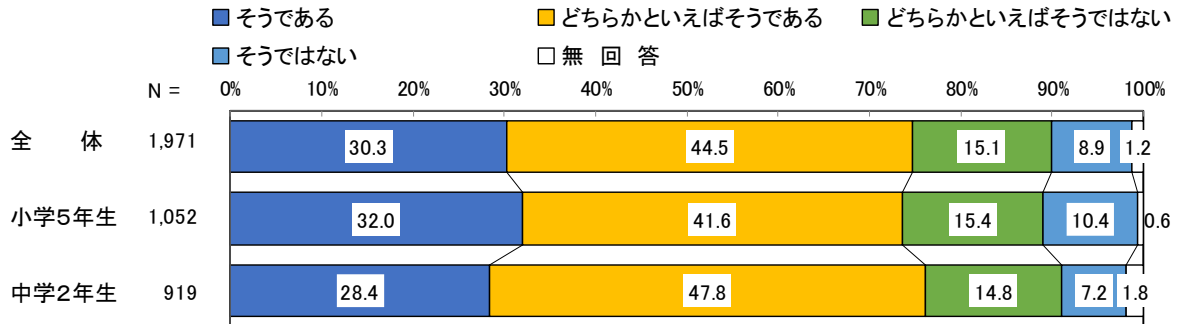
		朝食の状況[上段,人、下段,%]					
		全 体	毎日食べる (週7日)	週5~6 日	週3~4 日	週1~2日、 ほとんど食 べない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	1570	222	64	87	28
		100.0	79.7	11.3	3.2	4.4	1.4
	中央値の1/2 未満	92	63	15	3	10	1
		100.0	68.5	16.3	3.3	10.9	1.1
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	302	39	14	12	5
		100.0	81.2	10.5	3.8	3.2	1.3
	中央値以上	574	485	61	10	14	4
100.0		84.5	10.6	1.7	2.4	0.7	
無 回 答	933	720	107	37	51	18	
	100.0	77.2	11.5	4.0	5.5	1.9	

		夕食の状況[上段,人、下段,%]					
		全 体	毎日食べる (週7日)	週5~6 日	週3~4 日	週1~2日、 ほとんど食 べない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	1771	90	20	8	82
		100.0	89.9	4.6	1.0	0.4	4.2
	中央値の1/2 未満	92	74	9	3	-	6
		100.0	80.4	9.8	3.3	-	6.5
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	331	17	3	1	20
		100.0	89.0	4.6	0.8	0.3	5.4
	中央値以上	574	539	20	3	2	10
100.0		93.9	3.5	0.5	0.3	1.7	
無 回 答	933	827	44	11	5	46	
	100.0	88.6	4.7	1.2	0.5	4.9	

		夏休み等期間の昼食の状況[上段,人、下段,%]					
		全 体	毎日食べる (週7日)	週5~6 日	週3~4 日	週1~2日、 ほとんど食 べない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	1571	208	70	34	88
		100.0	79.7	10.6	3.6	1.7	4.5
	中央値の1/2 未満	92	69	14	3	1	5
		100.0	75.0	15.2	3.3	1.1	5.4
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	307	35	6	3	21
		100.0	82.5	9.4	1.6	0.8	5.6
	中央値以上	574	478	62	16	8	10
100.0		83.3	10.8	2.8	1.4	1.7	
無 回 答	933	717	97	45	22	52	
	100.0	76.8	10.4	4.8	2.4	5.6	

就寝時間（同じ時間に寝ているか）については、「そうである」のみをみると大きく差はないですが、「そうである」と「どちらかといえばそうである」を合わせてみると、「中央値の1/2未満」で「中央値以上」や「中央値の1/2以上中央値未満」より低くなっており、これについても規則的な生活習慣を身に付けることが課題となります。

《同じ時間帯の就寝》



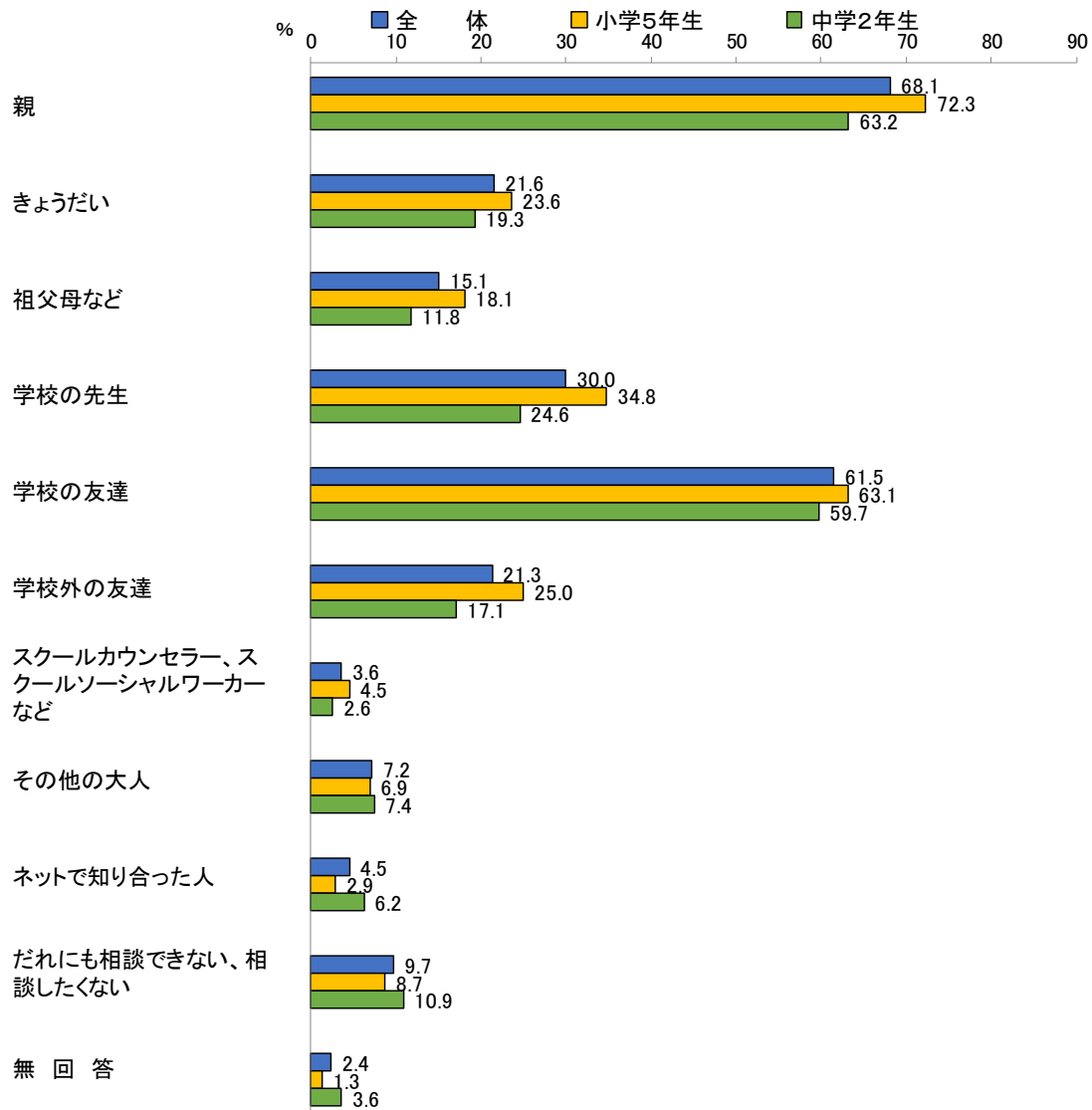
		同じ時間帯の就寝〔上段,人、下段,%〕					
		全 体	そうであ る	どちらかとい えばそう である	どちらかとい えばそうで はない	そうで はない	無回答
生活 状況 別	全 体	1,971	598	877	298	175	23
		100.0	30.3	44.5	15.1	8.9	1.2
	中央値の1/2 未満	92	34	30	16	11	1
		100.0	37.0	32.6	17.4	12.0	1.1
	中央値の1/2以 上中央値未満	372	121	172	51	26	2
		100.0	32.5	46.2	13.7	7.0	0.5
中央値以上	574	186	258	80	48	2	
	100.0	32.4	44.9	13.9	8.4	0.3	
無 回 答	933	257	417	151	90	18	
	100.0	27.5	44.7	16.2	9.6	1.9	

信頼できる大人・友人では、小学5年生、中学2年生ともに、「親」(68.1%)、次いで「学校の友達」(61.5%)、「学校の先生」(30.0%)となっています。

県の調査では、小学5年生は同様ですが、中学は「学校の友達」(69.9%)の割合が最も高く、次いで「親」(64.0%)、「学校の先生」(32.7%)となっています。

生活状況別でみると、相談先の回答が「中央値の1/2未満」では「中央値以上」や「中央値の1/2以上中央値未満」よりやや割合が少なく、「だれにも相談できない、相談したくない」のみやや多くなっています。

《悩みごとを相談できる人》〔複数回答〕
N = 1,971



生活状況別	全体	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど	その他の大人	ネットで知り合った人	だれにも相談できない、相談したくない	無回答								
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)							
生活状況別	全体	1,971	68.1	425	21.6	298	15.1	592	30.0	1,213	21.3	420	7.2	141	4.5	191	9.7	47	2.4	
	中央値の1/2未満	92	62	12	10	30	50	14	1	4	2	12	1	1	4	2	12	1	1	1
	中央値の1/2以上中央値未満	372	283	77	64	130	228	76	13	18	15	30	5	15	4.0	8.1	13.0	1.1	1.1	
	中央値以上	574	428	133	99	203	375	133	28	50	17	50	9	28	4.8	8.7	3.0	8.7	1.6	1.6
	無回答	933	569	203	125	229	560	197	29	69	54	99	32	29	5.8	10.6	3.4	3.4	3.4	3.4
	中央値の1/2未満	100.0	67.4	13.0	10.9	32.6	54.3	15.2	1.1	4.3	2.2	13.0	1.1	1.1	4.3	2.2	13.0	1.1	1.1	1.1
	中央値以上	100.0	76.1	20.7	17.2	34.9	61.3	20.4	3.5	4.8	4.0	8.1	1.3	4.8	7.4	21.8	13.4	24.5	60.0	21.1

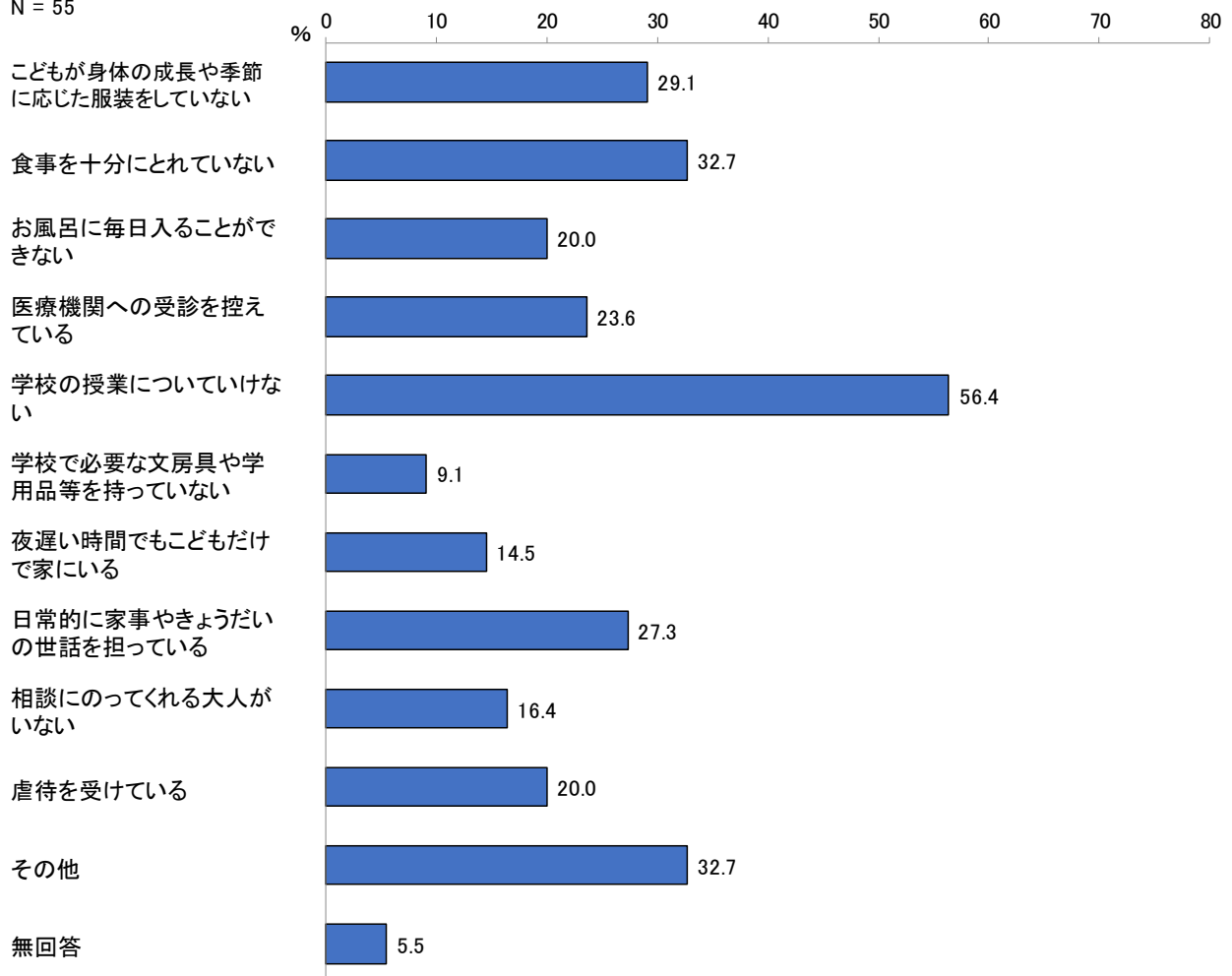
(3)子育て家庭支援機関向け調査

①困りごとを抱える家庭の状況

困難を抱えるこどもの状況として、「学校の授業についていけない」が56.4%、「食事を十分にとれていない」と「その他」がともに32.7%、「こどもが身体の成長や季節に応じた服装をしていない」が29.1%、「日常的に家事やきょうだいの世話を担っている」が27.3%となっています。

《把握しているこどもの状況》〔複数回答〕

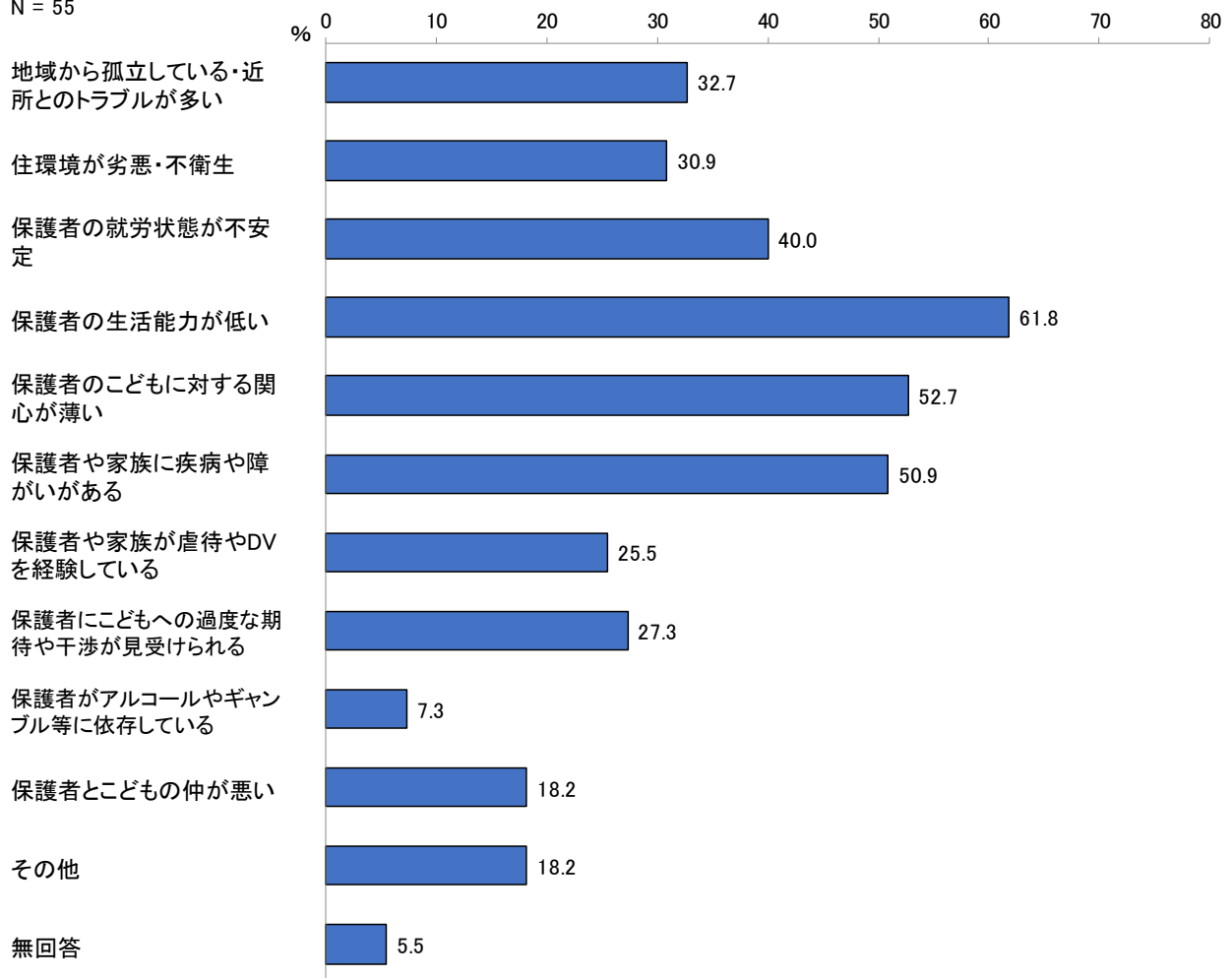
N = 55



困難を抱えるこどものいる家庭の状況として、「保護者の生活能力が低い」が61.8%、「保護者のこどもに対する関心が薄い」が52.7%、「保護者や家族に疾病や障がいがある」が50.9%、「保護者の就労状態が不安定」が40.0%となっています。

《困難を抱える状況の家庭の要因や背景等》〔複数回答〕

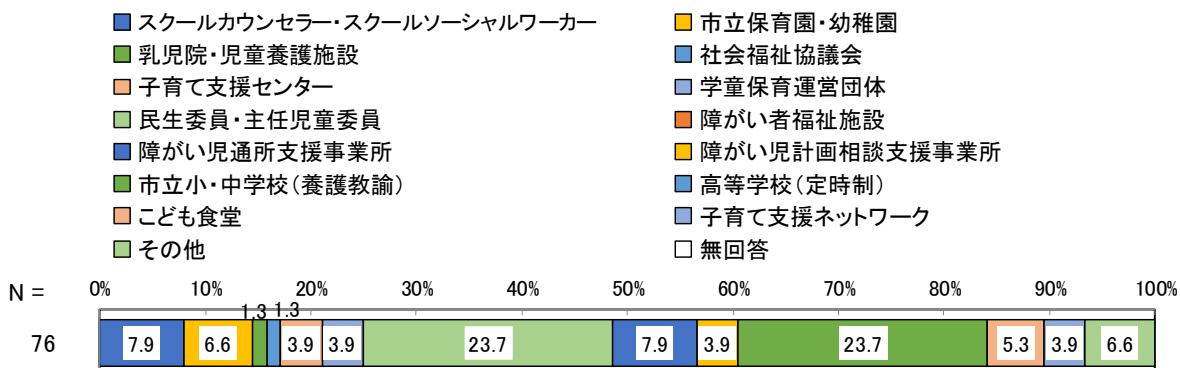
N = 55



②支援体制

所属先は、「民生委員・主任児童委員」と「市立小・中学校（養護教諭）」がともに23.7%、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」と「障がい児通所支援事業所」がともに7.9%となっています。

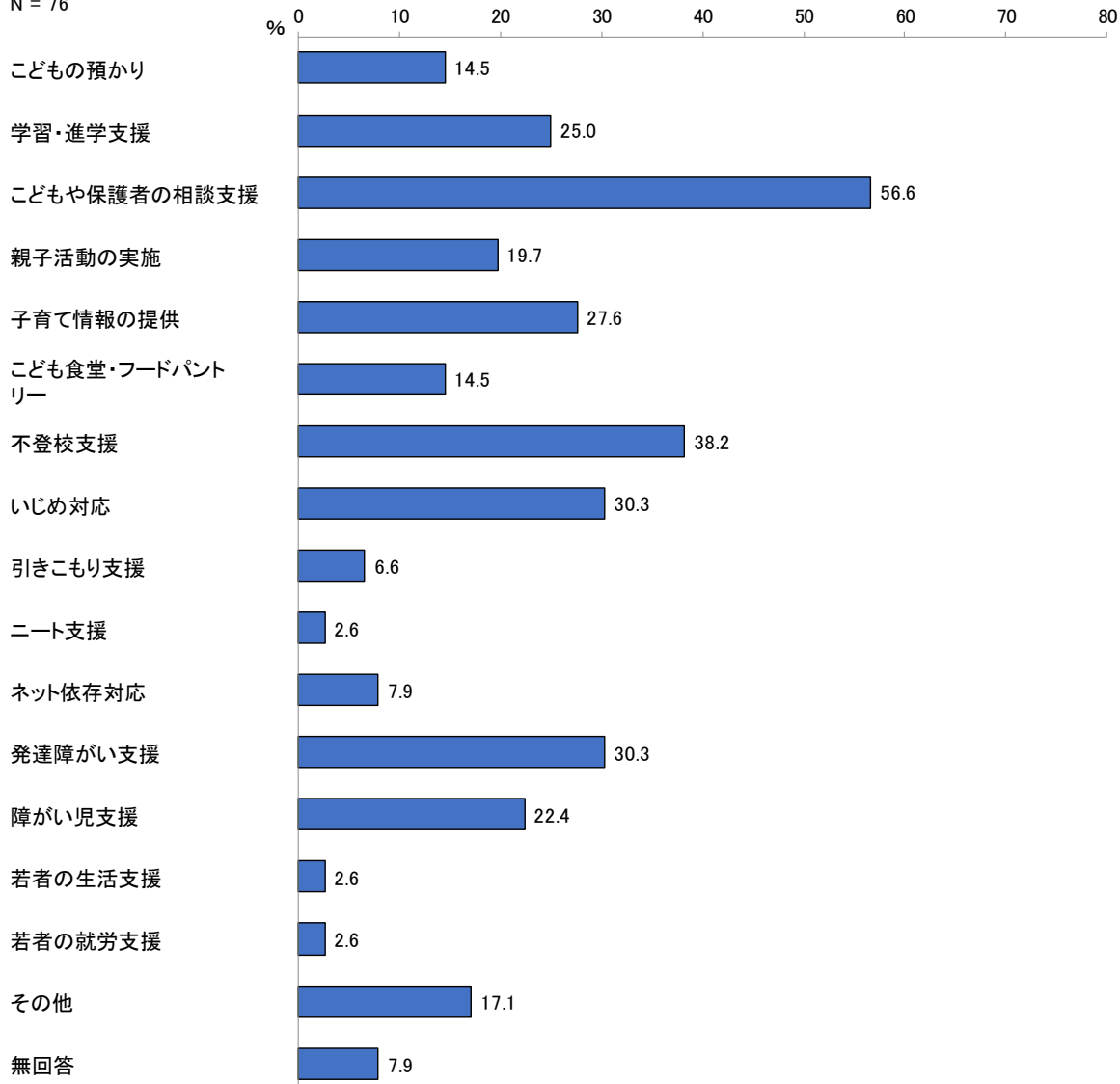
《あなたの所属先、あなた自身について》



支援内容は、「こどもや保護者の相談支援」が56.6%、「不登校支援」が38.2%、「いじめ対応」と「発達障がい支援」がともに30.3%、「子育て情報の提供」が27.6%となっています。

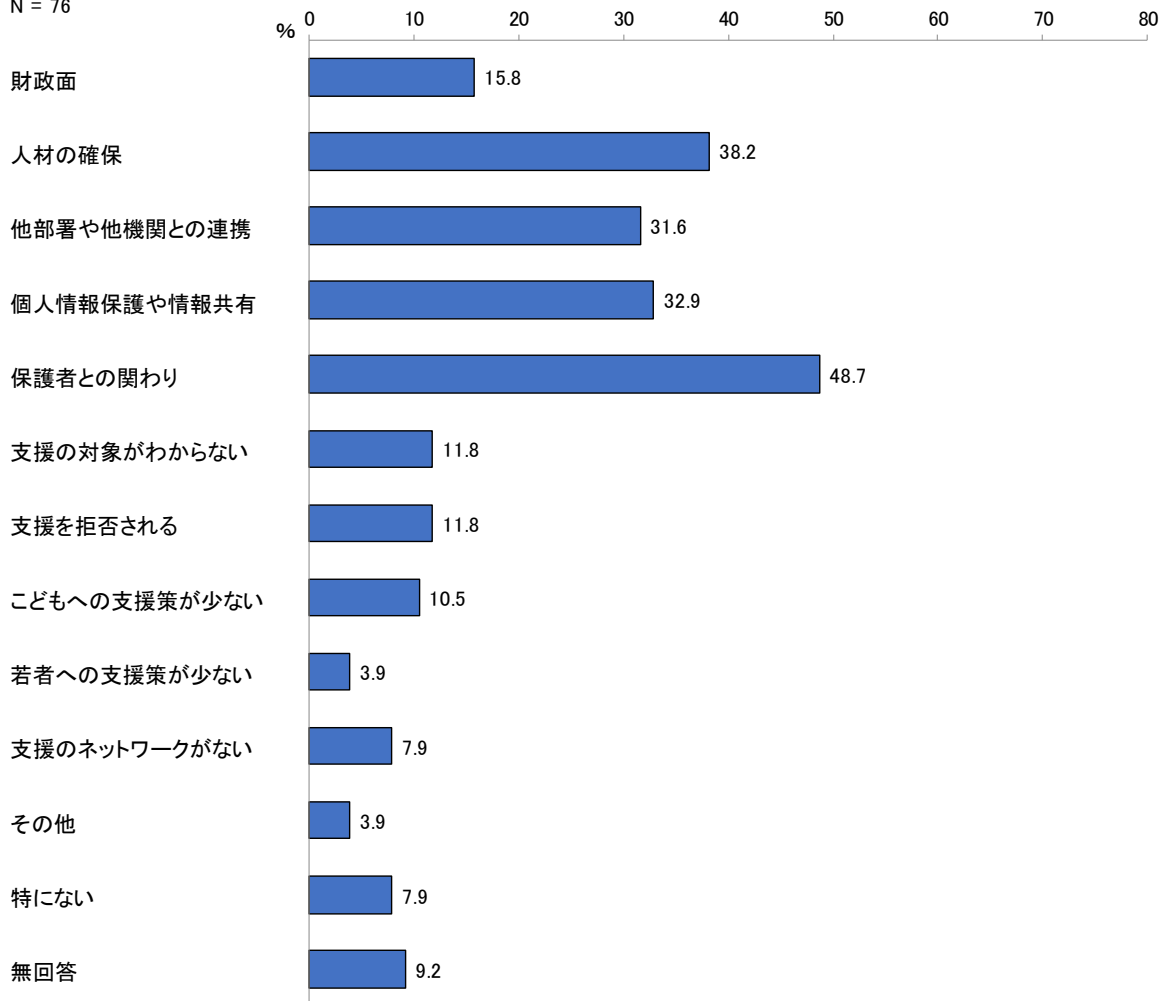
《現在実施している支援内容》〔複数回答〕

N = 76



支援を行う中での難しさとして、「保護者との関わり」が48.7%、「人材の確保」が38.2%、「個人情報保護や情報共有」が32.9%、「他部署や他機関との連携」が31.6%回答されています。

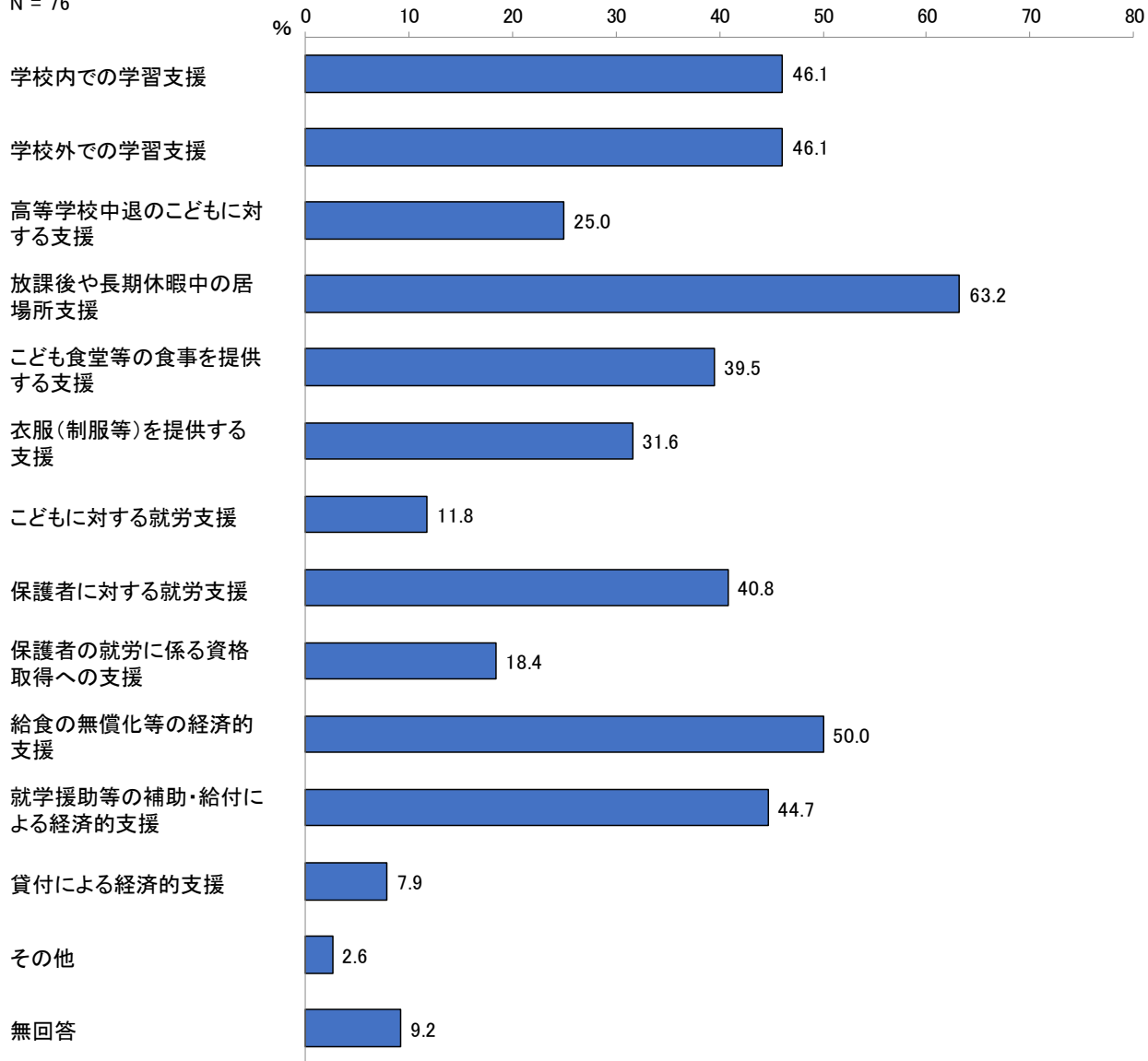
《支援を行う中で感じる難しさ》〔複数回答〕
N = 76



経済的困難を抱える子どもや保護者のために必要な支援・制度は、「放課後や長期休暇中の居場所支援」が63.2%、「給食の無償化等の経済的支援」が50.0%、「学校内での学習支援」と「学校外での学習支援」がともに46.1%、「就学援助等の補助・給付による経済的支援」が44.7%となっており、地域や社会で子どもを見守り、支援することが求められています。

《経済的困難を抱える子どもや保護者のために必要な支援・制度》〔複数回答〕

N = 76

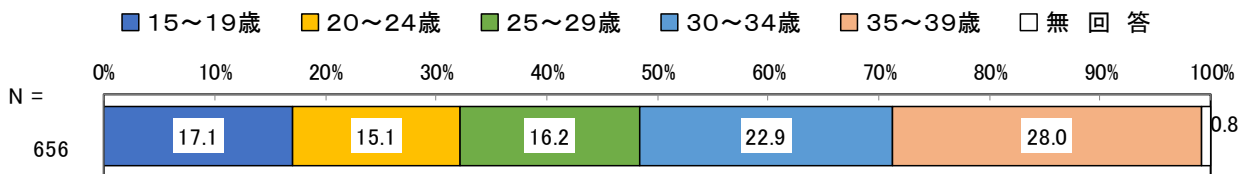


(4)子ども・若者の意識と生活に関する調査

①子ども・若者の生活の状況

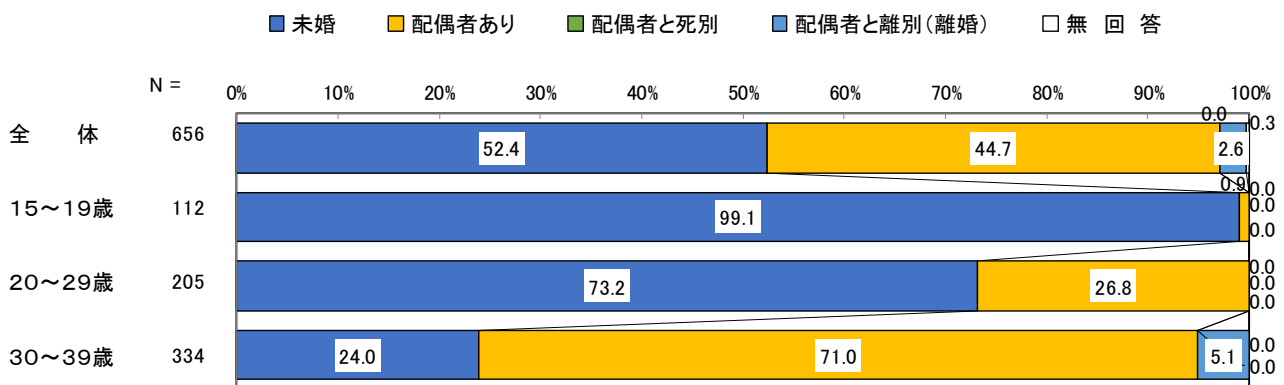
年齢は、「35～39歳」が28.0%、「30～34歳」が22.9%、「15～19歳」が17.1%となっています。

《年齢》



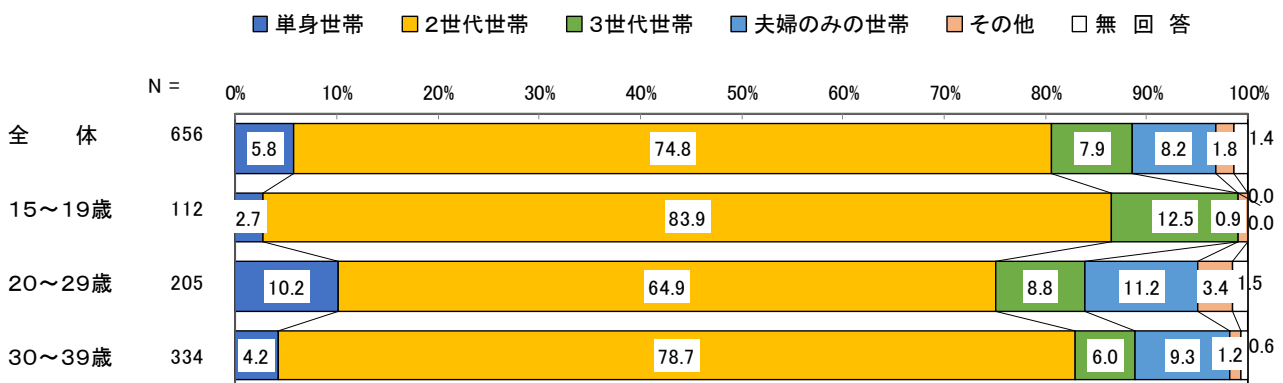
婚姻状況は、「未婚」が52.4%と半数を超え、「配偶者あり」は20～29歳で26.8%、30～39歳で71.0%となっています。

《婚姻状況》



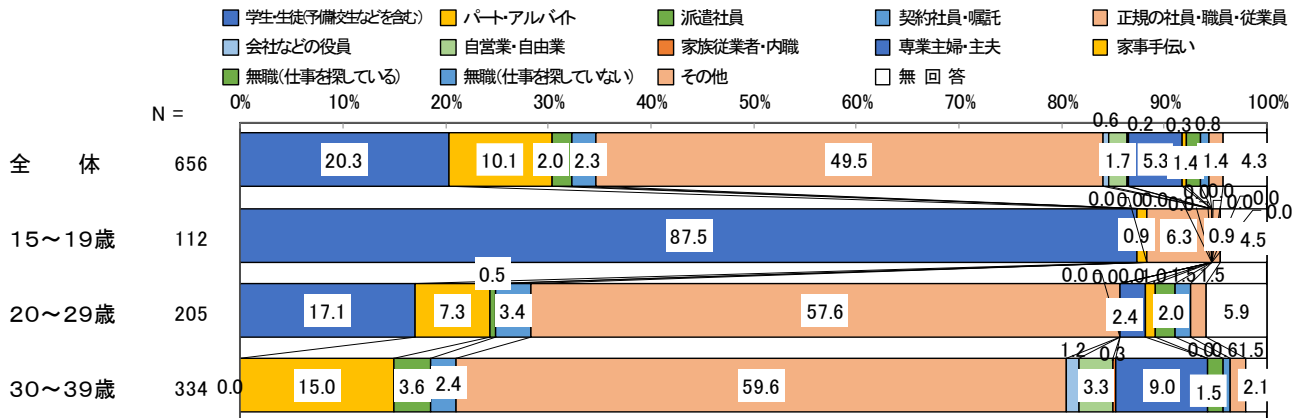
世帯構成は「2世代世帯」が74.8%、「夫婦のみの世帯」が8.2%となっており、核家族に当たる世帯が80%を超えています。

《世帯構成》



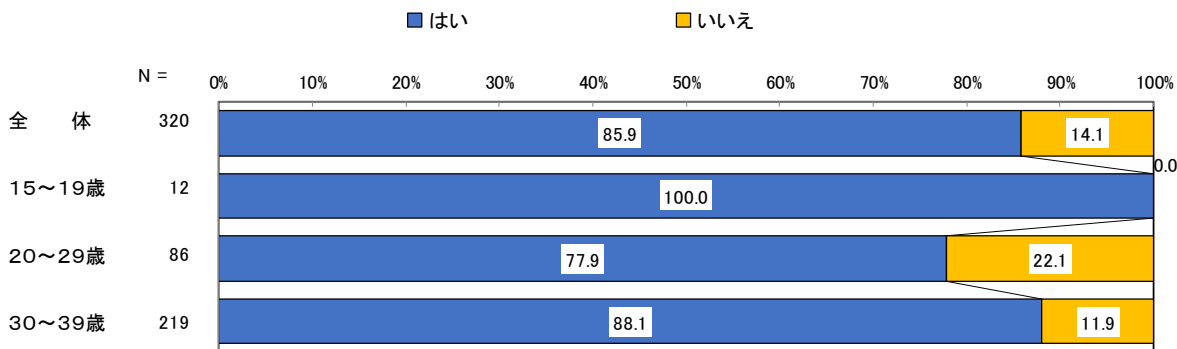
就労状況は「正規の社員・職員・従業員」が49.5%、「学生・生徒（予備校生などを含む）」が20.3%、「パート・アルバイト」が10.1%となっています。「正規の社員・職員・従業員」の割合は、非低所得世帯では51.5%ですが、低所得世帯では28.6%となっています。

《現在の仕事》

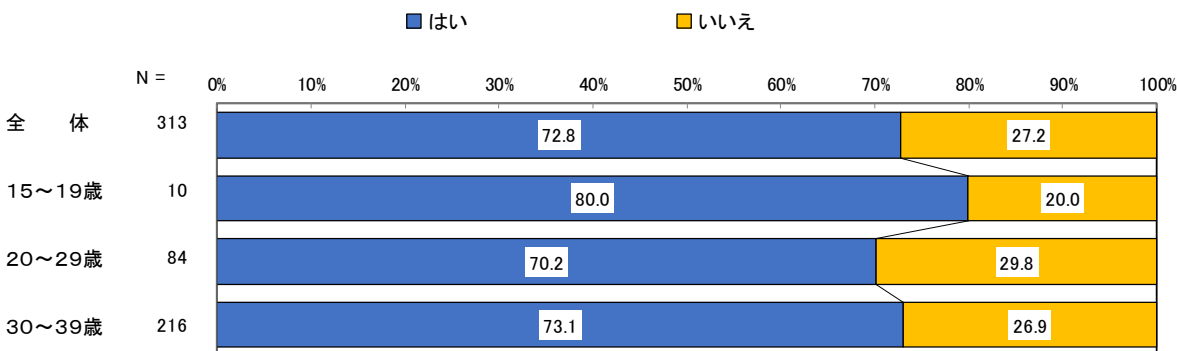


「職場は子育て中の職員に職場・上司の理解がある（85.9%）」は8割を超え、「休暇はとりやすい（72.8%）」と子育てに関する社会の理解は浸透してきている様子が伺えるものの、「出産・育児が就業継続・経歴の障害と感ずる」が51.5%となっています。

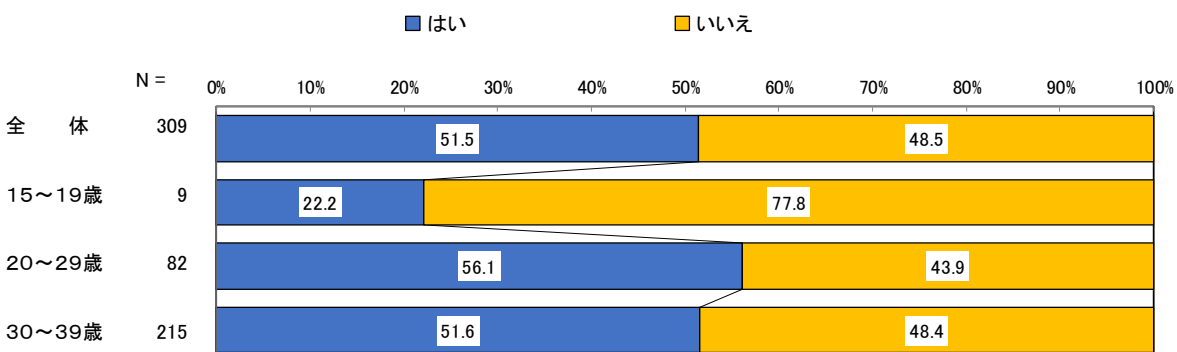
《子育て中の職員に職場・上司の理解がある》



《休暇はとりやすいか》

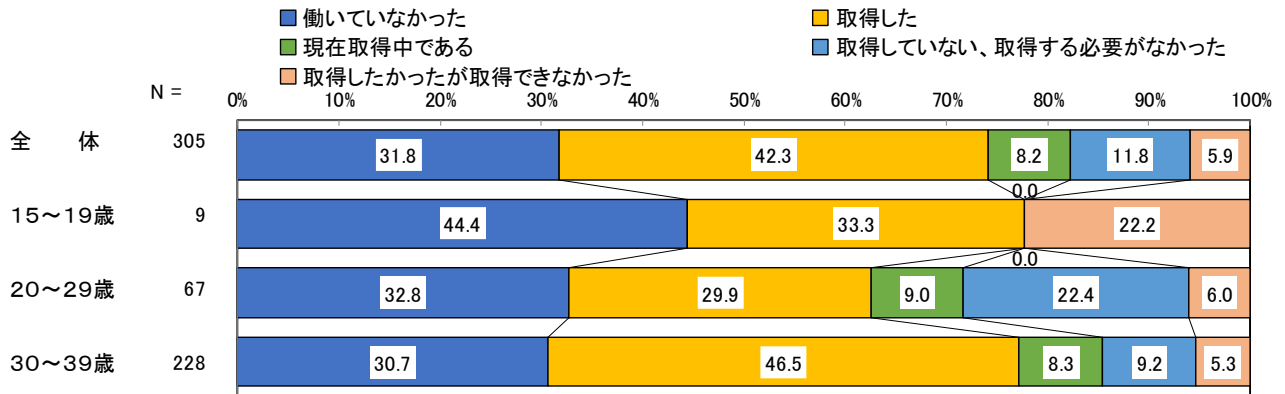


《出産・育児が就業継続・経歴の障害と感ずる》

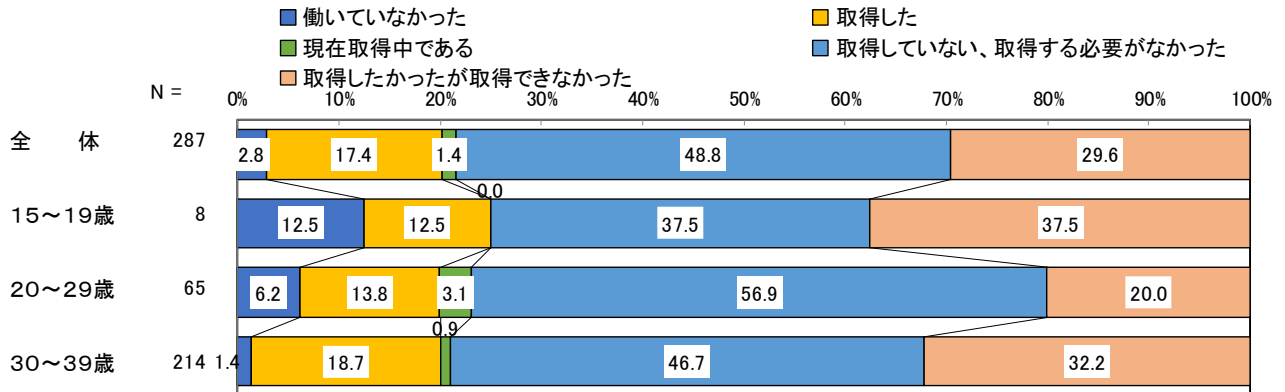


育児休業の取得状況は、母親の5.9%、父親の29.6%が「取得したかったが取得できなかった」と回答しています。

《母親の育児休業の取得》

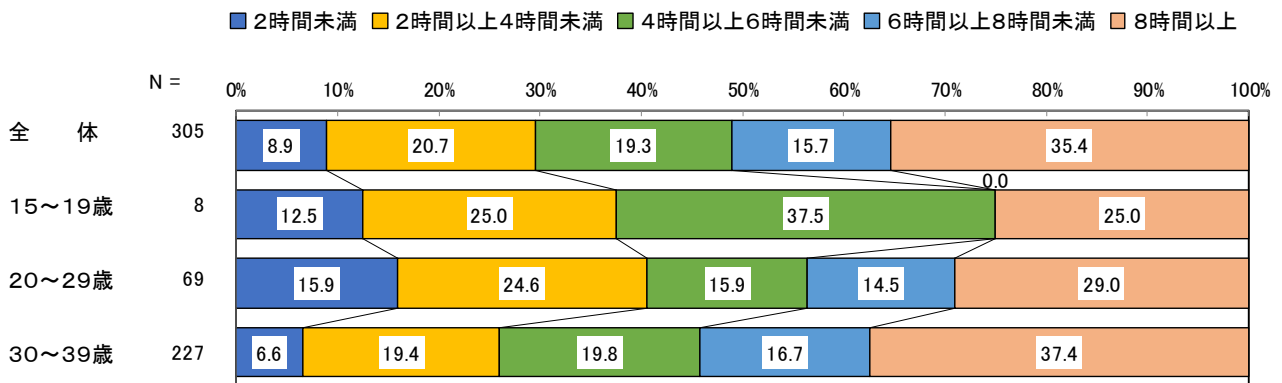


《父親の育児休業の取得》

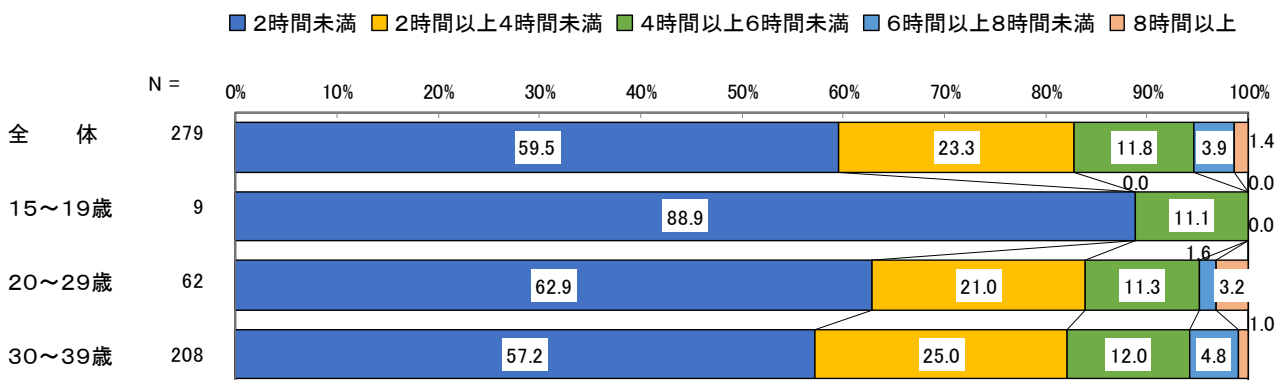


家事・育児の時間は、母親は「8時間以上」が35.4%、父親は「2時間未満」が59.5%となっています。

《母親の家事・育児の時間》



《父親の家事・育児の時間》

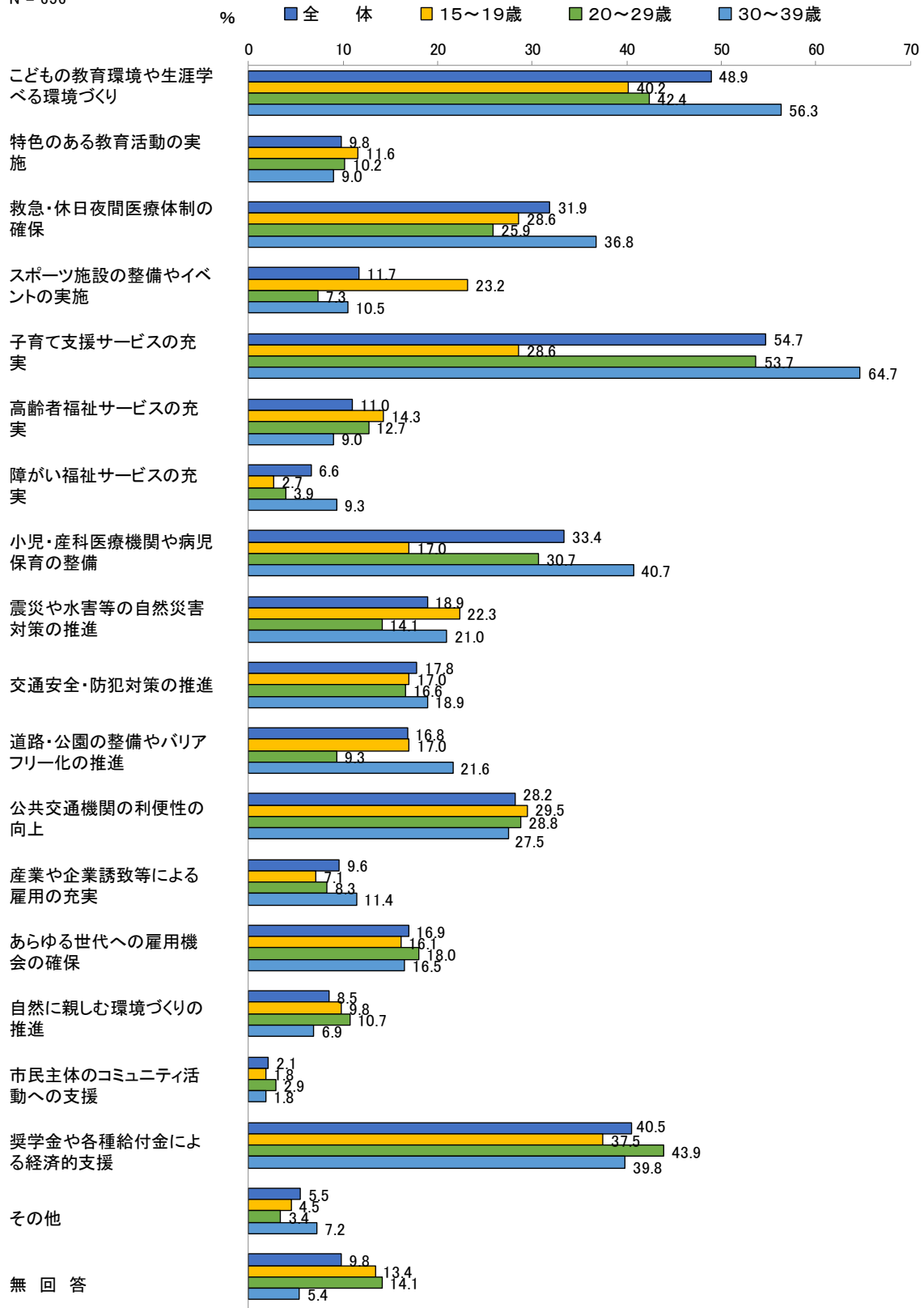


②人生観や充実度など現在と今後のこと

市民が住み続けたいと思える久喜市となるための取組として、「子育て支援サービスの充実」が54.7%、「こどもの教育環境や生涯学べる環境づくり」が48.9%と多く、「奨学金や各種給付金による経済的支援」が40.5%、「小児・産科医療機関や病児保育の整備」が33.4%、「救急・休日夜間医療体制の確保」が31.9%となっています。

《若い世代が住み続けたいと思える取組》〔複数回答〕

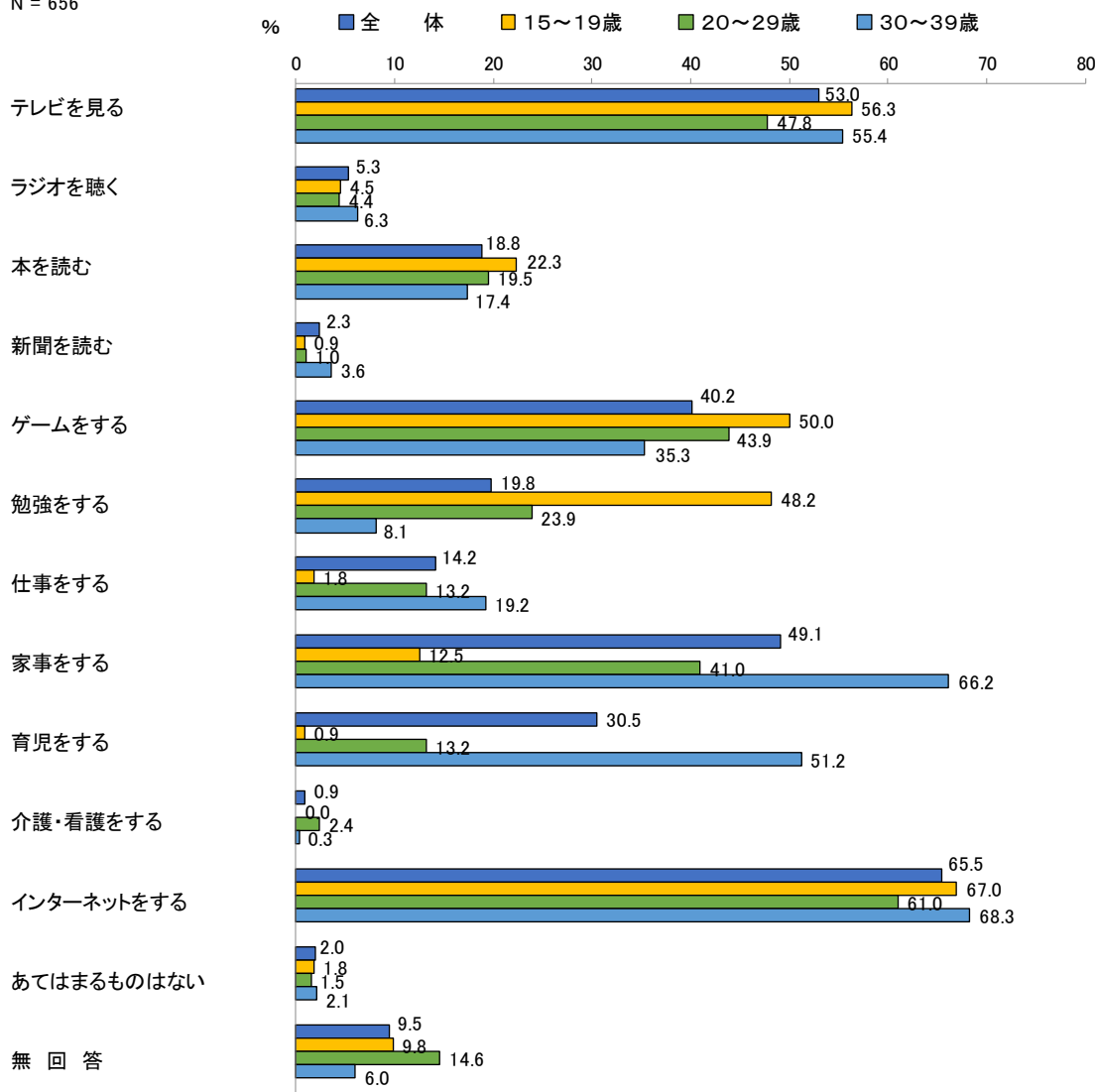
N = 656



③日常生活に関すること・困難に直面したこと

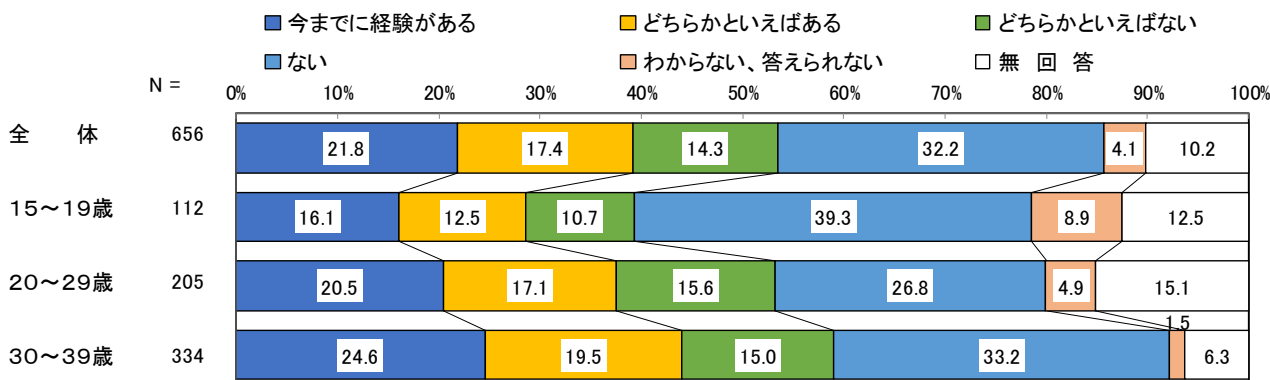
普段自宅で行っていることは、「インターネットをする」が65.5%、「テレビを見る」が53.0%、「家事をする」が49.1%、「ゲームをする」が40.2%となっています。

《自宅での時間の使い方》〔複数回答〕
N = 656



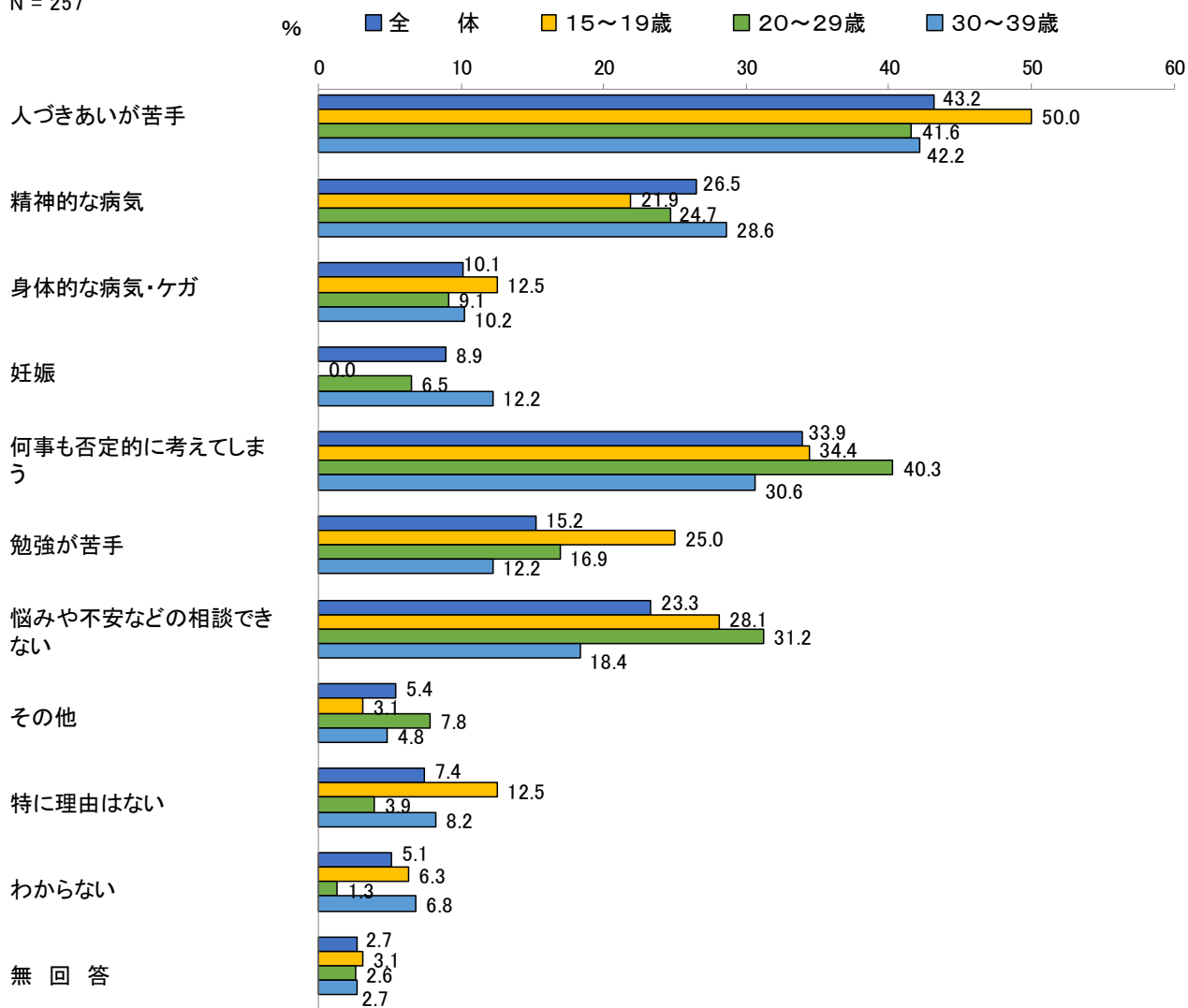
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験は、『ある』（「今までに経験がある」と「どちらかといえばある」の計）は39.2%で、自分自身の主な原因としては「人づきあいが苦手」が43.2%、「何事も否定的に考えてしまう」が33.9%、「精神的な病気」が26.5%、「悩みや不安などの相談できない」が23.3%と人づき合いの希薄さが見受けられます。

《社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験》



《問題の主な原因 自分自身について》〔複数回答〕

N = 257



3 これまでの取組の点検・評価と課題整理

第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画では、6つの基本目標において、279の取組・事業を掲げて、こどもと子育て支援の充実を図ってきました。

取組・事業は、A：計画通りに推進している B：一部計画通りに推進できていない C：計画通り推進できていない D：未実施・終了 に区分して評価しました。

基本目標1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

基本目標2 子どもが主役の環境づくり

基本目標3 保護者の子育てを支援する環境づくり

基本目標4 社会全体で子育てを支援する環境づくり

基本目標5 子どもの安全・安心を見守る環境づくり

基本目標6 子どもの貧困対策を推進する環境づくり

(1) 子ども・子育て支援事業の点検・評価

基本目標1の取組・事業は、計画どおりに推進している取組がほとんどとなっています。基本目標2～5の取組・事業は一部未実施・終了した取組がありますが、9割近くが計画通りに推進しています。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(基本目標1:事業数 15)】

A: 計画通りに推進している	14
B: 一部計画通りに推進できていない	3
C: 計画通り推進できていない	1
D: 未実施・終了	1

※保育事業は年齢(0歳、1・2歳、3～5歳)を3区分、地区(久喜・菖蒲、栗橋・鷲宮)を2区分で評価しているため、事業数15に対し、評価の合計が19となります

【子ども・子育て支援施策(基本目標2～5:事業数 180)】

A: 計画通りに推進している	161
B: 一部計画通りに推進できていない	1
C: 計画通り推進できていない	3
D: 未実施・終了	15

(2) こどもの貧困解消対策の点検・評価

計画どおりに推進している取組がほとんどとなっています。

【こどもの貧困解消対策(基本目標6:事業数 80)】

A: 計画通りに推進している	78
B: 一部計画通りに推進できていない	0
C: 計画通り推進できていない	0
D: 未実施・終了	2

(3)こども・子育てをめぐる課題

◆課題1 質の高い教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭は増加しており、継続した就労が多く、こどもの就学前から学童期における保育ニーズは高い状況で推移しています。また、就労状況や家族形態など子育て家庭の状況は多様となっており、それぞれ家庭の状況を踏まえた対応が求められています。そのため、すべてのこども・子育て家庭が、必要とする支援を受けられるよう、地域の実情に応じた質の高い教育・保育の提供、子育て家庭の多様なニーズに合わせた子育て支援などの充実を図る必要があります。

◆課題2 こどもまんなかの環境づくり

こどもが減少する中、将来を担うすべてのこどもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりが今こそ必要であり、こどもの成長段階に沿ったものであることが求められます。こどもの権利や意見表明の権利などについて、こども自身が理解することはもちろんのこと、大人が理解することも重要です。

こどもが成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、多様な学びの場、安心できる居場所を提供し、地域における団体や関係機関といった社会資源がこどもの支援に関われる環境、こどもが相談できる場所をつくっていくことが課題です。

◆課題3 保護者の子育てを支援する環境の整備

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、妊娠・出産・子育てに不安を抱える家庭が増えていると推察されます。コロナ禍により地域での交流の機会が減少し、この傾向が強まったと考えられており、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目なく支援をしていくことが必要です。そして、親子の健康支援を図り、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う教育・保育ニーズへの対応、家庭での子育てを支援するサービスの推進、放課後児童対策などの充実を図る必要があります。

◆課題4 社会全体で子育てを支援する環境の整備

地域社会がこどもと子育てに関する認識を深めるとともに、地域の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進する必要があります。また、地域住民による子育て家庭の見守りや交流活動、地域の安全活動などもこどもと子育て家庭にとって安心して暮らせる環境づくりにつながっており、様々な関わり方により子育てしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

◆課題5 個別ニーズのあるこどもの育成支援体制の充実

障がいのあるこどもや、ひとり親家庭のこども、学校生活や家庭生活で悩みや課題を抱えているこどもなど、個別に配慮を必要とするこどもとその家庭に対し、福祉関係者のみならず、保健、医療、教育等の地域における関係機関が連携して支援する必要があります。

第3章 久喜市こども計画の基本方向

1 基本理念・基本視点

(1)基本理念(めざす姿)

こども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり

こどもは社会の希望であり、未来をつくる力です。本市では引き続き、こども一人ひとりの人権が最大限尊重されるように配慮し、次代を担うすべてのこどもたちが健やかに成長し、こども自身が持っている育つ力や個性を最大限に発揮し、大きな夢を描き飛躍することができるような環境づくりを目指します。そして、こども・若者、子育て世代が、地域全体が「住んでよかった」「住みつづけたい」「住んでみたい」と幸福を実感しながら次の世代へつなぐことができるまちづくりを目指します。

この方向性を共有して推進していくため、「こども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり」を基本理念として本計画を推進していきます。

(2)基本視点

こども基本法や本計画の理念等を踏まえ、こども・若者・子育て家庭を支援する施策を推進する際に以下の視点を踏まえて取り組みます。

①こども・若者の育ちを支える視点(こども・若者)

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する良好な成育環境を確保することを重視して、各種施策を推進します。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」「こどもに寄り添う」という姿勢で、こども・若者の成長を後押しすることを基本とします。

②子育てを支える視点(子育て世代)

保護者としての責任と自覚を持ち、こどもに向き合い、楽しんで子育てができるように、子育て世代の生活状況・こどもの成長段階等を踏まえて伴走的に支援することを重視する視点で施策を推進します。

③地域全体でこども・若者と子育て家庭を見守り応援する視点(地域)

こども・若者、子育て家庭のことを地域全体が理解し、関心と関わりをもち、こども・若者、子育て家庭を見守り、地域や社会で孤立しないよう、地域の社会資源と協働して支援する視点をもって施策を推進します。

2 重点事項

国は、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、こども大綱に掲げる、

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
 - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
 - ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成とし実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
 - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。
- これらの6本の柱を基本的方針とした、「こどもまんなか実行計画」を策定し、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示し、こども施策を推進するとともに、継続的に施策の点検と見直しを図ります。

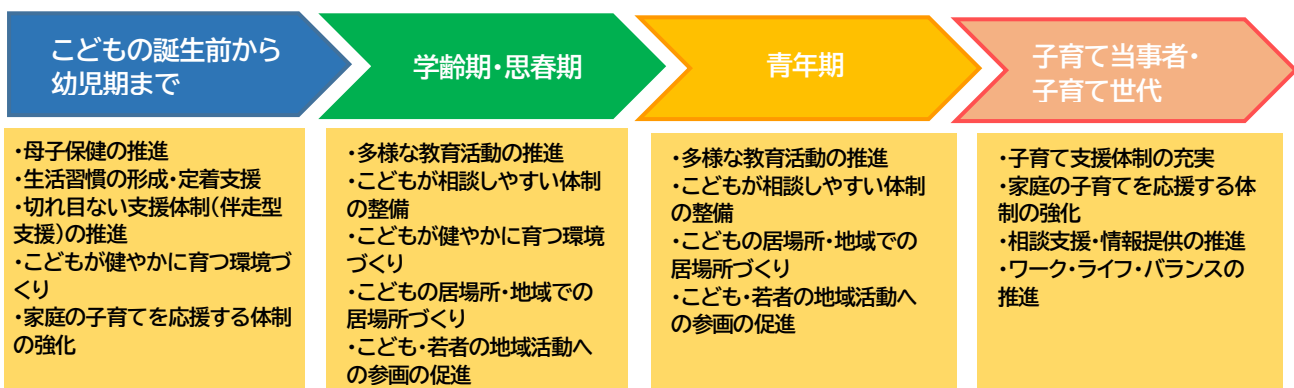
本市においても、「こどもまんなか実行計画」を踏まえ、本計画における基本理念を実現するための重点事項として、ライフステージに応じたこどもの施策を推進します。

※隘路(あいろ)…物事を進めるうえで、妨げとなる困難な問題や条件のこと。

◎国のこども計画(こども大綱)の実行計画「こどもまんなか実行計画」の施策体系 ～ライフステージを通じた重点事項とライフステージ別の重要事項～ ライフステージを通じた重要事項

1. こども・若者が権利の主体であることの共有・啓発
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3. 切れ目のない支援体制と相談支援体制の充実
4. 地域での見守り・安心して暮らせる環境づくり
5. こどもの貧困解消対策
6. 障害児支援・医療的ケア児等への支援
7. 児童虐待防止対策と社会的養護支援の推進(生活困窮、ヤングケアラー、引きこもりの支援等)
8. こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ライフステージ別の重要事項



3 重点施策

国は、こども大綱において、こども施策に関する重要事項として、1. ライフステージを通じた重要事項と、2. ライフステージ別の重要事項、3. 子育て当事者への支援に関する重要事項を掲げ、『こどもまんなか社会』の実現を目指すこととしています。

これを踏まえ、本計画におけるこども・若者、子育て当事者に関する施策の目標や方向性を定めるために、次のとおり重点施策を掲げて、基本目標と取組の方向性から施策を展開します。

(1) こどもの居場所づくりと学び・体験活動の支援

こどもの放課後等日常の中での居場所づくり、遊びや体験活動の機会などについては、こどもの成長段階をとらえ、従来の取組に加え、利用年齢や内容の充実について、こども・若者が相談しやすい窓口など相談体制の確保などを、主に基本目標2・3において施策を展開します。

(2) こども・若者が意見を表明し社会参加が進む仕組みづくり

声を出しにくい、声を出す機会が少ないこども・若者が意見を意欲的に発したり、市民と協働で話し合い、地域活動等への参加を促進するための取組を、主に基本目標2・3において展開します。

(3) 子育て当事者がゆとりをもってこどもに向き合う仕組みづくり

妊娠期から子育て家庭に寄り添い支援する体制づくりをさらに進めるとともに、公的な子育て支援施策と地域での子育て支援活動を推進することについて、主に基本目標3・4・5において展開します。

4 基本目標

基本目標1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

『子ども・子育て支援制度』により、子育ての第一義的な責任は家庭にあることを前提に、さまざまな家庭の状況に応じたニーズに対応できる教育・保育事業等の提供体制の充実を図るとともに、適切な情報提供や利用者支援を通じて、気になることを気軽に相談でき、重大な困りごととなる前に予防的支援を実施する体制や、支援を必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを推進します。

また、子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実、地域とこども、家庭との関係づくりを図るなど、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを推進します。

【達成に向かう SDG s ゴール】



基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり

次代の担い手であるこどもが豊かな個性と感性を育み、かつ、調和のとれた人間として成長するために、心身の教育・人権の尊重を土台とし、探求心や学習意欲を向上させるため、教育の質を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりに取り組み、学校教育の充実を図ります。また、地域での学びの場や体験を通じた健やかな心と体づくりと、意見表明の場や機会への参加による地域社会での活動意欲を促進し、次代を担う“人”の育成を推進します。

【達成に向かう SDG s ゴール】



基本目標3:子育て家庭への支援

子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要としている家庭に対し、こどもを地域の宝として捉え、地域全体で子育てを支援していくことができる体制づくりを行うため、地域における相談や交流の場づくり、支えあいの関係づくりを推進します。また、こどもの健やかな成長を支援するため、親子の健康に関する相談や健康診査・保健指導、医療体制の充実を図るとともに、食についての自己管理能力を養う食育の推進など、親子の健康の確保と増進に努めます。さらに、次代の親を育成する観点から、こどもを産み育てることの意義、こどもや家庭をもつことの重要性について理解を深めるため、家庭教育に関する情報提供や、相談、学習機会や世代間交流の機会の確保を図ります。

【達成に向かう SDG s ゴール】



基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり

保護者の就労形態による多様なニーズに応じた子育てができるよう、教育・保育事業だけでなく、家庭・地域・事業所等の連携と共通理解を図り、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進します。また、家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、こどもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを推進します。さらに、地域に根ざした子育て支援に関するさまざまな活動やボランティア活動などを通じ、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上に努めるとともに、子育て家庭を地域全体で支えあうための地域住民による自主的な活動の輪を広げ、子育て支援ネットワークの形成を推進します。

【達成に向かう SDG s ゴール】



基本目標5:支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

こどもの学習意欲と学力の向上に取り組むとともに、こどもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担を軽減し、生まれ育った環境に左右されることのない教育環境の整備を推進します。また、子育てをする保護者が孤立しないよう、安心して相談できる居場所づくりと相談支援体制の充実を図るとともに、経済的支援はもとより、生活支援や就労支援、ひとり親世帯への支援など、継続的かつ包括的なサポート体制づくりを推進します。さらに、関係機関等との連携を強化し、支援が必要な保護者を把握し適切な支援につなぎ、誰一人取り残されず、貧困の連鎖を断ち切るこども・若者の貧困解消対策を総合的に推進します。

【達成に向かう SDG s ゴール】



5 久喜市こども計画の施策の体系

基本理念

こども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり

基本視点

こども・若者の育ち
を支える視点
(こども・若者)

子育てを支える
視点
(子育て世代)

地域全体でこども・
若者と子育て家庭
を見守り応援する
視点
(地域)

重点事項

ライフステージに応じた
こども施策の推進

重点施策

こどもの居場所づくりと
学び・体験活動の支援

重点施策

こども・若者が意見を
表明し社会参加が進む
仕組みづくり

重点施策

子育て当事者がゆとり
をもってこどもに向き
合う仕組みづくり

基本目標

施策・取組方向(分野ごとの計画の範囲)

1 教育・保育及び
地域こども・子育て
支援事業の充実

- 教育・保育事業の充実
- 地域こども・子育て支援事業の充実

2 こどもや若者が
主役の環境づくり

- 健やかに育つ環境づくり・相談・情報提供
- こども・若者の学びと体験の機会の充実
- こども・若者の地域活動への参画の促進

3 子育て家庭への
支援

- 子育て支援体制の充実
- 母子保健の推進
- 家庭の子育てを応援する体制の強化
- 相談支援・情報提供の推進
- 子育ての経済的負担の軽減

4 地域でこどもの育
ちと子育てを支援
する環境づくり

- 地域での見守りと声かけネットワークづくり
- 安心して暮らせる環境づくり
- ワーク・ライフ・バランスの推進

5 支援や繋がりが必
要なこどもとその
世帯への支援

- 困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援
- こどもの生活支援対策の推進
- 児童虐待防止対策の推進
- 地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

【第3期子ども・子育て
支援事業計画】

【こども・若者育成支援推進計画】

【次世代育成支援推進行動計画】

【こどもの貧困解消対策推進計画】

第4章 久喜市こども計画における基本施策の展開

基本目標1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

施策1 教育・保育事業の充実

すべての子育て家庭が、希望する教育・保育施設を利用できるよう、必要な施設整備を行い、提供体制を確保するとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

施策を推進する取組は、第5章 子ども・子育て支援事業計画において展開します。

施策2 地域こども・子育て支援事業の充実

子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細やかなサービスを提供するとともに、子育て家庭が子育てに対する安心感や充実感を得ることができるよう、地域の状況に応じた地域子ども・子育て支援事業を通じて子ども・子育て支援の充実を図ります。

施策を推進する取組は、第5章 子ども・子育て支援事業計画において展開します。

《子ども・子育て支援制度について》

子ども・子育て支援制度とは、平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法 及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する制度です。

(1)子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付は「子どものための教育・保育給付」（施設型給付費と地域型保育給付費）と「子育てのための施設等利用給付」（施設等利用費）に分かれます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>①施設型給付費 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。)</p> <p>②地域型保育給付費 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)</p> <p>③施設等利用費</p>	<p>・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児訪問事業など19の事業(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)</p>
<p>※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所(現行の制度のまま、市が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市が行います。) ・新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。)</p>	

①施設型給付費

施設型給付費の対象は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設で、市が施設等に対して施設型給付費を支給することになります。

②地域型保育給付費

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。地域型保育給付の対象は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類です。

③施設等利用費

幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育保育等を受けた場合に利用料の給付を行います。

施設等利用費の対象は、認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

(2)教育・保育認定について

子ども・子育て支援給付については、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

①認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、原則、次の1号～3号に区分されます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	0～2歳児	必要とする		○	○	○

※2号認定の保育が必要なこどもでも幼稚園を利用することがあります。

※教育標準時間認定とは、1日4時間程度の幼児教育の時間のことです。

※2号、3号の保育認定には、1日11時間までの保育標準時間と1日8時間までの保育短時間があります。

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受けるこども）にあたっては、以下の3点について基準を設定します。

事由	ア、就労 本市では就労の下限時間を64時間以上と設定 イ、就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護や看護、災害復旧、求職活動、就学及び職業訓練、虐待及びDV、育児休業取得中に既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要、その他、上記に類するものとして本市が認める場合
区分	ア、保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（利用可能時間最大11時間） イ、保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（利用可能時間最大8時間）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

(3)その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

①地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、本市が地域のこども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で19事業が定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。本市では、これらの事業以外にも独自の事業を実施し、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

②仕事・子育て両立支援事業

仕事・子育て両立支援事業は、国が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業で、具体的には、企業主導型保育事業と企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行います。

基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり

施策1 健やかに育つ環境づくり・相談・情報提供

① こども・若者が相談しやすい体制の整備

こどもたちが抱える心身の健康に関することや学校生活、家庭のことでの悩みについて相談できたり、SOSの出し方を知り、困ったときは声を出せる環境を確保するなど、こども・若者に相談窓口を周知し、相談しやすい体制の整備を目指します。

また、家庭が抱える課題は複雑化しており、こどもとその保護者、子育て家庭を支援することを目指した相談体制の充実を図ります。

ライフステージ区分	誕生から幼児期	学齢期・思春期	青年期	子育て当事者・子育て世代
年齢	0歳～6歳	7歳～18歳	19～39歳	年齢設定はありません。

※関係機関や支援機関は子育て当事者に含まれます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-1 思春期保健相談	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 指導課
2-1-2 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-1-3 教育相談事業	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-4 スクールカウンセラー	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-5 スクールソーシャルワーカー	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-6 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-7 メンタルヘルス チェックシステムの 運用	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-8 こころの健康相談	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

② こども・若者の権利に関する普及啓発・学校における人権教育

こどもや若者が自分を大切に思い、その有する権利についての関心と理解が深まるように、こども・若者、子育て当事者と市民に広く啓発するとともに、学校における人権教育の推進を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-9 性に関する教育の 推進	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、道徳科を含む各教科や特別活動などの教育活動を通して、性教育を推進します。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-10 人権学習の実施	人権感覚を高める「人権感覚育成プログラム」を活用した学習や、参加体験型学習を通じて、児童生徒が、自他の人権の尊重を認識し、実践的な行動力を身に付けられるよう、体験学習を実施します。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者・ 子育て世代	
2-1-11 人権文集「えがお」 の作成	人権文集「えがお」を作成し、児童生徒へ通知し、学校や家庭において積極的に活用し、人権感覚の認識と高揚を推進します。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-12 人権尊重関連事業	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表やアトラクション等を開催します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-13 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発活動の推進	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、各種講座や学習機会などの情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

③生活習慣の形成・定着(体づくり)

豊かな人間性及び心身ともに健康なこどもの育成を目指し、健やかな発育と望ましい生活習慣の形成・定着を図るため、親子の健康支援を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-14 親子講座	地域子育て支援センターやつどいの広場で発育に合わせた親子で体を動かすイベントを通じて、心身の健全な成長を図ります。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者・ 子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-15 食育の推進	保育所や学校の給食を通して、こどもたちの心身の健全な育成と正しい食生活の形成を図るとともに、望ましい食生活に関する知識の普及・啓発をするため、予定献立表や給食だよりを全家庭に配布します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課 学校給食課
2-1-16 屋内型こどもの遊び場	こどもの成長段階や興味関心に合わせたエリアで構成された屋内型こどもの遊び場において、心身を育む遊びの体験の場所を提供するとともに、専任の相談員を配置した子育て相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-1-17 食育に関する学習の実施	バランスの良い食事等について理解を深め、食生活の改善を図るため、児童生徒と食と健康に関する学習を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-18 ウォーキングコースの周知、啓発	市内公共施設や商業施設に観光ウォーキングマップを配架するとともに、市ホームページへ市内のウォーキングモデルコースを掲載し、日常的な運動習慣の定着を促進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	商工観光課
2-1-19 スポーツイベントの実施	体力や年齢に応じて参加可能な各種スポーツイベントの開催を通じ、楽しみながら運動習慣の契機づくりや、心身の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	スポーツ振興課
2-1-20 公園の整備	こどもやこども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、ウォーキングやジョギング等の運動に親しめる空間を確保するため、遊具や休憩施設、園路等の公園施設の適切な維持管理や改修工事を進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	公園緑地課

施策2 こども・若者の学びと体験の機会の充実

① 学校教育環境の充実

家庭環境や経済状況に左右されることなく、こどもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、就学前から学童期が円滑に移行するための連携強化や地域との連携をはかりながら学校運営を進め、学びの環境の向上を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-1 生徒指導・教育相談中級研修会	生徒指導・教育相談中級の資格取得に向けた研修を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-2 幼保小連絡会の実施	幼保小が連携した教育を推進するため、久喜市幼保小連絡会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-3 中学生学力アップ 教育推進事業	学習習慣が身についていない中学生へ学習機会を提供することにより、学習習慣と学力の定着を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-4 体験学習の充実	「埼玉の子ども 70 万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-5 日本語指導事業	小・中学校に在籍する外国籍児童生徒等の日本語指導を行い、こどもの日常生活に支障のない程度に日本語を理解できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-6 コミュニティスクール事業	各学校で学校運営協議会を運営し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-7 乳幼児とのふれあい体験の実施	思春期の児童生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

外国語活動や国際交流活動等を推進し、自国・異文化理解を深める機会を増やします。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-8 外国語活動の充実	外国語指導助手を適切に配置するとともに、生きた外国語コミュニケーションの場を提供する「イングリッシュキャンプ」等の実施を通じて、小・中学校の外国語・外国語活動を充実します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-9 親善交流事業	本市と姉妹都市提携をしているアメリカ合衆国ローズバーグ市との親善交流を通じて、グローバル社会で活躍するコミュニケーション能力を育む外国語教育を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課 市民生活課
2-2-10 英語検定受験料補助事業	市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍する生徒の保護者に対して、英語検定の受験検定料を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

③ STEAM教育や持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

理数教育の中で課題を発見し・解決に生かすことが進むように、学校指導要領を踏まえ様々な手法を活用して推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-11 プログラミング教育	児童生徒に汎用的な能力や情報活用能力を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-12 理科教育の充実	理科支援員の配置や、教員の指導力向上のための研修を通じて理科教育の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

④ こどもが健やかに育つ環境づくり

こどもたちや、親子が地域で安心して遊べる、過ごせる場を提供するため、児童館・児童センターの整備と行事やプログラムの内容充実を図ります。乳幼児が、友達づくりや集団生活に慣れることができるよう、同年齢同士が交流できる機会の充実を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-13 未就園児園庭開放事業	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、満2歳以上の未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回程度設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
2-2-14 児童館・児童センターの整備・充実	児童の健全な遊び場の確保と健康増進に向けて、児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-15 児童館・児童センター活動事業	児童に良質な遊びを提供し、心身の健全な育成を促すため、児童館・児童センターにおいて実施する事業の充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-16 児童館運営事業	地域の児童に健全な遊び場の提供や多様な事業を実施することで、心身ともに豊かで健康なこどもたちの育成を目指します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-17 移動児童館の実施	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図るため、地域に向く移動児童館を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-18 幼児教室	1～3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌や製作などを通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-19 青少年のつどい・サマーキャンプの支援	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-20 夏休み子ども科学遊び	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

⑤放課後の居場所・地域での居場所づくり

未就園の児童と保護者が過ごす場や児童が放課後等に過ごす場の確保を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-21 未就園児園庭開放事業 【再掲】	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、満2歳以上の未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
2-2-22 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-23 幼児教室 【再掲】	1～3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌や製作などを通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-24 青少年のつどい・サマーキャンプの支援 【再掲】	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-25 放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の校庭・体育館・余裕教室等を活用し、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

⑥読書活動の推進・こどもが地域で学べる環境づくり

こどもが地域で体験活動やスポーツ活動、読書活動や自然とふれあう機会を提供し、こどもの豊かな情操と心身の健全な育成を支援します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-26 部活動の地域展開	休日の部活動を地域展開することにより、多様な選択肢を用意し、生徒の活動機会を確保します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課 文化振興課 スポーツ振興課
2-2-27 ブックスタート事業	4か月児健康診査時にブックスタートの意義と読み聞かせの大切さを説明しながら、図書館おすすめの絵本リストと絵本が入ったブックスタートパックを保護者と赤ちゃん一人ひとりに手渡します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-28 学校訪問ブックトーク	図書館職員が小学校へ出向き、テーマに沿った本を選び紹介します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-29 読書手帖の配布	本とのふれあいの機会を多く持ってもらうとともに、図書館資料の利用促進のために、読書記録用の冊子を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-30 子ども大学くき	高等教育機関、久喜青年会議所と連携して、こどもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-31 学校訪問おはなし会	図書館職員が小学校へ出向き、絵本の読み聞かせを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-32 おはなし会	参加するこどもの年齢に応じて、おすすめの絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうた、ストーリーテリングなどを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-33 子ども映画会	読書へとつながる児童文学作品の映画やアニメの上映を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-34 子ども司書体験講座	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るために、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施します。体験講座終了後は、子ども司書として認定し、おすすめの本紹介をするなどの活動の場を図書館などで提供し、読書活動の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-35 夏休み子ども科学遊び 【再掲】	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-36 公民館事業	公民館事業を通して子どもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-37 子ども自然観察会	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	環境課
2-2-38 スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて、青少年の健全育成及び地域づくりの貢献を目的として活動している団体の支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	スポーツ振興課

施策3 こども・若者の地域活動への参画の促進

①こども・若者が意見を表明する場の確保と参加機会の拡充

こどもの意見を大切にすることを旨とし、こどもたちの意見発表の場づくりに努めるとともに、こどもが大人とともにまちづくりに参加する環境の整備を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-3-1 市長とこどもたちとのオンラインミーティング	市政への理解を深めてもらうとともに、夢のある幅広いこどもの意見や要望を市政に反映させるため、オンライン環境を活用し、市長との意見交換を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	シティセールス課
2-3-2 若い世代と市長との座談会	将来を担う若い世代の意見を取り入れたまちづくりを実現するため、若い世代の市民参加を促進します。市長と若い世代が直接意見を交換し合い、市政に反映することを目的とし、座談会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
2-3-3 まちづくりサポーター（市民参加推進委員）	市民参加を推進するため、13歳以上の市民（市内在住、在勤、在学者）を対象にまちづくりサポーターを公募します。サポーターは自ら積極的に市民参加を行うとともに周囲に市民参加を呼びかけます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

基本目標3:子育て家庭への支援

施策1 子育て支援体制の充実

①子育て支援施設の充実、子育ての情報提供と相談体制の充実

子育て世代が気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談できる地域子育て支援センターやつどいの広場などの充実を図ります。また、保護者が就労や疾病、急用などにより保育ができない場合に安心してこどもを預けられるよう、保育サービス・子育て支援サービスの充実を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-1 地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、こどもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、保護者同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 こども育成課
3-1-2 つどいの広場事業	主に乳幼児を抱える子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-1-4 こども家庭センター	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-5 児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-6 子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産直後(退院後1年以内)の母親のいる家庭等で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-7 こどものショートステイ事業	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳児院などにおいて短期間(原則7日以内)養育・保護します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-8 子育て緊急サポート事業	急な、こどもの預かりや施設等への送迎などを、援助を希望する利用会員と援助を行うサポート会員の会員同士の間で行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-9 出産・子育て応援事業	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-10 休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日・祝日に保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育することにより、子育てと仕事の両立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-11 病児保育事業	乳幼児及び児童が病氣中又は回復期にあつて、集団保育や家庭保育が困難な場合、一時的に預かる病児・病後児保育を行い、保護者の子育て、就労等の支援を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-12 一時預かり事業	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-13 延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、認定を受けた保育時間を超えた場合に延長保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-14 預かり保育事業	中央幼稚園・栗橋幼稚園にて、在園児を対象に長期預かり保育(1か月単位)、一時預かり保育(1日単位)を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-15 保育所管理事業	市立保育所の空調設備等の改修や、施設の修繕など適切な維持管理により児童の安全を確保するとともに、今後の保育ニーズや入所保留者の状況を見ながら、必要に応じて施設整備を行い、児童の保育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-16 幼稚園管理事業	市立幼稚園の外壁及び空調設備等の改修や施設の修繕など適切な維持管理を行い、児童の安全確保と教育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-17 保育所施設整備事業	私立保育所等の老朽化に伴う改築等や待機児童及び入所保留児童の解消に向け、施設整備に係る経費を補助し、児童の保育環境の整備を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-18 市立保育所運営事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育し、子育てをしている家庭を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-19 私立保育所委託事業	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童の保育を私立保育所に委託し、児童数や定員数に応じた運営費を負担します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-20 管外保育所委託事業	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-21 保育所における乳児保育(0歳児保育)事業	生後2か月以上の乳児について、乳児保育(0歳児保育)を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-22 広域的保育利用事業	自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等にこども送迎センターを設置し、バス等により児童を送迎します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-23 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-1-24 屋内型こどもの遊び場 【再掲】	こどもの成長段階や興味関心に合わせたエリアで構成された屋内型こどもの遊び場において、心身を育む遊びの体験の場所を提供するとともに、専任の相談員を配置した子育て相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策2 母子保健の推進

① 健やかな妊娠から出産までの包括的・継続的な支援

妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制を充実し、こども・子育て家庭を包括的・継続的に支援します。母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎え、その後も喜びを感じながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業、各種予防接種の実施を進めます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-2-1 こども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-2 不妊に関する相談支援	不妊に悩む方を対象に、相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-3 不妊検査・不育症検査費助成事業	不妊検査・不育症検査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-4 母子健康手帳の交付	母子の健康管理及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-2-5 妊産婦健康診査事業	妊娠中の異常の早期発見及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に、妊産婦健康診査の助成券を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-6 母子訪問指導事業	妊産婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に家庭訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-7 妊産婦・乳幼児に関わる関係機関との連携	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対し、関係機関と情報共有し、連携しながら対応することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-8 第3次久喜市健康増進・食育推進計画の推進	第3次久喜市健康増進・食育推進計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
3-2-9 久喜市健康増進・食育推進会議の運営	第3次久喜市健康増進・食育推進計画を推進するため会議を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
3-2-10 各種予防接種の実施	疾病の発生及びまん延を防止するため、ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防等の個別予防接種を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-2-11 食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動支援と育成	自主事業や保健事業への協力等、食生活改善推進員（ヘルスマイト）が実施する活動を支援するとともに、食生活改善推進員の育成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

施策3 家庭の子育てを応援する体制の強化

① 出産から子育てまで切れ目のない包括的・継続的な支援

保護者が子育てに関する知識や技術を身につけながら、育児・養育に向き合えるように、各種講座の開催や交流の場を設置するなど、学習機会の提供を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-1 ママ・パパ教室事業	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図るとともに、家族の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-2 母子訪問指導事業【再掲】	妊産婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に家庭訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-3 産後ケア事業	産後、家族等から十分な支援を受けられない母子を対象に、産科医療機関への宿泊や通所、自宅への訪問により、母親の心身のケアや育児指導・相談等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-4 乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)の実施	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師による診察、身体計測、保健指導等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-5 母子愛育会の活動支援・育成	母子愛育会が地域で活発に活動し、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-6 乳幼児健康相談事業	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-7 妊産婦・乳幼児に関わる関係機関との連携【再掲】	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対し、関係機関と情報共有し、連携しながら対応することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-8 保護者の保育参加	保護者が保育所又は幼稚園の保育へ参加し、大勢の子どもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-3-9 育児教室	0・1歳児の保護者を対象に、保健師、栄養士等がより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-10 はじめのいっぽ	初めての方も気軽に利用できるよう、来館のきっかけを提供し、子育てに対する不安解消の支援をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-11 親子ですすめるあいさつ運動	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-3-12 家庭教育学級	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-13 家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」	埼玉県家庭教育アドバイザー等で構成された家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」では、子育てサロンを開催し、家庭や子育てに悩む保護者を支えることで、家庭教育の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-14 育児コンシェルジュ (図書館)	子育て中の保護者がゆっくり図書館で読書に向き合える時間を提供し、親子連れ利用の促進を図ります。	誕生から幼児期	生涯学習課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策4 相談支援・情報提供の推進

① こども・子育て支援に関する相談や助言、情報提供

子育て世代からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言等を行います。保護者が心にゆとりを持ってこどもの心身の発達を見守り、生活習慣を身に付けさせることができるよう、保護者への相談・指導体制の充実を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-4-1 子ども・子育て支援 庁内推進会議	庁内の関係部署で構成する会議において、子育て支援の取組や貧困対策等について検討及び情報共有を行い、本市における子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に取り組めます。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-2 子育て相談窓口の 周知	保護者が相談できる窓口を、広報紙やホームページへの掲載、子育てガイドブック等の活用により周知します。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-3 子育てガイドブック の発行	本市の子育て支援情報をまとめた電子版子育てガイドブックを作成し、子育て家庭への情報提供を行います。わかりやすく、使いやすいガイドブックとするため、定期的に見直すなど、内容の充実に努めます。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-4 子育て支援関連情 報の発信	子育て中の保護者に対して、子育て支援関連情報の積極的な発信に努めます。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-5 利用者支援に関す る事業(子育て総合 支援窓口)	本庁、各行政センターの担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設(公共施設や児童館、保育所等)と連携を図り、総合的な支援を行います。	誕生から幼児期	子育て支援課 保育幼稚園課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-6 子育て支援施設で の子育て相談	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館・児童センターで、子育てに関する相談を行います。	誕生から幼児期	子育て支援課 こども育成課 保育幼稚園課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
3-4-7 利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供や相談等利用者支援を実施します。	誕生から幼児期	こども家庭保健課 こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-4-8 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-9 家庭児童相談室	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-10 思春期保健相談	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 指導課
3-4-11 保育所、幼稚園における育児相談	保育園、幼稚園において、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-4-12 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-4-13 広報くき発行事業	広報くきの中に、子育て専用ページ「くきこどもだより」を作成し、忙しい子育て世代にも見やすく、読みやすい工夫をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	シティセールス課
3-4-14 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
3-4-15 法律相談	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
3-4-16 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

施策5 子育ての経済的負担の軽減

① 安心してこどもを産み育てられる経済的支援

安心してこどもを産み育てられるよう、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための取組を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-1 子ども医療費支給事業	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-2 児童手当給付事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の、健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-3 赤ちゃんスマイル祝金支給事業	令和5(2023)年4月1日以降に出生した児童のうち、出生した日から申請日まで久喜市の住民基本台帳に記載されている児童と同一の世帯で養育されている方に対して祝金を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-4 未熟児養育医療給付事業	未熟児に対して、指定された養育医療機関での養育に必要な医療の給付を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-5 パパ・ママ応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこども、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられるパパ・ママ応援ショップのアプリ版カードを周知し、必要がある場合は紙のカードを配布します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-6 新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-7 1か月児健康診査費の助成	医療機関で受けた1か月児健康診査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-8 助産施設への入所	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-9 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-10 多子世帯の保育料無償化事業	多子世帯保育料無償化事業では、第3子以降の乳幼児(0~2歳児)が、保育所等を利用している世帯を対象に保育料を無料にしています。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-5-11 放課後児童クラブ利用者保育料助成金	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等の医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-5-12 小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	教育総務課
3-5-13 英語検定受験料補助事業【再掲】	市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍する生徒の保護者に対して、英語検定の受験検定料を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-5-14 学校給食費補助事業	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、学校給食費の補助金を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	学校給食課
3-5-15 公共交通の運賃割引制度の設定	久喜市市内循環バス及び久喜市デマンド交通(くきまる)を利用するにあたり、未就学児の運賃を無料とします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-16 子育て世帯家賃減額制度の周知	UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)が子育て世帯等を対象に実施する家賃減額制度の周知に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-17 出産育児一時金直接支払制度	久喜市国民健康保険の被保険者が出産する場合、久喜市国民健康保険が医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課
3-5-18 国民健康保険税の免除制度	出産する久喜市国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の国民健康保険税額を免除することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課

基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり

施策1 地域での見守りと声かけネットワークづくり

① 地域と協働してこども・若者の育ちを見守る仕組みづくり

こどもが安心して地域の中で過ごすことができるよう、地域の協力を得ながら、こどもを見守る地域づくりを進めます。地域における、子育て支援や青少年健全育成に関わる団体等のネットワークにより、こどもを守る運動や青少年健全育成活動が推進されており、継続して活動を支援するとともに、より多くの市民の理解と参加が進むよう、子育て支援活動を行う人材の育成、青少年の健全育成に関わる団体等の活動を支援し、子育てをみんなで支えるまちづくりを進めます。少年非行等の問題を抱える児童への対応については、家庭、学校、地域、警察等が連携し、地域ぐるみの支援に取り組みます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-1-1 地域子育て応援事業	経験や知識を持った地域の方が、子育ての担い手として活躍することができるように、子育てに関する講演会や多世代ふれあい交流事業を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-2 子育て支援のネットワークづくり	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-3 青少年健全育成事業	青少年の健全育成を促進するとともに、団体の青少年育成活動を支援し、こどもたちが多様な体験を得る環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-4 久喜市青少年育成市民会議の支援・育成	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、久喜市青少年育成市民会議の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-5 久喜市青少年相談員協議会の支援・育成	こどもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-6 久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るため、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-7 埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	青少年育成推進員等による駅前、商業施設、公園等の見回りを行う非行防止パトロール活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-1-8 民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-1-9 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	地域社会の福祉増進に努める民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-1-10 久喜市社会を明るくする運動の支援	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援して、運動の促進に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課

施策2 安心して暮らせる環境づくり

①こども・若者が安心して過ごせる環境づくり

こども連れでも安心して、積極的に外出することができるよう、公共施設や歩道のバリアフリー化など、子育て家庭が外出しやすい環境の整備に努めます。交通安全教育を推進するとともに、交通安全環境及び道路交通環境を整備し、交通事故の発生予防に努めます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-2-1 「赤ちゃんの駅」設置	市内の公共施設や事業所に、オムツ交換や授乳ができる場所を設けて、地域ぐるみで子育てを応援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-2 イベント会場における子育て支援設備等の整備	市等が実施する各種イベント会場へこども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、来場した子育て家庭の負担を軽減します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-3 公共施設における子育て支援設備等の整備	公共施設にこども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、子育て家庭の外出時の負担軽減を図るとともに、安全で快適な公共施設の環境整備に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-4 スクールガード事業	市内小学校で、県から委嘱されたスクールガードリーダーが、児童の登下校時の安全確保のために見守りを実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
4-2-5 「こどもレディース110番の家」設置	地域ぐるみでこどもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に緊急に避難できる家「こどもレディース110番の家」を区長、学校長等の推薦により、設置します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-2-6 交通安全思想の普及	幼児及び児童に対する交通安全教育を通し、交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、幼稚園、保育所、学校との連携、協力を図りながら、未来の交通社会人の育成に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
4-2-7 交通安全教室の実施(小中学校)	児童生徒に対する交通安全教室を実施し、交通安全への理解を深めます。実施にあたっては、警察、交通安全協会、小中学校と連携、協力します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
4-2-8 被害者救済対策の充実	交通事故被害者の経済的な負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進するとともに、交通事故に関する様々な問題に対応するため、交通事故相談業務の充実や活用促進に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
4-2-9 道路交通環境の整備	カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めます。また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課 道路維持課
4-2-10 歩道のバリアフリー化の推進	歩道の整備にあたっては、路面の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-11 交通安全環境の整備	快適な道路空間を創出するため、道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-12 快適な住環境の整備	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	都市計画課
4-2-13 公園の整備 【再掲】	こどもやこども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、ウォーキングやジョギング等の運動に親しめる空間を確保するため、遊具や休憩施設、園路等の公園施設の適切な維持管理や改修工事を進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	公園緑地課
4-2-14 こどもの視点に立った公共施設の整備	子育て家庭の社会活動を支援するため、本市が設置し又は管理する公共施設等を、こどもやその保護者の視点から整備・充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	各施設所管課

施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と生活や性的役割分担にとらわれない適正なワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の両立や育児休業・介護休業の取得等の働き方について、事業所や市民に制度や考え方について啓発を行います。

仕事・家事・子育てについて、性的役割分担にとらわれず、両者が協力し合いながら家庭を築いていけるよう、男女共同参画の意識づくりを推進するとともに、父親の子育て力の育成や女性の再就職支援などを促進し、共働き・共育ちの推進を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-1 「仕事と生活の調和」の啓発	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課 商工観光課 子育て支援課
4-3-2 父親の育児参加への理解促進	母子健康手帳交付時に資料を配布し、出産前の早い時期から父親の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	こども家庭保健課
4-3-3 お父さんといっしょ	体を使った遊びや製作などを通して、父と子がふれあいながら楽しく過ごせる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	こども育成課
4-3-4 男女共同参画講座	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課
4-3-5 情報紙発行	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課
4-3-6 男女共同参画人材リスト	本市の審議会等への女性委員の登用促進と、市民や団体の方が必要な人材の情報を活用できるよう、男女共同参画人材リストを作成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課
4-3-7 男性に対する啓発推進	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の充実を図る啓発活動を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課
4-3-8 女性の再就職支援	再就職を希望する女性を支援するため、関係機関で開催される講座等の情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-9 育児休業・介護休業制度等の周知と活用促進	仕事と子育て及び介護の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する制度の周知を行い、制度の活用促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・子育て世代	人権推進課 商工観光課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-10 女性の起業・キャリアアップ支援事業	女性の起業やキャリアアップを支援するため、関係機関と連携して実施する支援事業や、各種講座、支援実施機関の情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-11 就業相談の活用	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	誕生から幼児期	商工観光課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

基本目標5: 支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

施策1 困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援

① 生活困窮の解消に向けた支援

家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援、住まいの確保支援等により、安定した生活基盤の確保を支援します。あわせて、生活困難な世帯のこどもに対して、学習支援や居場所づくり等により包括的支援を行います。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-1 実費徴収に係る補 足給付事業	生活困窮世帯のこどもの保育に必要な物品の購入に要する費用を補助することにより、こどもの健やかな成長を支援します。	誕生から幼児期	保育幼稚園課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-2 こども食堂の運営 団体等への支援	こども食堂を開設したい方や既に開設している方に対し、情報提供等の支援を行い、こどもの居場所づくりを促進します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-3 放課後児童クラブ 利用者保育料助成 金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-4 気づく・つなぐ・支 えるガイドブックの活 用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-5 小中学校要・準要 保護児童生徒就学 援助事業【再掲】	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期	教育総務課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-6 入学準備金・奨学 金貸付事業	進学意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒等に等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	誕生から幼児期	教育総務課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-7 生活困窮のこども に対する学習支援 事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	誕生から幼児期	生活支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-8 生活困窮者自立相 談支援事業	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期	生活支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-9 生活困窮者住居確 保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれが高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	誕生から幼児期	生活支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-10 生活保護事業	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-11 生活保護受給世帯への自立支援	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーが計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課

② ひとり親家庭の自立に向けた支援

ひとり親家庭に各種制度を適切に情報提供します。ひとり親家庭の生活基盤が整うよう支援するため、各種手当の支給や助成制度等による経済的負担の軽減、資格取得・就労に関する費用の助成などの就労支援、相談支援を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-12 ひとり親家庭相談	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知などを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-13 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母又は父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-14 高等職業訓練促進給付金等の支給	ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-15 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講経費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-16 ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等が必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-17 児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に児童扶養手当を支給することで、母子家庭及び父子家庭等における生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-18 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父ならびに寡婦の経済的な自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、資金の貸付を行い、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-19 JR通勤通学定期乗車券の割引	児童扶養手当を受給している方及びそのこどもがJRで通勤・通学している場合に、定期乗車券を3割引で購入できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-20 養育費確保支援事業	ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに関わる経費の一部を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-21 母子生活支援施設への入所	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-22 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-23 放課後児童クラブ利用者保育料助成金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-24 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

③ 障がいや発達、療育への支援

障がいや発達の進みに支援が必要なこどもが、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児福祉サービスや療育を受ける機会の拡充を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-25 自立支援医療（育成医療）支給事業	身体に障がいのある児童や病気を放置すれば障がいが残ると認められる児童に対して、手術等により確実な効果が期待できる治療にかかる医療の支給を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-26 乳幼児発達相談事業	乳幼児健康診査等の結果、経過観察が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、個別に発達・発達を促すための助言・指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-27 1歳6か月児健診継続相談事業	1歳6か月児健康診査の結果等により、経過観察が必要とされた幼児及びその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-28 ことばの相談事業	乳幼児健康診査の結果等により、言葉について、経過観察及び指導が必要とされた幼児とその保護者を対象に、個別に助言・指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-29 ことばのグループ	ことばの遅れのある幼児とその保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-30 ことばのグループ保護者指導	ことばの遅れのある児童の保護者に対し、言語聴覚士の助言・指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-31 おもちゃ図書館	心身の発達に気がかりなこどもや、発達がゆっくりなために上手に遊べないこども、人との関わりが得意でないこどもに遊び場を提供し、おもちゃを通してそれぞれのこどもが持っている機能の発達を促します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-32 児童相談業務体制の充実・強化	増加する特別な支援を要する児童や保護者(虐待、育児放棄、発達の遅れ、その他家庭問題等)などに対する、児童相談業務の体制の一層の充実と強化を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-33 障がい児保育	障がいや発達に遅れのある児童を一般の児童とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
5-1-34 障がい児の適正な就学支援の充実	就学支援委員会を設置し、障がいの特性に応じた適正な就学に係る教育的支援を行います。また、通級指導教室「ことばの教室」「情緒の教室」を設置し、通常学級に在籍する児童生徒の障がいに応じた指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-1-35 特別支援教育事業	通常学級、特別支援学級に在籍するLD(学習障がい)やADHD(注意欠如・多動症)等、発達障がい等の特別な教育的ニーズに応え、一人ひとりが生き生きと学校生活を送れるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-1-36 保育所等巡回支援事業	発達障がいの専門的な知識を有するものが、保育所等を巡回し、職員に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言及び指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-37 相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-38 のぞみ園運営事業	障がいや発達に遅れのある児童に対し、軽易な機能回復訓練及び基礎的な生活指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-39 のぞみ園利用者負担金の助成	のぞみ園を利用している保護者に対し、児童福祉法に基づく利用者負担月額が久喜市保育料の徴収に関する徴収基準月額を超えた分について助成をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-40 特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に一定の障がいをもつ20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、当該児童を養育している方(主として生計を維持する方)に手当を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-41 介護給付費の支給	障がい児が居宅介護、行動援護、短期入所等のサービスを受けた場合、その要した費用の一部を介護給付費として支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-42 障害児通所給付費の支給	障がい児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けた場合、その要した費用の一部を障害児通所給付費として支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-43 補装具費の支給	障がい児が必要とする補装具費の購入又は修理に要した費用の一部を補装具費として支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-44 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-45 地域生活支援事業	障がい児が必要とする日常生活用具費や移動支援費、日中一時支援費を支給して、障がい児の地域での生活を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-46 生活サポート事業	障がい児の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援護などの介護サービスを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-47 医療的ケア児総合支援事業	医療的ケアを要する児童等やその家族の支援のための様々な取組を行うほか、在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的・身体的負担を軽減します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課

施策2 こどもの生活支援対策の推進

① こども・若者と保護者の生活基盤を支える支援

子育て家庭の安定した生活基盤を確保するため、生活困難な子育て世帯が安心して生活できるよう、社会生活や居住の安定を支援します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-2-1 子育て支援関連情報 の発信 【再掲】	子育て中の保護者に対して、子育て支援関連情報の積極的な発信に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-2-2 ファミリー・サポ ート・センター事業 【再掲】	育児に関する相互援助活動を支援し、こどもの預かりや施設等への送迎など、子育てしやすい環境を整備することにより、地域の子育て支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-2-3 子ども・子育て支援 庁内推進会議 【再掲】	庁内の関係部署で構成する会議において、子育て支援の取組や貧困対策等について検討及び情報共有を行い、本市における子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-2-4 子育て支援ホーム ヘルパー派遣事業 【再掲】	出産直後(退院後1年以内)の母親のいる家庭等で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-2-5 子育て緊急サポ ート事業 【再掲】	急な、こどもの預かりや施設等への送迎などを、援助を希望する利用会員と援助を行うサポート会員の会員同士の間で行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-2-6 こどものショート ステイ事業 【再掲】	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳児院などにおいて短期間(原則7日以内)養育・保護します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-2-7 一時預かり事業 【再掲】	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
5-2-8 市営住宅の計画的 な維持管理	低廉な家賃で賃貸する市営住宅を計画的に維持することにより、困窮している子育て世帯の居住の安定を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課

施策3 児童虐待防止対策の推進

① 児童虐待を防止、予防するための環境づくり

久喜市要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-3-1 要保護児童等の相談支援	虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-2 久喜市要保護児童対策地域協議会	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-3 児童虐待防止等の啓発	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、本市の広報やホームページへの掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-4 子育て不安・児童虐待予防事業	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「保護者支援講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-5 児童保護相談	児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-6 こども家庭センター【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-7 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策4 地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

① ヤングケアラーの支援

ヤングケアラー等についての地域の理解を深めるとともに、ケアラーの把握、相談支援などの支援体制づくりに取り組みます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-1 児童育成支援拠点 事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-2 久喜市要保護児童 対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

② 学校生活や社会生活で困難を抱えるこども・若者の立ち直り支援

いじめや不登校などの問題の発見や解決に向けて、学校、地域、家庭が緊密に連携し、教育相談支援体制において対応します。ひきこもりや中途退学などの相談や情報提供などのフォロー体制の確保を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-3 児童育成支援拠点 事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-4 家庭児童相談室 【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-5 気づく・つなぐ・支える ガイドブックの活用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-6 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-7 教育支援センター	不登校傾向の児童生徒に対し、教育支援センターにおいて学習支援や教育相談の場を提供し、社会的自立ができるように支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-8 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-9 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-10 生徒指導推進事業	児童生徒の健全育成のため、各校のいじめや不登校など生徒指導上の問題を把握し、未然防止や早期解決に向けた取組を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-11 困難な問題を抱える女性の相談の充実	関係機関との連携などにより困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
5-4-12 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
5-4-13 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-14 消費生活相談	消費生活に関する問題に対して消費生活相談員による専門的相談を実施し、助言やあっせん、関係機関の案内等を通して問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-15 不登校・ひきこもり家族の集い	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

③ こども・若者の自殺予防対策の推進

若年層の自殺を防止するため、SOSの出し方教育やこころの健康に関する相談などを推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-16 第2次久喜市自殺対策計画の推進	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期	健康医療課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-17 ゲートキーパー養成講座	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-18 自殺予防対策の周知啓発や情報発信	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-19 メンタルヘルスチェックシステムの運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-20 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

④ 社会的養育が必要なこども・若者の支援

保護者の子育てを支援するとともに、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-21 里親制度の普及・啓発	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-22 外国籍市民支援事業	日本語が話せない外国人市民に対し、日本語学習の機会提供や地域住民との交流を促進します。また、外国人市民が暮らしやすい環境を整えるため、多言語での情報提供と相談を行う外国人市民相談窓口を設けます。	誕生から幼児期	市民生活課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

第5章 子ども・子育て支援事業計画 (第3期子ども・子育て支援事業計画)

1 基本方針

(1)教育・保育提供区域

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。また、市町村は区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市では、利用者の利便性に配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るため、保育施設等については、第2期計画までは区域を細分化し、久喜・菖蒲地区と栗橋・鷲宮地区の2区域に設定してきましたが、これまでの利用ニーズや利用状況を総合的に勘案し、その他の事業と同様に、市全域を1区域として設定します。

【教育・保育提供区域】

事業名		区域
教育・保育	教育施設(幼稚園・認定こども園)	1区域(市全域)
	保育施設(保育所・認定こども園)	
	地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	
	延長保育事業(時間外保育事業)	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
	放課後児童健全育成事業	
	子育て短期支援事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
	妊婦に対して健康診査を実施する事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	親子関係形成支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
産後ケア事業		
養育支援訪問事業		

(2) 児童数の将来推計

本計画の対象となる児童数の見込みは、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法により、令和5（2023）・6（2024）年の変化率で令和11（2029）年までを推計しました。

児童数は、0～2歳を除くいずれの年代も減少し、令和11（2029）年度は18,299人となることを見込まれます。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、令和6（2024）年度に実施した、「久喜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果及び「児童数の将来推計」をもとに、事業の利用実績等を勘案して算出しています。

【計画期間の児童数の将来推計（市内全域）】

（単位：人）

年代	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～2歳	2,478	2,487	2,523	2,518	2,509
3～5歳	2,930	2,868	2,741	2,713	2,722
6～8歳	3,257	3,186	3,123	3,023	2,958
9～11歳	3,424	3,382	3,343	3,275	3,205
12～14歳	3,532	3,476	3,459	3,455	3,411
15～17歳	3,822	3,741	3,629	3,549	3,494
合計	19,443	19,140	18,818	18,533	18,299

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
久喜地区	7,898	7,775	7,644	7,528	7,433
菖蒲地区	1,986	1,955	1,922	1,893	1,869
栗橋地区	3,610	3,553	3,494	3,441	3,397
鷺宮地区	5,949	5,857	5,758	5,671	5,600

※コーホート変化率法は、コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

サービスごとにニーズ調査結果と利用実績を踏まえ、量の見込みを算定し、提供体制の確保策を示します。教育・保育の提供区域は、久喜・菖蒲地区及び栗橋・鷺宮地区の市内2区域から、市内全域の1区域とします。

(1)教育・保育施設の利用状況

①教育事業(幼稚園・認定こども園)

1号認定を受けたこどもに対して、幼稚園または認定こども園(幼稚園的機能)で学校教育を提供する事業です。市内では令和6(2024)年4月1日現在で、市立幼稚園2か所、私立幼稚園1か所、私立認定こども園11か所において事業を実施しています。

【第2期計画の実績(1号認定(各年4月1日時点))】

(単位:人)

1号認定 3～5歳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)	
申込み実績	市内のこども	1,478	1,437	1,300	1,308	1,172	
	市外のこども	172	168	115	188	153	
	合計①	1,650	1,605	1,415	1,496	1,325	
確保策②	市内	幼稚園・認定こども園	1,681	1,696	1,696	1,623	1,608
		確認を受けない幼稚園	160	160	160	160	160
	市外	144	131	107	188	153	
	合計②	1,985	1,987	1,963	1,971	1,921	
差(②-①)		335	382	548	475	596	

②保育事業(保育所・認定こども園・地域型保育事業)

2号及び3号認定を受けたこどもに対して、保育所、地域型保育事業又は認定こども園(保育所的機能)で保育を提供する事業です。市内では令和6(2024)年4月1日現在で、市立保育所4か所と私立保育所14か所(分園2か所は本所含む)、私立認定こども園11か所、小規模保育施設12か所において、久喜・菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区の市内2区域を提供区域として実施しています。

久喜・菖蒲地区では令和6(2024)年4月1日現在で、市立保育所4か所と私立保育所6か所、私立認定こども園7か所、小規模保育施設8か所において実施しています。

【久喜・菖蒲地区・第2期計画の実績(2・3号認定(各年4月1日時点))】 (単位:人)

3号認定 0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	99	123	64	120	64
確保策②	115	134	132	132	121
差(②-①)	16	11	68	12	57

3号認定 1・2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	484	123	500	525	520
確保策②	462	134	533	504	505
差(②-①)	▲22	11	33	▲21	▲15

2号認定 3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	842	123	874	899	786
確保策②	998	134	1,013	971	962
差(②-①)	156	11	139	72	176

栗橋・鷲宮地区では令和6(2024)年4月1日現在で、私立保育所8か所(分園2か所は本園に含む)、私立認定こども園4か所、小規模保育施設4か所において実施しています。

【栗橋・鷲宮地区・第2期計画実績(2・3号認定(各年4月1日時点))】 (単位:人)

3号認定 0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	99	113	61	108	78
確保策②	109	115	106	114	106
差(②-①)	10	2	45	6	28

3号認定 1・2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	440	478	458	482	540
確保策②	441	484	483	482	481
差(②-①)	1	6	25	0	▲59

2号認定 3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込み実績①	691	699	694	714	861
確保策②	656	711	707	715	705
差(②-①)	▲35	12	13	1	▲156

③教育・保育施設の認定区分ごとの利用定員

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
2号認定 3～5歳	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638
3号認定 0歳	227	227	227	227	227
3号認定 1・2歳	970	970	970	970	970

(2)教育・保育事業の確保策

量の見込みは、教育事業においては、共働き世帯の増加や人口動態の影響から、減少が見込まれますが、保育事業においては、共働き世帯の増加や保育無償化等により、2号認定の3～5歳児の増加が見込まれます。

これらの量の見込みに対応するため、引き続き、待機児童及び入所保留児童が発生しないよう必要な施設整備を行い、児童の保育環境の改善を図ります。

これらの量の見込みに対応するため、今後の保育ニーズや入所保留者の状況を見ながら、必要に応じて、幼稚園から認定こども園への移行や、保育所等の施設整備を推進し、確保対策を図ります。

また、支援や配慮を要する児童の受け入れなど多様化する保育ニーズについても、関係各所と連携を図り対応します。

① 教育事業(幼稚園・認定こども園)

【量の見込み及び確保策(1号認定)】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,369	1,320	1,261	1,203	1,147
確保策②	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
差(②-①)	384	433	492	550	606

② 保育事業(保育所・認定こども園・地域型保育事業)

【量の見込み及び確保策】

(単位:人)

2号認定 3～5歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,576	1,598	1,603	1,609	1,613
確保策②	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638
差(②-①)	62	40	35	29	25

3号認定 0歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	130	129	127	125	124
確保策②	227	227	227	227	227
差(②-①)	97	98	100	102	103

3号認定 1・2歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	941	940	941	939	939
確保策②	970	970	970	970	970
差(②-①)	29	30	29	31	31

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

サービスごとにニーズ調査結果や利用実績を踏まえ、量の見込みを算定し、提供体制の確保策を示します。

(1)利用者支援事業

事業内容・現状

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業（基本型・特定型）です。

また、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師などが専門的な立場で相談や支援を行う事業（母子保健型）です。

市内では、基本型を6か所、特定型を1箇所、母子保健型については、令和6年4月、機構改革により母子保健係を本庁舎に集約したことから1箇所を実施しています。

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用 実績①	基本型・特定型	4	4	5	5	7
	母子保健型	4	4	4	4	1
確保策 ②	基本型・特定型	4	4	5	5	7
	母子保健型	4	4	4	4	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の見込み及び確保策

基本型では、本庁、各行政センターの児童福祉担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者や利用を予定している方を支援します。また、子育て案内所において、多機能型利用者支援事業を実施し、子育て支援体制の充実を図っています。

特定型では、本庁に配置された保育コンシェルジュが子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援します。

こども家庭センター型は、これまでの母子保健型に児童福祉機能を加えたもので、本庁内に設置したこども家庭センターにおいて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと子育て家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

量の見込みに対して現状の提供体制で確保の内容は充足していますが、子育て家庭に多種多様なニーズを踏まえ事業の充実を図ります。

(単位:か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み ①	基本型	6	6	6	6	6
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保策 ②	基本型	6	6	6	6	6
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

事業内容・現状

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、長時間の就労や通勤時間などにより保育時間(8時間又は11時間)を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の保育を行う事業です。

市内では、令和6(2024)年4月1日現在、市立保育所4か所、私立保育所14か所(分園2か所は本園に含む)、私立認定こども園11か所、小規模保育施設12か所の合計41か所で実施しています。

(単位:人、か所)

久喜・菖蒲地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績①	491	492	541	551	551
確保策②	532	595	600	600	600
差(②-①)	41	103	59	49	49
実施か所	19	22	23	23	25

栗橋・鷲宮地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績①	429	393	325	300	300
確保策②	445	551	503	503	503
差(②-①)	16	158	178	203	203
実施か所	14	14	14	14	16

量の見込み及び確保策

量の見込みに対して現状の提供体制で確保の内容は充足していることから、今後においても保育所等の確保体制を維持し、延長保育希望者全員を受け入れます。

(単位:人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	739	746	753	760	767
確保策	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
実施か所	41	41	41	41	41

(3)一時預かり事業

事業内容・現状

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園、保育所等において一時的に預かる事業です。

市内では令和6（2024）年4月1日現在、一般型は市立保育所2か所、私立保育所3か所、私立認定こども園2か所の合計7か所で、幼稚園型は、市立幼稚園2か所、私立幼稚園1か所、私立認定こども園11か所の合計14か所で事業を実施しています。

（単位：人日、か所）

一般型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込値）
利用実績①	1,814	2,295	2,794	2,203	2,410
確保策②	13,920	11,625	13,920	13,920	13,920
差(②-①)	12,106	9,330	11,126	11,717	11,510
実施か所	7	7	7	7	7

幼稚園型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込値）
利用実績①	36,294	33,451	30,238	28,354	26,940
確保策②	87,600	87,600	91,088	87,600	87,600
差(②-①)	51,306	54,149	60,850	59,246	60,660
実施か所	14	14	14	14	14

量の見込み及び確保策

量の見込みに対して現状の提供体制で確保の内容は充足していることから、今後においても現在の提供体制を維持し実施します。

（単位：人日、か所）

一般型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,176	6,237	6,299	6,361	6,424
確保策	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920
実施か所	7	7	7	7	7

幼稚園型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45,734	45,551	45,368	45,186	45,005
確保策	87,600	87,600	87,600	87,600	87,600
実施か所	14	14	14	14	14

(4)病児保育事業

事業内容・現状

発熱等の急な病気となった児童（病児）や、回復期にある児童（病後児）が、教育・保育施設等や小学校に通えなくなったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

病児・病後児保育事業を市内小児病院1か所と委託契約を締結し実施しています。

(単位:人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績①	22	117	109	331	384
確保策②	1,218	1,752	1,758	1,770	1,770
差(②-①)	1,196	1,635	1,649	1,439	1,386
実施か所	1	1	1	1	1

量の見込み及び確保策

量の見込みに対して現状の提供体制で確保の内容は充足していますが、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて体制の確保を図ります。

(単位:人日、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保策	1,770	1,770	1,770	1,770	1,770
実施か所	1	1	1	1	1

(5)実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

国の助成制度に準じ助成を実施し、低所得で生計が困難である家庭のこどもの健やかな成長の支援を図ります。

(6)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本市では国等の動向を注視しながら調査研究していきます。

(7)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業内容・現状

保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の児童が、保護者の就労要件を問わず、ひと月当たりの利用可能時間枠内で保育所等を利用できる事業です。

量の見込み及び確保策

令和7年度は、令和8年度の本格実施に向け、事業実施に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等のルールづくりや、実施場所を確保します。

令和8年度以降は、量の見込みに対して、保育所等での受け入れ態勢を確保し、利用希望者を受け入れます。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	39	38	37	36
確保策	-	39	39	39	39

(8)放課後児童健全育成事業

事業内容・現状

保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図る事業です。市内には、小学校が22校（うち、1校休校）あり、放課後児童クラブの設置数は23か所（うち、1か所休所）となっています。22か所（うち、1か所休所）は公設で指定管理者制度により運営しており、1か所は民設で業務委託により運営しています。

（単位：人、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績①	1,273	1,264	1,488	1,640	1,935
確保策②	1,302	1,342	1,367	1,422	1,457
差(②-①)	29	78	▲121	▲218	▲478
実施か所	23	23	22	22	22

量の見込み及び確保策

確保の内容が不足している部分については、今後の利用状況を見ながら、既存の放課後児童クラブの定員枠の拡充を図り、必要に応じて施設整備を図ります。

新たな施設整備にあたっては、小学校や教育委員会など関係各所との協議を図りながら、余裕教室等の活用を図ります。

また、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については19か所整備しており、一体型によらない放課後児童クラブ及び放課後子ども教室についても、引き続き連携して実施していきます。

なお、特別な配慮を必要とする児童への対応についても、引き続き関係各所で連携を図りながら安全・安心な保育に努めます。

（単位：人、か所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1年生	550	538	529	514	509
	2年生	528	517	508	493	489
	3年生	452	442	434	422	418
	4年生	357	352	348	341	335
	5年生	252	249	247	241	237
	6年生	102	101	99	97	95
	合計	2,241	2,199	2,165	2,108	2,083
確保策②		1,457	1,522	1,557	1,592	1,627
実施か所		22	22	22	22	22

(9)子育て短期支援事業

事業内容・現状

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、乳児院など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。本市では現在、2事業所と委託契約を結び、3歳未満の乳幼児を対象に事業を実施しています。

(単位:人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績①	0	0	0	0	0
確保策②	56	55	54	53	52
差(②-①)	56	55	54	53	52
実施か所	2	2	2	2	2

量の見込み及び確保策

量の見込みに対して現状の提供体制で確保の内容は充足していることから、今後においても現在の提供体制を維持し実施します。

(単位:人日、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	56	56	56	56	56
確保策	56	56	56	56	56
実施か所	2	2	2	2	2

(10)乳児家庭全戸訪問事業

事業内容・現状

保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。本市では現在、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を対象に事業を行っています。

(単位:世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績	834	811	773	701	711

量の見込み及び確保策

量の見込みに対し、助産師等の専門職による提供体制を確保し、乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する知識の普及や不安の軽減を図ります。

(単位:世帯)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	815	845	871	893	914
確保策	815	845	871	893	914
実施機関	こども家庭保健課				

(11)地域子育て支援拠点事業

事業内容・現状

主に、3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子の交流や、遊び場の提供などを行い、それらを通して子育ての相談に応じたり情報提供を行うことで子育てを支援する事業です。

本市では、令和6（2024）年4月1日現在、16か所で実施しています。また、児童センター及び鷺宮児童館においても、子育て中の親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、地域子育て関連事業の提供を実施しています。

（単位：人回、か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込値）
利用実績①	40,177	59,369	70,171	84,439	99,439
確保策②	40,177	59,369	70,171	84,439	99,439
差(②-①)	0	0	0	0	0
実施か所	19	18	18	18	16

量の見込み及び確保策

現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後も、利用希望者全員を受け入れる提供体制を確保します。

本市では国の基準に基づき、中学校区に1か所の整備を基本としています。

（単位：人回、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	133,294	133,474	135,219	138,017	143,582
確保策	133,294	133,474	135,219	138,017	143,582
実施か所	16	16	16	16	16

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業内容・現状

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者(依頼会員)と、支援を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動を行う事業です。

本市では概ね生後6か月から小学校6年生以下の児童を対象として、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等から帰宅後の預かりや利用施設への送迎などを行っています。

(単位:件日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績	36	206	104	92	135
確保策	1,044	954	954	954	954
差(②-①)	1,008	748	850	862	819

量の見込み及び確保策

現在、量の見込みに対して確保の内容は充足しており、今後においても入会説明会や講習会等を計画的に開催し、ファミリー・サポート・センター事業会員の増員を図ります。

(単位:件日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	133	131	129	126	124
確保策	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134

※利用実績及び量の見込みは、就学時の預かりに関する援助活動件数

(13)妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業内容・現状

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行う事業です。

本市では現在、妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査事業を実施しています。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込値)
利用実績	839	779	756	733	734

量の見込み及び確保策

量の見込みに対し、委託先医療機関の提供体制を確保し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	815	845	871	893	914
確保策	815	845	871	893	914
実施機関	こども家庭保健課				
委託機関	委託医療機関				

(14)子育て世帯訪問支援事業

事業内容・現状

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

量の見込み及び確保策

乳児家庭全戸訪問事業や関係機関等を通じて支援を要する家庭を把握し、家事や育児援助など個々の状況に応じた支援を行います。

(単位:人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	14	14	14	14
確保策	14	14	14	14	14
実施か所	3	3	3	3	3

(15)児童育成支援拠点事業

事業内容・現状

養育環境の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

量の見込み及び確保策

児童育成支援拠点において、個々の児童や家庭の状況に応じた包括的な支援を行い、児童の健全な育成を図ります。

(単位:人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49	48	47	46	46
確保策	49	48	47	46	46
実施か所	3	3	3	3	3

(16)親子関係形成支援事業

事業内容・現状

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。本市では、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業などの既存事業を活用することで、要支援児童・要保護児童及びその保護者等の支援を行います。

(17)妊婦等包括相談支援事業

事業内容・現状

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により情報提供を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

量の見込み及び確保策

量の見込みに対し、保健師や助産師等の専門職による相談提供体制を確保し、妊産婦等への包括的な支援を実施します。

(単位:回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,445	2,535	2,613	2,679	2,742
確保策	2,445	2,535	2,613	2,679	2,742

(18)産後ケア事業

事業内容・現状

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケア等の支援を行う事業です。施設でサポートを受けるデイサービス型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

本市では訪問型のほか、市内1施設、市外5施設でデイサービス型と宿泊型産後ケアサービスを実施しています。

量の見込み及び確保策

量の見込みに対し、医療機関等の提供体制を確保し、母親の身体的な回復と心理的安定を促進し、健やかな育児を支援します。

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	280	292	300	308	316
確保策	280	292	300	308	316

(19)養育支援訪問事業

事業内容・現状

子育てに不安を抱えていたり、様々な理由でこどもの養育に支援を必要としている家庭を対象に、児童ケースワーカーや保健師、ホームヘルパー等が訪問し、保護者の家事・育児等の養育能力を向上させるための支援や相談等を行う事業です。

本市では、児童福祉法の改正に伴い、(14)子育て世帯訪問支援事業において家事・育児支援を実施しています。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設として認識されるようになり、手続きの簡素化も進んできました。今後も、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するためには、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育教諭等の専門性や経験が重要であり、保育人材の育成・確保も重要となっています。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育教諭の合同研修の開催等を促進します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援から、教育・保育施設から小学校等へ円滑に進めるように提供体制を確保することが重要です。子育て支援に関わる機関の密接な連携が重要です。地域型保育事業から教育・保育施設へ、教育・保育施設から小学校へ進めるように円滑な連携を推進します。また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

(4) 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

(5) 県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援事業、障がい児福祉施策など専門的な知識・技術を要する支援に関して県が行う施策との連携を図ります。

(6) 就労者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。あわせて、仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の就業状況を踏まえた保育サービスの推進を図るとともに、男女の仕事と子育ての両立支援を推進します。

第6章 こども・若者育成支援推進計画

我が国では21世紀に入り、国際化、情報化、少子高齢化が進み、こどもや若者を取り巻く状況は大きな変化が見られます。中でも情報化の急速な進展により、生活の利便性が高まる一方で、有害情報等が氾濫し、こどもや若者をめぐる環境に影響を及ぼしています。

また、ニートやひきこもり、不登校やヤングケアラー、発達障がい等といったこどもや若者が抱える問題が深刻化し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護等、各分野での個別支援や対応に限界があることを背景に、総合的なこどもや若者を育成支援する施策の推進を目的として、平成22(2010)年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

国では同法の施行を受けて子ども・若者支援育成推進大綱を策定し、これまでの個別分野による“縦割り”な取組から、分野を超えた連携や協働により施策が進められました。

本市では、次世代育成支援行動計画や貧困対策計画における取組を通じて、こども・若者育成支援の施策を推進してきましたが、本計画において、市町村こども・若者計画として一体化して策定し、こども・若者の健全な育成のために施策を推進します。

1 基本方針

こどもや若者を取り巻く状況や、子ども・若者育成支援推進法の目的や理念を踏まえながら、本計画の基本理念の実現を目指して、

- 全てのこども・若者の健やかな育成
- 困りごとを抱えるこども・若者と家庭の支援

を基本方針として、基本目標2～5に掲げた事業をもとに施策を推進します。

2 施策

(1) 社会全体の課題に向けた取組

令和3(2021)年4月に国が策定した「子ども・若者育成支援推進大綱」では、社会的な課題として、こどもや若者の自殺などの生命・安全の危機や、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差社会への懸念、多様性と包摂性のある社会づくり等が挙げられています。

こども・若者が誰ひとり取り残されることなく、社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう支援に取り組みます。

①いじめ、こどもの自殺など、生命・安全の危機を防ぐ取組の推進

家庭、学校、地域を問わず、こども・若者の生命や安全を脅かす深刻な状況が生じています。なかでも、近年は小中高生の自殺者数は増加傾向が見られています。いつ、どこで起きるか分からない生命・安全の危機に直面しうる状況において、こども・若者支援の重要課題と捉えて、こども・若者の生命・安全確保に向けて施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-1 思春期保健相談 【再掲】	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課 指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-3 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-4 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-5 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-6 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-7 メンタルヘルスチェックシステムの運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-8 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-3-1 要保護児童等の相談支援 【再掲】	虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-3-2 久喜市要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-3-3 児童虐待防止等の啓発【再掲】	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、本市の広報やホームページへの掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-4 子育て不安・児童虐待予防事業【再掲】	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「保護者支援講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-5 児童保護相談【再掲】	児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-6 こども家庭センター【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-4 家庭児童相談室【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-7 教育支援センター【再掲】	不登校傾向の児童生徒に対し、教育支援センターにおいて学習支援や教育相談の場を提供し、社会的自立ができるように支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-10 生徒指導推進事業【再掲】	児童生徒の健全育成のため、各校のいじめや不登校など生徒指導上の問題を把握し、未然防止や早期解決に向けた取組を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-11 困難な問題を抱える女性の相談の充実【再掲】	関係機関との連携などにより困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
5-4-13 法律相談【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-15 不登校・ひきこもり家族の集い【再掲】	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-16 第2次久喜市自殺対策計画の推進【再掲】	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-17 ゲートキーパー養成講座 【再掲】	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-18 自殺予防対策の周知啓発や情報発信 【再掲】	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-21 里親制度の普及・啓発 【再掲】	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

②格差の解消、ウェルビーイングの向上の支援(就業や体験・教育)

周囲とのつながりの希薄化から顕在する孤独・孤立の問題や、コロナ禍が社会的・経済的に恵まれない家庭へ影響を及ぼし、学力や健康等に格差が見られています。成長過程にあることも・若者が家庭の社会的・経済的背景に関わらず質の高い教育や体験を通じて、心身ともに健やかに成長できるよう施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-3 中学生学力アップ 教育推進事業 【再掲】	学習習慣が身につけていない中学生へ学習機会を提供することにより、学習習慣と学力の定着を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-4 体験学習の充実 【再掲】	「埼玉の子ども 70 万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-5 日本語指導事業 【再掲】	小・中学校に在籍する外国籍児童生徒等の日本語指導を行い、こどもの日常生活に支障のない程度に日本語を理解できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-6 コミュニティスクール事業 【再掲】	各学校で学校運営協議会を運営し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-7 乳幼児とのふれあい体験の実施 【再掲】	思春期の児童生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-11 プログラミング教育 【再掲】	児童生徒に汎用的な能力や情報活用能力を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-12 理科教育の充実 【再掲】	理科支援員の配置や、教員の指導力向上のための研修を通じて理科教育の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-13 未就園児園庭開放 事業 【再掲】	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、満2歳以上の未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回程度設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
2-2-14 児童館・児童センターの整備・充実 【再掲】	児童の健全な遊び場の確保と健康増進に向けて、児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-15 児童館・児童センター活動事業 【再掲】	児童に良質な遊びを提供し、心身の健全な育成を促すため、児童館・児童センターにおいて実施する事業の充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-16 児童館運営事業 【再掲】	地域の児童に健全な遊び場の提供や多様な事業を実施することで、心身ともに豊かで健康なこどもたちの育成を目指します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-17 移動児童館の実施 【再掲】	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図るため、地域に出向く移動児童館を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-18 幼児教室 【再掲】	1～3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌や製作などを通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-19 青少年のつどい・サマーキャンプの支援 【再掲】	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-20 夏休み子ども科学遊び 【再掲】	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-22 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-23 幼児教室 【再掲】	1～3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌や製作などを通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-25 放課後子ども教室 推進事業 【再掲】	放課後や週末等に小学校の校庭・体育館・余裕教室等を活用し、こどもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-26 部活動の地域展開 【再掲】	休日の部活動を地域展開することにより、多様な選択肢を用意し、生徒の活動機会を確保します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課 文化振興課 スポーツ振興課
2-2-27 ブックスタート事業 【再掲】	4か月児健康診査時にブックスタートの意義と読み聞かせの大切さを説明しながら、図書館おすすめの絵本リストと絵本が入ったブックスタートパックを保護者と赤ちゃん一人ひとりに手渡します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-28 学校訪問ブックトーク 【再掲】	図書館職員が小学校へ出向き、テーマに沿った本を選び紹介します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-29 読書手帖の配布 【再掲】	本とのふれあいの機会を多く持ってもらうとともに、図書館資料の利用促進のために、読書記録用の冊子を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-30 子ども大学くき 【再掲】	高等教育機関、久喜青年会議所と連携して、こどもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-31 学校訪問おはなし会 【再掲】	図書館職員が小学校へ出向き、絵本の読み聞かせを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-32 おはなし会 【再掲】	参加するこどもの年齢に応じて、おすすめの絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうた、ストーリーテリングなどを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-33 子ども映画会 【再掲】	読書へとつながる児童文学作品の映画やアニメの上映を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-34 子ども司書体験講座 【再掲】	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るために、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施します。体験講座終了後は、子ども司書として認定し、おすすめの本紹介をするなどの活動の場を図書館などで提供し、読書活動の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-36 公民館事業 【再掲】	公民館事業を通してこどもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-37 こども自然観察会 【再掲】	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	環境課
2-2-38 スポーツ少年団の育成 【再掲】	スポーツを通じて、青少年の健全育成及び地域づくりの貢献を目的として活動している団体の支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	スポーツ振興課
2-3-1 市長とこどもたちとのオンラインミーティング 【再掲】	市政への理解を深めてもらうとともに、夢のある幅広いこどもの意見や要望を市政に反映させるため、オンライン環境を活用し、市長との意見交換を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	シティセールス課
2-3-2 若い世代と市長との座談会 【再掲】	将来を担う若い世代の意見を取り入れたまちづくりを実現するため、若い世代の市民参加を促進します。市長と若い世代が直接意見を交換し合い、市政に反映することを目的とし、座談会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
2-3-3 まちづくりサポーター（市民参加推進委員） 【再掲】	市民参加を推進するため、13歳以上の市民（市内在住、在勤、在学者）を対象にまちづくりサポーターを公募します。サポーターは自ら積極的に市民参加を行うとともに周囲に市民参加を呼びかけます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
4-3-1 「仕事と生活の調和」の啓発 【再掲】	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課 子育て支援課
4-3-2 父親の育児参加への理解促進 【再掲】	母子健康手帳交付時に資料を配布し、出産前の早い時期から父親の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
4-3-3 お父さんといっしょ 【再掲】	体を使った遊びや製作などを通して、父と子がふれあいながら楽しく過ごせる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-3-4 男女共同参画講座 【再掲】	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような各種講座・講演会を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
4-3-5 情報紙発行 【再掲】	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報紙を発行します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
4-3-6 男女共同参画人材リスト 【再掲】	本市の審議会等への女性委員の登用促進と、市民や団体の方が必要な人材の情報を活用できるよう、男女共同参画人材リストを作成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-7 男性に対する啓発 推進 【再掲】	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の充実を図る啓発活動を推進します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-8 女性の再就職支援 【再掲】	再就職を希望する女性を支援するため、関係機関で開催される講座等の情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-9 育児休業・介護休業制度等の周知と活用促進 【再掲】	仕事と子育て及び介護の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する制度の周知を行い、制度の活用促進を図ります。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-10 女性の起業・キャリアアップ支援事業 【再掲】	女性の起業やキャリアアップを支援するため、関係機関と連携して実施する支援事業や、各種講座、支援実施機関の情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-11 就業相談の活用 【再掲】	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	誕生から幼児期	商工観光課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

③多様性と包摂性のある社会づくり

情報化や国際化等により、こども・若者をはじめ、人々の価値観や人生観は多様化しています。

思想・信条、人種・国籍、性別・性自認、心身の状況等、個々の違いを認め、お互いを尊重できるように、こども・若者期から取組を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-1 思春期保健相談 【再掲】	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	指導課
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-3 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
2-1-4 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期	指導課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-5 スクールソーシャル ワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-6 人権相談・女性相 談及び女性の悩み 相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
2-1-7 メンタルヘルス チェックシステムの 運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
2-1-8 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
2-1-9 性に関する教育の 推進 【再掲】	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、道徳科を含む各教科や特別活動などの教育活動を通して、性教育を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-10 人権学習の実施 【再掲】	人権感覚を高める「人権感覚育成プログラム」を活用した学習や、参加体験型学習を通じて、児童生徒が、自他の人権の尊重を認識し、実践的な行動力を身に付けられるよう、体験学習を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・ 子育て世代	指導課
2-1-11 人権文集「えがお」 の作成 【再掲】	人権文集「えがお」を作成し、児童生徒へ通知し、学校や家庭において積極的に活用し、人権感覚の認識と高揚を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-12 人権尊重関連事業 【再掲】	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表やアトラクション等を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
2-1-13 リプロダクティブ・ヘ ルス／ライツに関す る啓発活動の推進 【再掲】	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、各種講座や学習機会などの情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課

④情報化社会や社会変化への対応力の育成支援

子ども・若者が社会と関わり、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに将来社会を担う存在となれるよう、健やかな成長を支援する施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-1 生徒指導・教育相談中級研修会 【再掲】	生徒指導・教育相談中級の資格取得に向けた研修を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-2 幼保小連絡会の実施 【再掲】	幼保小が連携した教育を推進するため、久喜市幼保小連絡会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・ 子育て世代	指導課
2-2-3 中学生学力アップ 教育推進事業 【再掲】	学習習慣が身につけていない中学生へ学習機会を提供することにより、学習習慣と学力の定着を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-4 体験学習の充実 【再掲】	「埼玉の子ども 70 万人体験活動」を通して、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験等を経験し、豊かな心を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-5 日本語指導事業 【再掲】	小・中学校に在籍する外国籍児童生徒等の日本語指導を行い、こどもの日常生活に支障のない程度に日本語を理解できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-6 コミュニティスクール事業 【再掲】	各学校で学校運営協議会を運営し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-7 乳幼児とのふれあい体験の実施 【再掲】	思春期の児童生徒に、乳幼児とのふれあい体験の場を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-11 プログラミング教育 【再掲】	児童生徒に汎用的な能力や情報活用能力を育みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-12 理科教育の充実 【再掲】	理科支援員の配置や、教員の指導力向上のための研修を通じて理科教育の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-2-13 未就園児園庭開放事業 【再掲】	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、満2歳以上の未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回程度設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-14 児童館・児童センターの整備・充実 【再掲】	児童の健全な遊び場の確保と健康増進に向けて、児童館・児童センターの整備・充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-15 児童館・児童センター活動事業 【再掲】	児童に良質な遊びを提供し、心身の健全な育成を促すため、児童館・児童センターにおいて実施する事業の充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	しょうぶ会館 こども育成課
2-2-16 児童館運営事業 【再掲】	地域の児童に健全な遊び場の提供や多様な事業を実施することで、心身ともに豊かで健康な子どもたちの育成を目指します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-17 移動児童館の実施 【再掲】	児童館の持つ機能を地域に広め、地域と共に様々な遊びを通じて児童の健全育成を図るため、地域に向く移動児童館を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-18 幼児教室 【再掲】	1～3歳児を対象に、友達と楽しく遊んだり、歌や製作などを通して集団に慣れるように支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-19 青少年のつどい・サマーキャンプの支援 【再掲】	野外活動を通して、集団活動をする中でお互いの理解を得、仲間づくりを図ることを目的とした活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-20 夏休み子ども科学遊び 【再掲】	図書館及び図書館資料の利用促進を図るため、科学のおもしろさを理解する一助となるような簡単な実験・実技を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-21 未就園児園庭開放事業 【再掲】	中央幼稚園、栗橋幼稚園において、満2歳以上の未就園の親子を対象に、幼稚園の園庭で遊ぶ機会を月1回設定します。その際、親子のスキンシップ遊びの啓発も行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
2-2-22 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-2-25 放課後子ども教室推進事業 【再掲】	放課後や週末等に小学校の校庭・体育館・余裕教室等を活用し、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-26 部活動の地域展開 【再掲】	休日の部活動を地域展開することにより、多様な選択肢を用意し、生徒の活動機会を確保します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課 文化振興課 スポーツ振興課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-2-27 ブックスタート事業 【再掲】	4か月児健康診査時にブックスタートの意義と読み聞かせの大切さを説明しながら、図書館おすすめの絵本リストと絵本が入ったブックスタートパックを保護者と赤ちゃん一人ひとりに手渡します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-28 学校訪問ブックトーク 【再掲】	図書館職員が小学校へ出向き、テーマに沿った本を選び紹介します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-29 読書手帖の配布 【再掲】	本とのふれあいの機会を多く持ってもらうとともに、図書館資料の利用促進のために、読書記録用の冊子を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-30 子ども大学くき 【再掲】	高等教育機関、久喜青年会議所と連携して、こどもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-31 学校訪問おはなし会 【再掲】	図書館職員が小学校へ出向き、絵本の読み聞かせを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-32 おはなし会 【再掲】	参加するこどもの年齢に応じて、おすすめの絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうた、ストーリーテリングなどを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-33 子ども映画会 【再掲】	読書へとつながる児童文学作品の映画やアニメの上映を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-34 子ども司書体験講座 【再掲】	図書館に対する関心を高めるとともに図書館利用の促進を図るために、図書の貸出し・返却などの図書館業務の一部を体験してもらう事業を実施します。体験講座終了後は、子ども司書として認定し、おすすめの本紹介をするなどの活動の場を図書館などで提供し、読書活動の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-36 公民館事業 【再掲】	公民館事業を通して子どもたちに各種の学習や体験の機会を提供するとともに、親子のふれあいや地域との交流を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
2-2-37 子ども自然観察会 【再掲】	次世代を担う児童を対象として、広く人と自然との共生と自然の大切さを学習するため、専門家を講師に、観察会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	環境課
2-2-38 スポーツ少年団の育成 【再掲】	スポーツを通じて、青少年の健全育成及び地域づくりの貢献を目的として活動している団体の支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	スポーツ振興課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-3-1 市長と子どもたちとのオンラインミーティング 【再掲】	市政への理解を深めてもらうとともに、夢のある幅広いこどもの意見や要望を市政に反映させるため、オンライン環境を活用し、市長との意見交換を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	シティセールス課
2-3-2 若い世代と市長との座談会 【再掲】	将来を担う若い世代の意見を取り入れたまちづくりを実現するため、若い世代の市民参加を促進します。市長と若い世代が直接意見を交換し合い、市政に反映することを目的とし、座談会を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
2-3-3 まちづくりサポーター(市民参加推進委員) 【再掲】	市民参加を推進するため、13歳以上の市民(市内在住、在勤、在学者)を対象にまちづくりサポーターを公募します。サポーターは自ら積極的に市民参加を行うとともに周囲に市民参加を呼びかけます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

(2)暮らしにおける課題に向けた取組

世帯構造や家族観の変化、児童生徒の多様化や生徒指導の課題の深刻化、つながりの希薄化や地域活動の担い手の高齢化・固定化、インターネット利用の弊害、長期間就業していない若者の存在等が課題となっています。

困りごとを抱える子ども・若者とその家庭が、困難な状況から脱却、あるいは軽減・コントロールしながら成長・活躍できるよう、家族を含めて誰ひとり取り残さず、また途切れることなく支援に取り組みます。

①家庭内における困りごと、情報通信環境への対応

家庭は成長過程にある子ども・若者を育む基盤であり、父母や保護者は子育てや教育の第一義的責任を有します。子育てや教育に対し、父母や保護者が幸福と充実を実感できるよう、責任を全て負わせることなく、社会や地域全体で家庭を支える施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-1 ママ・パパ教室事業 【再掲】	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図るとともに、家族の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-3-8 保護者の保育参加 【再掲】	保護者が保育所又は幼稚園の保育へ参加し、大勢の子どもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-3-9 育児教室 【再掲】	0・1歳児の保護者を対象に、保健師、栄養士等がより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
3-3-10 はじめのいっぽ 【再掲】	初めての方も気軽に利用できるよう、来館のきっかけを提供し、子育てに対する不安解消の支援をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-11 親子ですすめるあ いさつ運動 【再掲】	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-3-12 家庭教育学級 【再掲】	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-13 家庭教育支援チー ム「ほっとほーむ」 【再掲】	埼玉県家庭教育アドバイザー等で構成された家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」では、子育てサロンを開催し、家庭や子育てに悩む保護者を支えることで、家庭教育の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-14 育児コンシェルジュ (図書館) 【再掲】	子育て中の保護者がゆっくり図書館で読書に向き合える時間を提供し、親子連れ利用の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-4-1 子ども・子育て支援 庁内推進会議 【再掲】	庁内の関係部署で構成する会議において、子育て支援の取組や貧困対策等について検討及び情報共有を行い、本市における子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-4-2 子育て相談窓口の 周知 【再掲】	保護者が相談できる窓口を、広報紙やホームページへの掲載、子育てガイドブック等の活用により周知します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-4-3 子育てガイドブック の発行 【再掲】	本市の子育て支援情報をまとめた電子版子育てガイドブックを作成し、子育て家庭への情報提供を行います。わかりやすく、使いやすいガイドブックとするため、定期的に見直すなど、内容の充実に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-4-4 子育て支援関連情 報の発信 【再掲】	子育て中の保護者に対して、子育て支援関連情報の積極的な発信に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-4-5 利用者支援に関す る事業(子育て総合 支援窓口) 【再掲】	本庁、各行政センターの担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設(公共施設や児童館、保育所等)と連携を図り、総合的な支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 保育幼稚園課
3-4-6 子育て支援施設で の子育て相談 【再掲】	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館・児童センターで、子育てに関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 こども育成課 保育幼稚園課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-4-7 利用者支援事業 【再掲】	子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供や相談等利用者支援を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 こども育成課
3-4-8 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-9 家庭児童相談室 【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-10 思春期保健相談 【再掲】	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 指導課
3-4-11 保育所、幼稚園における育児相談 【再掲】	保育園、幼稚園において、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-4-13 広報くき発行事業 【再掲】	広報くきの中に、子育て専用ページ「くきこどもだより」を作成し、忙しい子育て世代にも見やすく、読みやすい工夫をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	シティセールス課
3-4-14 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
3-4-15 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
3-4-16 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-5-1 子ども医療費支給事業 【再掲】	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-2 児童手当給付事業 【再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-3 赤ちゃんスマイル祝 金支給事業 【再掲】	令和5(2023)年4月1日以降に出生した児童のうち、出生した日から申請日まで久喜市の住民基本台帳に記載されている児童と同一の世帯で養育されている方に対して祝金を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-4 未熟児養育医療給 付事業 【再掲】	未熟児に対して、指定された養育医療機関での養育に必要な医療の給付を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-5 パパ・ママ応援 ショップ事業 【再掲】	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこども、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられるパパ・ママ応援ショップのアプリ版カードを周知し、必要がある場合は紙のカードを配布します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-6 新生児聴覚検査費 助成事業 【再掲】	新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-7 1か月児健康診査 費の助成	医療機関で受けた1か月児健康診査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-8 助産施設への入所 【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-9 出産・子育て応援事 業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-10 多子世帯の保育料 無償化事業 【再掲】	多子世帯保育料無償化事業では、第3子以降の乳幼児(0～2歳児)が、保育所等を利用している世帯を対象に保育料を無料にしています。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-5-11 放課後児童クラブ利 用者保育料助成金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等の医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-5-12 小中学校要・準要 保護児童生徒就学 援助事業 【再掲】	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	教育総務課
3-5-13 英語検定受験料補 助事業 【再掲】	市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍する生徒の保護者に対して、英語検定の受験検定料を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-14 学校給食費補助事業 【再掲】	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、学校給食費の補助金を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	学校給食課
3-5-15 公共交通の運賃割引制度の設定 【再掲】	久喜市市内循環バス及び久喜市デマンド交通(くきまる)を利用するにあたり、未就学児の運賃を無料とします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-16 子育て世帯家賃減額制度の周知 【再掲】	UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)が子育て世帯等を対象に実施する家賃減額制度の周知に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-17 出産育児一時金直接支払制度 【再掲】	久喜市国民健康保険の被保険者が出産する場合、久喜市国民健康保険が医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課
3-5-18 国民健康保険税の免除制度 【再掲】	出産する久喜市国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の国民健康保険税額を免除することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課
5-4-1 児童育成支援拠点事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-2 久喜市要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-4 家庭児童相談室 【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-6 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-7 教育支援センター 【再掲】	不登校傾向の児童生徒に対し、教育支援センターにおいて学習支援や教育相談の場を提供し、社会的自立ができるように支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-8 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-9 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-10 不登校指導推進事業 【再掲】	児童生徒の健全育成のため、各校のいじめや不登校など生徒指導上の問題を把握し、未然防止や早期解決に向けた取組を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-11 困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応し、支援の充実 【再掲】	関係機関との連携などにより困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
5-4-14 消費生活相談 【再掲】	消費生活に関する問題に対して消費生活相談員による専門的相談を実施し、助言やあっせん、関係機関の案内等を通して問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-15 不登校・ひきこもり 家族の集い 【再掲】	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-16 第2次久喜市自殺対策計画の推進 【再掲】	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
5-4-17 ゲートキーパー養成講座 【再掲】	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-18 自殺予防対策の周知啓発や情報発信 【再掲】	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-19 メンタルヘルスチェックシステムの運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

②学校をめぐる課題の対応

学校は、こども・若者にとって学びの場であるほか、安心・安全な居場所として重要な場所ですが、家庭や地域での教育が学校に求められることで学校の負担が増大しています。学校を教員のマンパワー頼りとすることなく、地域のこども・若者が集う場として活かしつつ、こども・若者の育成支援を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-3-1 要保護児童等の相談支援 【再掲】	虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-2 久喜市要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-3 児童虐待防止等の啓発 【再掲】	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、児童虐待問題及び通告制度について、本市の広報やホームページへの掲載やリーフレットの配布等により啓発を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-4 子育て不安・児童虐待予防事業 【再掲】	子育て支援に関わる機関の職員及び保護者に向けて暴力や暴言を使わない子育ての方法に関する「保護者支援講座」を実施し、子育て不安や児童虐待の予防に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-5 児童保護相談 【再掲】	児童の保護に関する相談に応じ、関係機関と連携して適切な保護を行います。緊急時に対応できるよう関係機関の協力体制を強化し、支援の充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-6 こども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-1 児童育成支援拠点事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-4 家庭児童相談室 【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-5 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-6 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-7 教育支援センター 【再掲】	不登校傾向の児童生徒に対し、教育支援センターにおいて学習支援や教育相談の場を提供し、社会的自立ができるように支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-8 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童・生徒の心の相談にあたり、児童・生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-9 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-10 生徒指導推進事業 【再掲】	児童生徒の健全育成のため、各校のいじめや不登校など生徒指導上の問題を把握し、未然防止や早期解決に向けた取組を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-13 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-14 消費生活相談 【再掲】	消費生活に関する問題に対して消費生活相談員による専門的相談を実施し、助言やあっせん、関係機関の案内等を通して問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-15 不登校・ひきこもり 家族の集い 【再掲】	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-16 第2次久喜市自殺 対策計画の推進 【再掲】	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
5-4-17 ゲートキーパー養成講座 【再掲】	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-18 自殺予防対策の周知啓発や情報発信 【再掲】	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-19 メンタルヘルス チェックシステムの 運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」 を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-20 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期	地域保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-4-21 里親制度の普及・ 啓発【再掲】	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

③地域社会での困りごとの解消

地域社会は、家庭や学校と異なる人間関係や体験、居場所の提供を通じて子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を果たします。

近年ではつながりの希薄化から、家庭や学校を支えることが困難となっており、双方が支えあう持続可能な連携・協働関係の確立に向けた施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-1-1 地域子育て応援事業 【再掲】	経験や知識を持った地域の方が、子育ての担い手として活躍することができるように、子育てに関する講演会や多世代ふれあい交流事業を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-2 子育て支援のネットワークづくり 【再掲】	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-3 青少年健全育成事業 【再掲】	青少年の健全育成を促進するとともに、団体の青少年育成活動を支援し、子どもたちが多様な体験を得る環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
4-1-4 久喜市青少年育成市民会議の支援・育成 【再掲】	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、久喜市青少年育成市民会議の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
4-1-5 久喜市青少年相談員協議会の支援・育成 【再掲】	子どもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
4-1-6 久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成 【再掲】	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るため、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
4-1-7 埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動 【再掲】	青少年育成推進員等による駅前、商業施設、公園等の見回りを行う非行防止パトロール活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども育成課
4-1-8 民生委員・児童委員、主任児童委員活動 【再掲】	民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-1-9 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 【再掲】	地域社会の福祉増進に努める民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-1-10 久喜市社会を明るくする運動の支援 【再掲】	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援して、運動の促進に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-2-1 「赤ちゃんの駅」設置 【再掲】	市内の公共施設や事業所に、オムツ交換や授乳ができる場所を設けて、地域ぐるみで子育てを応援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-4 スクールガード事業 【再掲】	市内小学校で、県から委嘱されたスクールガードリーダーが、児童の登下校時の安全確保のために見守りを実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
4-2-5 「こどもレディース110番の家」設置 【再掲】	地域ぐるみで子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に緊急に避難できる家「こどもレディース110番の家」を区長、学校長等の推薦により、設置します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
4-2-6 交通安全思想の普及 【再掲】	幼児及び児童に対する交通安全教育を通し、交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、幼稚園、保育所、学校との連携、協力を図りながら、未来の交通社会人の育成に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
4-2-7 交通安全教室の実施(小中学校) 【再掲】	児童生徒に対する交通安全教室を実施し、交通安全への理解を深めます。実施にあたっては、警察、交通安全協会、小中学校と連携、協力します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
4-2-9 道路交通環境の整備 【再掲】	カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めます。また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課 道路維持課
4-2-10 歩道のバリアフリー化の推進 【再掲】	歩道の整備にあたっては、路面の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-11 交通安全環境の整備 【再掲】	快適な道路空間を創出するため、道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-12 快適な住環境の整備 【再掲】	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	都市計画課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-2-13 公園の整備 【再掲】	こどもやこども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、ウォーキングやジョギング等の運動に親しめる空間を確保するため、遊具や休憩施設、園路等の公園施設の適切な維持管理や改修工事を進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	公園緑地課
4-2-14 こどもの視点に立った公共施設の整備 【再掲】	子育て家庭の社会活動を支援するため、本市が設置し又は管理する公共施設等を、こどもやその保護者の視点から整備・充実を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	各施設所管課
5-4-1 児童育成支援拠点事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-2 久喜市要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-9 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-13 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課
5-4-15 不登校・ひきこもり家族の集い 【再掲】	不登校や引きこもりの家庭が、お互いの悩みや意見交換を通じて心身の安定や、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-16 第2次久喜市自殺対策計画の推進 【再掲】	第2次久喜市自殺対策計画の進捗管理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
5-4-17 ゲートキーパー養成講座 【再掲】	自殺のサインに気づき、必要に応じて専門相談機関に繋ぐ人材を育成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-18 自殺予防対策の周知啓発や情報発信 【再掲】	市ホームページや街頭での自殺予防キャンペーンを通じて、悩みを抱える人に向けた相談機関等に関する情報を発信します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-19 メンタルヘルスチェックシステムの運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-20 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
5-4-21 里親制度の普及・啓発 【再掲】	家庭環境にめぐまれない児童を養育する里親制度の普及・啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-4-22 外国籍市民支援事業 【再掲】	日本語が話せない外国人市民に対し、日本語学習の機会提供や地域住民との交流を促進します。また、外国人市民が暮らしやすい環境を整えるため、多言語での情報提供と相談を行う外国人市民相談窓口を設けます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

④就業の支援

若者が自立して社会で活躍するためには、就業して経済的基盤を構築することが重要であるとともに、働く場は若者の成長や自己実現の場でもあります。

若者が安心・納得して働き、意欲や能力を十分に発揮できるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた施策を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-1 「仕事と生活の調和」の啓発 【再掲】	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課 子育て支援課
4-3-8 女性の再就職支援 【再掲】	再就職を希望する女性を支援するため、関係機関で開催される講座等の情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-9 育児休業・介護休業制度等の周知と活用促進 【再掲】	仕事と子育て及び介護の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する制度の周知を行い、制度の活用促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-10 女性の起業・キャリアアップ支援事業 【再掲】	女性の起業やキャリアアップを支援するため、関係機関と連携して実施する支援事業や、各種講座、支援実施機関の情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-11 就業相談の活用 【再掲】	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	商工観光課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-6 入学準備金・奨学金貸付事業 【再掲】	進学意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒等に等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	教育総務課
5-1-7 生活困窮のこどもに対する学習支援事業 【再掲】	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	生活支援課
5-1-8 生活困窮者自立相談支援事業 【再掲】	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	生活支援課
5-1-9 生活困窮者住居確保給付金 【再掲】	離職などにより住居を失った方、または失うおそれが高い方に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	生活支援課
5-1-10 生活保護事業 【再掲】	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	生活支援課
5-1-11 生活保護受給世帯への自立支援 【再掲】	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーが計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	生活支援課
5-1-12 ひとり親家庭相談 【再掲】	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知などを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	子育て支援課
5-1-13 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	子育て支援課
5-1-14 高等職業訓練促進給付金等の支給 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	子育て支援課
5-1-15 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講経費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	子育て支援課
5-1-16 ひとり親家庭等医療費支給事業 【再掲】	ひとり親家庭等が必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 子育て世代	子育て支援課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-17 児童扶養手当給付事業 【再掲】	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に児童扶養手当を支給することで、母子家庭及び父子家庭等における生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-18 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父ならびに寡婦の経済的な自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、資金の貸付を行い、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-19 JR通勤通学定期乗車券の割引 【再掲】	児童扶養手当を受給している方及びそのこどもがJRで通勤・通学している場合に、定期乗車券を3割引で購入できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-20 養育費確保支援事業 【再掲】	ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに関わる経費の一部を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-21 母子生活支援施設への入所 【再掲】	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合に母子生活支援施設において保護し、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-23 放課後児童クラブ利用者保育料助成金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-24 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での様々な法律的問題に対して弁護士による専門的相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

第7章 次世代育成支援推進行動計画

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対し、将来の社会を担うこともが健やかに生まれ育つ社会づくりを目的に制定された「次世代育成支援対策推進法」は時限立法ですが、令和6（2024）年5月に改正され、令和17（2035）年3月まで10年間延長されました。

次世代育成支援対策では、人が希望どおりに働き、結婚、出産、子育ての希望を実現できる環境整備が求められ、国による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための働き方の改革が進められるとともに、子ども・子育て支援制度とワーク・ライフ・バランスを両輪として、少子化と人口減少の克服を図ってきましたが、コロナ禍による影響等もあり、引き続き取組の強化、推進が必要な状況にあります。

本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画に包含した次世代育成支援行動計画として、取組を通じて施策を推進してきましたが、市町村次世代育成支援行動計画として、本計画と一体化して策定し、仕事と家庭の両立や子育てをしやすい環境整備を推進します。

1 基本方針

こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況や、次世代育成支援推進法の目的や理念を踏まえながら、本計画の基本理念の実現を目指して、

- 子育て家庭への支援の充実
- 地域でのこども・若者、子育て支援の環境づくり

を基本方針として、基本目標2～4に掲げた事業をもとに施策を推進します。

2 施策

(1) 地域における子育ての支援

きめ細やかな配慮のもと、すべての子育て家庭へ適切に子育て支援サービスを提供します。サービスの質の向上を図るため、地域の子育て支援ネットワークの形成を促すとともに、利用者へ十分な周知と理解につながる情報提供を通じて地域での子育て支援の充実を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-1 地域子育て支援センター事業 【再掲】	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、保護者同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期	子育て支援課 こども育成課
		学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	
3-1-2 つどいの広場事業 【再掲】	主に乳幼児を抱える子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期	子育て支援課
		学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立支援を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-1-4 こども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-5 児童育成支援拠点事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-6 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 【再掲】	出産直後(退院後1年以内)の母親のいる家庭等で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-7 こどものショートステイ事業 【再掲】	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳児院などにおいて短期間(原則7日以内)養育・保護します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-8 子育て緊急サポート事業 【再掲】	急な、こどもの預かりや施設等への送迎などを、援助を希望する利用会員と援助を行うサポート会員の会員同士の間で行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-9 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-10 休日保育事業 【再掲】	保護者の就労等により、日曜日・祝日に保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育することにより、子育てと仕事の両立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-11 病児保育事業 【再掲】	乳幼児及び児童が病氣中又は回復期にあつて、集団保育や家庭保育が困難な場合、一時的に預かる病児・病後児保育を行い、保護者の子育て、就労等の支援を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-12 一時預かり事業 【再掲】	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-13 延長保育事業 【再掲】	保育認定を受けたこどもについて、認定を受けた保育時間を超えた場合に延長保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-14 預かり保育事業 【再掲】	中央幼稚園・栗橋幼稚園にて、在園児を対象に長期預かり保育(1か月単位)、一時預かり保育(1日単位)を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-15 保育所管理事業 【再掲】	市立保育所の空調設備等の改修や、施設の修繕など適切な維持管理により児童の安全を確保するとともに、今後の保育ニーズや入所保留者の状況を見ながら、必要に応じて施設整備を行い、児童の保育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-16 幼稚園管理事業 【再掲】	市立幼稚園の外壁及び空調設備等の改修や施設の修繕など適切な維持管理を行い、児童の安全確保と教育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-17 保育所施設整備事業 【再掲】	私立保育所等の老朽化に伴う改築等や待機児童及び入所保留児童の解消に向け、施設整備に係る経費を補助し、児童の保育環境の整備を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-18 市立保育所運営事業 【再掲】	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育し、子育てをしている家庭を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-19 私立保育所委託事業 【再掲】	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童の保育を私立保育所に委託し、児童数や定員数に応じた運営費を負担します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-20 管外保育所委託事業 【再掲】	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-21 保育所における乳児保育(0歳児保育)事業 【再掲】	生後2か月以上の乳児について、乳児保育(0歳児保育)を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-22 広域的保育利用事業 【再掲】	自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等にこども送迎センターを設置し、バス等により児童を送迎します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-23 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【再掲】	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-1-24 屋内型こどもの遊び場 【再掲】	こどもの成長段階や興味関心に合わせたエリアで構成された屋内型こどもの遊び場において、心身を育む遊びの体験の場所を提供するとともに、専任の相談員を配置した子育て相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-1-1 地域子育て応援事業 【再掲】	経験や知識を持った地域の方が、子育ての担い手として活躍することができるように、子育てに関する講演会や多世代ふれあい交流事業を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-2 子育て支援のネットワークづくり 【再掲】	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-3 青少年健全育成事業 【再掲】	青少年の健全育成を促進するとともに、団体の青少年育成活動を支援し、こどもたちが多様な体験を得る環境づくりを推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-4 久喜市青少年育成市民会議の支援・育成 【再掲】	広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を推進することを目的に、各青少年関係団体、青少年の育成指導者によって組織された、久喜市青少年育成市民会議の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-5 久喜市青少年相談員協議会の支援・育成 【再掲】	こどもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う、青少年相談員の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-6 久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成 【再掲】	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るため、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-7 埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動 【再掲】	青少年育成推進員等による駅前、商業施設、公園等の見回りを行う非行防止パトロール活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-8 民生委員・児童委員、主任児童委員活動 【再掲】	民生委員・児童委員、主任児童委員が子育てに関する相談、支援等の活動を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-1-9 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 【再掲】	地域社会の福祉増進に努める民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
4-1-10 久喜市社会を明るくする運動の支援 【再掲】	犯罪のない明るい社会を築くため設置された久喜市社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援して、運動の促進に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課

(2)母性、乳幼児の健康の確保及び増進

保健、医療、福祉、教育等の分野との連携を図り、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ない支援を推進します。また、子ども・若者の自殺や性、思春期における悩み、望ましい食習慣の定着等、心身の健康増進や豊かな人間性の形成を通じて、次世代の子ども・若者の健全な育成を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-2-1 子ども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及び子どもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-2 不妊に関する相談 支援 【再掲】	不妊に悩む方を対象に、相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-3 不妊検査・不育症 検査費助成事業 【再掲】	不妊検査・不育症検査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-4 母子健康手帳の交 付 【再掲】	母子の健康管理及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-5 妊産婦健康診査事 業 【再掲】	妊娠中の異常の早期発見及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に、妊産婦健康診査の助成券を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-6 母子訪問指導事業 【再掲】	妊産婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に家庭訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課
3-2-10 各種予防接種の実 施 【再掲】	疾病の発生及びまん延を防止するため、ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防等の個別予防接種を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-2-11 食生活改善推進員 (ヘルスメイト)の活 動支援と育成 【再掲】	自主事業や保健事業への協力等、食生活改善推進員(ヘルスメイト)が実施する活動を支援するとともに、食生活改善推進員の育成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-3-1 ママ・パパ教室事業 【再掲】	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図るとともに、家族の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子ども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-3 産後ケア事業 【再掲】	産後、家族等から十分な支援を受けられない母子を対象に、産科医療機関への宿泊や通所、自宅への訪問により、母親の心身のケアや育児指導・相談等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-4 乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)の実施 【再掲】	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師による診察、身体計測、保健指導等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-5 母子愛育会の活動支援・育成 【再掲】	母子愛育会が地域で活発に活動し、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-6 乳幼児健康相談事業 【再掲】	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-7 妊産婦・乳幼児に関わる関係機関との連携 【再掲】	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対し、関係機関と情報共有し、連携しながら対応することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-8 保護者の保育参加 【再掲】	保護者が保育所又は幼稚園の保育へ参加し、大勢のこどもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-3-9 育児教室 【再掲】	0・1歳児の保護者を対象に、保健師、栄養士等がより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-10 はじめのいっぽ 【再掲】	初めての方も気軽に利用できるよう、来館のきっかけを提供し、子育てに対する不安解消の支援をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-11 親子ですすめるあいさつ運動 【再掲】	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-3-12 家庭教育学級 【再掲】	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-13 家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」 【再掲】	埼玉県家庭教育アドバイザー等で構成された家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」では、子育てサロンを開催し、家庭や子育てに悩む保護者を支えることで、家庭教育の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-14 育児コンシェルジュ (図書館) 【再掲】	子育て中の保護者がゆっくり図書館で読書に向き合える時間を提供し、親子連れ利用の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課

(3)こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

こども・若者が次代の親となるために、性差なく協力し、家庭を築くことや子を産み育てることの意義に関する教育や広報、啓発を各分野が連携しながら効果的な施策を推進します。

こども・若者が社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、知識・技能、思考・判断・表現力等、主体的に学習に取り組む力が身につく教育の充実を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-1 思春期保健相談 【再掲】	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 指導課
2-1-3 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者のこどもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-4 スクールカウンセラー 【再掲】	いじめの早期発見、不登校児童生徒の心の相談にあたり、児童生徒及び保護者の悩みの解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-5 スクールソーシャルワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-6 人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業 【再掲】	日常生活における様々な悩み事や困りごとについて、相談に応じることにより、相談者の悩みの解消を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
2-1-7 メンタルヘルスチェックシステムの運用 【再掲】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用し、心の状態を把握するとともに、結果に応じて相談機関を案内し、悩みを抱える人の問題解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
2-1-8 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-9 性に関する教育の 推進 【再掲】	人権尊重や男女平等の理解と協力の意識を高めるため、道徳科を含む各教科や特別活動などの教育活動を通して、性教育を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-10 人権学習の実施 【再掲】	人権感覚を高める「人権感覚育成プログラム」を活用した学習や、参加体験型学習を通じて、児童生徒が、自他の人権の尊重を認識し、実践的な行動力を身に付けられるよう、体験学習を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・ 子育て世代	指導課
2-1-11 人権文集「えがお」 の作成 【再掲】	人権文集「えがお」を作成し、児童生徒へ通知し、学校や家庭において積極的に活用し、人権感覚の認識と高揚を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-12 人権尊重関連事業 【再掲】	お互いの人格を尊重し、平和で暮らしやすい郷土の建設を目指して、小・中学生による人権作文の発表やアトラクション等を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
2-1-13 リプロダクティブ・ヘル ス／ライツに関する啓 発活動の推進 【再掲】	妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重され、生涯にわたり男女が健康な生活を営むことができるよう、各種講座や学習機会などの情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課
2-1-14 親子講座 【再掲】	地域子育て支援センターやつどいの広場で発育に合わせた親子で体を動かすイベントを通じて、心身の健全な成長を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者・ 子育て世代	子育て支援課
2-1-15 食育の推進 【再掲】	保育所や学校の給食を通して、こどもたちの心身の健全な育成と正しい食生活の形成を図るとともに、望ましい食生活に関する知識の普及・啓発をするため、予定献立表や給食だよりを全家庭に配布します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課 学校給食課
2-1-16 屋内型こどもの遊 び場 【再掲】	こどもの成長段階や興味関心に合わせたエリアで構成された屋内型こどもの遊び場において、心身を育む遊びの体験の場所を提供するとともに、専任の相談員を配置した子育て相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
2-1-17 食育に関する学習 の実施 【再掲】	バランスの良い食事等について理解を深め、食生活の改善を図るため、児童生徒と食と健康に関する学習を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
2-1-18 ウォーキングコース の周知、啓発 【再掲】	市内公共施設や商業施設に観光ウォーキングマップを配架するとともに、市ホームページへ市内のウォーキングモデルコースを掲載し、日常的な運動習慣の定着を促進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	商工観光課
2-1-19 スポーツイベントの 実施 【再掲】	体力や年齢に応じて参加可能な各種スポーツイベントの開催を通じ、楽しみながら運動習慣の契機づくりや、心身の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	スポーツ振興課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
2-1-20 公園の整備 【再掲】	こどもやこども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、ウォーキングやジョギング等の運動に親しめる空間を確保するため、遊具や休憩施設、園路等の公園施設の適切な維持管理や改修工事を進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	公園緑地課

(4)こどもを育成する家庭に適した良質な住宅・良好な居住環境の確保

子育て家庭が地域において安心・安全で快適な住生活を営むことができるよう、歩行者と車両が共存する道路空間の創出や、妊産婦や乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できる道路、公園、公共施設等においてバリアフリー化を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-2-2 イベント会場における子育て支援設備等の整備 【再掲】	市等が実施する各種イベント会場へこども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、来場した子育て家庭の負担を軽減します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-3 公共施設における子育て支援設備等の整備 【再掲】	公共施設にこども連れの家族が必要とする設備等を設置、充実させることで、子育て家庭の外出時の負担軽減を図るとともに、安全で快適な公共施設の環境整備に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-2-9 道路交通環境の整備 【再掲】	カーブミラーや道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理の充実に努めます。また、交通事故防止のため、放置自転車対策を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課 道路維持課
4-2-10 歩道のバリアフリー化の推進 【再掲】	歩道の整備にあたっては、路面の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-11 交通安全環境の整備 【再掲】	快適な道路空間を創出するため、道路照明灯等の交通安全施設の整備及び維持管理を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	道路維持課
4-2-12 快適な住環境の整備 【再掲】	道路や公園等が十分整った快適な住環境を整備するため、地区の特性に応じた地区計画制度等の手法を用いて、住宅地の質的な向上を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	都市計画課
4-2-13 公園の整備 【再掲】	こどもやこども連れの人たちが安心してくつろげる憩いの場や、ウォーキングやジョギング等の運動に親しめる空間を確保するため、遊具や休憩施設、園路等の公園施設の適切な維持管理や改修工事を進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	公園緑地課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-2-14 こどもの視点に立っ た公共施設の整備 【再掲】	子育て家庭の社会活動を支援するため、本市が 設置し又は管理する公共施設等を、こどもやその 保護者の視点から整備・充実を図ります。	誕生から幼児期	各施設所管課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

(5)職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と生活の調和の実現に向けた就労者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報、啓発や、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センターの充実等、多様な働き方に対応した子育て支援の展開を推進します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-1 「仕事と生活の調 和」の啓発 【再掲】	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)」の啓発に努めます。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	商工観光課
		青年期	子育て支援課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-2 父親の育児参加へ の理解促進 【再掲】	母子健康手帳交付時に資料を配布し、出産前の 早い時期から父親の育児参加への理解を深めま す。	誕生から幼児期	こども家庭保健課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-3 お父さんといっしょ 【再掲】	体を使った遊びや製作などを通して、父と子がふ れあいながら楽しく過ごせる機会を提供します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-4 男女共同参画講座 【再掲】	男女平等意識や男女共同参画意識を育むような 各種講座・講演会を開催します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-5 情報紙発行 【再掲】	男女共同参画に関する情報提供を行うため、情報 紙を発行します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-6 男女共同参画人材 リスト 【再掲】	本市の審議会等への女性委員の登用促進と、市 民や団体の方が必要な人材の情報を活用できる よう、男女共同参画人材リストを作成します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-7 男性に対する啓発 推進 【再掲】	男性が参加しやすいテーマや時間帯に配慮した 講座の開催など、男性の地域活動や家庭生活の 充実を図る啓発活動を推進します。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-8 女性の再就職支援 【再掲】	再就職を希望する女性を支援するため、関係機関 で開催される講座等の情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
4-3-9 育児休業・介護休業制度等の周知と活用促進 【再掲】	仕事と子育て及び介護の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する制度の周知を行い、制度の活用促進を図ります。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-10 女性の起業・キャリアアップ支援事業 【再掲】	女性の起業やキャリアアップを支援するため、関係機関と連携して実施する支援事業や、各種講座、支援実施機関の情報提供を行います。	誕生から幼児期	人権推進課
		学齢期・思春期	
		青年期	商工観光課
		子育て当事者 ・子育て世代	
4-3-11 就業相談の活用 【再掲】	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	誕生から幼児期	商工観光課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

第8章 こどもの貧困解消対策推進計画

国は、平成 23 (2011) 年こどもの貧困率に関する発表で、18 歳未満のこどもの 15.7%が貧困状態にあり、ひとり親の 50.8%が貧困状態にあることを公表しました。こうした重大な貧困問題を背景に、平成 26 (2014) 年 1 月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することを目指して、こどもの貧困対策を総合的に推進することとしました。

さらに、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、令和 6 (2024) 年 6 月に法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」としました。

また、埼玉県でも、平成 27 (2015) 年に「埼玉県子育て応援行動計画」の一部に位置づけられる形でこどもの貧困対策に関する計画を策定し、平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度を計画期間とする「埼玉県 5 か年計画」において、こどもの貧困の解決を重点推進課題に位置づけ、取組を進めています。

本市においても、こどものいる家庭の生活状況、経済状況、支援ニーズやこどもの生活実態等、本市における状況を把握するため、平成 30 (2018) 年に「久喜市子どもの生活実態調査」を実施し、調査結果から見えた現状や課題をもとに、すべてのこどもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指すこどもの貧困対策計画を策定し、取組を通じて施策を推進してきました。

引き続き、市町村こどもの貧困解消対策推進計画として、本計画と一体化して策定し、生活を取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずるとともに、こどもの年齢や発達の程度に応じてこども・若者の心身が健やかに育成されるよう施策を推進します。

1 基本方針

こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況や、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律の目的や理念を踏まえながら、本計画の基本理念の実現を目指して、

○貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこども・若者が夢や希望を持つことができる社会を目指す

を基本方針として、基本目標 3～5 に掲げた事業をもとに施策を推進します。

2 施策

(1)こどもの教育・学習の支援

家庭環境や経済状況に左右されることなく、こどもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を通じた学習に意欲的に取り組める環境づくりの推進や、教育に係る経済的負担の軽減を図り、こどもの教育の機会均等を推進します。

学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置づけ、地域、教育委員会、福祉関連部署と連携し、困難を抱えたこどもを支援します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-1 実費徴収に係る補 足給付事業 【再掲】	生活困窮世帯のこどもの保育に必要な物品の購入に要する費用を補助することにより、こどもの健やかな成長を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
5-1-2 こども食堂の運営 団体等への支援 【再掲】	こども食堂を開設したい方や既に開設している方に対し、情報提供等の支援を行い、こどもの居場所づくりを促進します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-3 放課後児童クラブ 利用者保育料助成 金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-4 気づく・つなぐ・支 えるガイドブックの活 用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-5 小中学校要・準要 保護児童生徒就学 援助事業 【再掲】	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	教育総務課
5-1-6 入学準備金・奨学 金貸付事業 【再掲】	進学意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒等に等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	教育総務課
5-1-7 生活困窮のこども に対する学習支援 事業 【再掲】	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-8 生活困窮者自立相 談支援事業 【再掲】	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-9 生活困窮者住居確保給付金 【再掲】	離職などにより住居を失った方、または失うおそれが高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-10 生活保護事業 【再掲】	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-11 生活保護受給世帯への自立支援 【再掲】	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーが計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課

(2)こどもと子育て世帯の健康・生活の支援

妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目のない支援や、生活習慣や育成環境の改善につながる支援を通じてこども・若者、子育て家庭が心身ともに健康な生活を送ることができるよう施策を推進します。

子育て家庭が孤立しないよう、こども・若者が安心して過ごし相談できる居場所づくりを推進するとともに、家庭訪問や健診等の機会を通じて、養育支援が必要な家庭の発見に努め、関係機関との情報共有を図り必要な支援につなげます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-1 地域子育て支援センター事業 【再掲】	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、こどもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、保護者同士が地域の中で子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 こども育成課
3-1-2 つどいの広場事業 【再掲】	主に乳幼児を抱える子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育ての仲間づくりができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-1-4 こども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-5 児童育成支援拠点事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援児童に対して、学習サポートや食事の提供等、個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-6 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 【再掲】	出産直後(退院後1年以内)の母親のいる家庭等で、家族等から家事援助が受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-7 こどものショートステイ事業 【再掲】	保護者の疾病、出産、仕事などにより家庭における乳幼児の養育が困難となった場合に、乳幼児院などにおいて短期間(原則7日以内)養育・保護します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-8 子育て緊急サポート事業 【再掲】	急な、こどもの預かりや施設等への送迎などを、援助を希望する利用会員と援助を行うサポート会員の会員同士の間で行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-9 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-1-10 休日保育事業 【再掲】	保護者の就労等により、日曜日・祝日に保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育することにより、子育てと仕事の両立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-11 病児保育事業 【再掲】	乳幼児及び児童が病氣中又は回復期にあつて、集団保育や家庭保育が困難な場合、一時的に預かる病児・病後児保育を行い、保護者の子育て、就労等の支援を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-12 一時預かり事業 【再掲】	保護者の就労や疾病、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭で保育することが困難な児童の保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-13 延長保育事業 【再掲】	保育認定を受けたこどもについて、認定を受けた保育時間を超えた場合に延長保育を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-14 預かり保育事業 【再掲】	中央幼稚園・栗橋幼稚園にて、在園児を対象に長期預かり保育(1か月単位)、一時預かり保育(1日単位)を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-15 保育所管理事業 【再掲】	市立保育所の空調設備等の改修や、施設の修繕など適切な維持管理により児童の安全を確保するとともに、今後の保育ニーズや入所保留者の状況を見ながら、必要に応じて施設整備を行い、児童の保育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-16 幼稚園管理事業 【再掲】	市立幼稚園の外壁及び空調設備等の改修や施設の修繕など適切な維持管理を行い、児童の安全確保と教育環境の改善を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-17 保育所施設整備事業 【再掲】	私立保育所等の老朽化に伴う改築等や待機児童及び入所保留児童の解消に向け、施設整備に係る経費を補助し、児童の保育環境の整備を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-18 市立保育所運営事業 【再掲】	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童を、保護者に代わって保育し、子育てをしている家庭を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-19 私立保育所委託事業 【再掲】	保護者の就労・疾病等により、保育することが困難な就学前の児童の保育を私立保育所に委託し、児童数や定員数に応じた運営費を負担します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-20 管外保育所委託事業 【再掲】	保護者の勤務先の都合等で市外の保育所への通所を希望する場合、希望する市外の保育所へ運営費を負担し、保育を委託します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-21 保育所における乳児保育（0歳児保育）事業 【再掲】	生後2か月以上の乳児について、乳児保育（0歳児保育）を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-22 広域的保育利用事業 【再掲】	自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い駅前等にこども送迎センターを設置し、バス等により児童を送迎します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-1-23 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者の就労等により、保育を必要とする小学校就学児童に対し、保護者に代わり生活指導等を行い、児童の健全な育成を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-1-24 屋内型こどもの遊び場 【再掲】	こどもの成長段階や興味関心に合わせたエリアで構成された屋内型こどもの遊び場において、心身を育む遊びの体験の場所を提供するとともに、専任の相談員を配置した子育て相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-2-1 こども家庭センター 【再掲】	母子保健及び児童福祉機能により、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭及びこどもの福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-2 不妊に関する相談支援 【再掲】	不妊に悩む方を対象に、相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-2-3 不妊検査・不育症 検査費助成事業 【再掲】	不妊検査・不育症検査に要する費用の一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-4 母子健康手帳の交 付 【再掲】	母子の健康管理及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-5 妊産婦健康診査事 業 【再掲】	妊娠中の異常の早期発見及び健康の保持増進を図るため、妊娠の届出をした妊婦に、妊産婦健康診査の助成券を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-6 母子訪問指導事業 【再掲】	妊産婦・新生児・乳幼児及びその保護者を対象に家庭訪問し、発育・発達・育児に関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-10 各種予防接種の実 施 【再掲】	疾病の発生及びまん延を防止するため、ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防等の個別予防接種を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-2-11 食生活改善推進員 (ヘルスメイト)の活 動支援と育成 【再掲】	自主事業や保健事業への協力等、食生活改善推進員(ヘルスメイト)が実施する活動を支援するとともに、食生活改善推進員の育成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課
3-3-1 ママ・パパ教室事業 【再掲】	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及を図るとともに、家族の育児参加への理解を深めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-3 産後ケア事業 【再掲】	産後、家族等から十分な支援を受けられない母子を対象に、産科医療機関への宿泊や通所、自宅への訪問により、母親の心身のケアや育児指導・相談等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-4 乳幼児健康診査(4 か月児、10 か月 児、1歳6か月児、3 歳児)の実施 【再掲】	乳幼児の発育発達の確認及び異常の早期発見、保護者の育児不安の軽減を図るため、医師による診察、身体計測、保健指導等を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-5 母子愛育会の活動 支援・育成 【再掲】	母子愛育会が地域で活発に活動し、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-3-6 乳幼児健康相談事業 【再掲】	就学前の乳幼児を対象に、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-8 保護者の保育参加 【再掲】	保護者が保育所又は幼稚園の保育へ参加し、大勢のこどもと関わることによって楽しさを共有したり、視野を広げる機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-3-9 育児教室 【再掲】	0・1歳児の保護者を対象に、保健師、栄養士等がより良い育児の方法を支援する教室を開催します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-10 はじめのいっぽ 【再掲】	初めての方も気軽に利用できるよう、来館のきっかけを提供し、子育てに対する不安解消の支援をします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-3-11 親子ですすめるあいさつ運動 【再掲】	あいさつを通して親子のふれあいを深め、家庭や地域との連携を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-3-12 家庭教育学級 【再掲】	各家庭における子育てに関する課題を解決するための学習機会を提供します。もって、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に話し合える機会を提供します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-13 家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」 【再掲】	埼玉県家庭教育アドバイザー等で構成された家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」では、子育てサロンを開催し、家庭や子育てに悩む保護者を支えることで、家庭教育の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-3-14 育児コンシェルジュ(図書館) 【再掲】	子育て中の保護者がゆっくり図書館で読書に向き合える時間を提供し、親子連れ利用の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-4-5 利用者支援に関する事業(子育て総合支援窓口) 【再掲】	本庁、各行政センターの担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設(公共施設や児童館、保育所等)と連携を図り、総合的な支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 保育幼稚園課
3-4-15 こころの健康相談 【再掲】	精神保健福祉士等によるこころの健康相談を通じて、心的負担を軽減し、問題行動や自傷、自殺等の重大行為の防止を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	地域保健課

(3)保護者の就労支援と生活基盤の支援

生活困難な世帯の就労による自立を図るため、保護者の求職活動を支援するとともに、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、保育、教育に係る経済的支援の整備を図ります。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-1 子ども医療費支給事業 【再掲】	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-2 児童手当給付事業 【再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の、健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-3 赤ちゃんスマイル祝 金支給事業 【再掲】	令和5(2023)年4月1日以降に出生した児童のうち、出生した日から申請日まで久喜市の住民基本台帳に記載されている児童と同一の世帯で養育されている方に対して祝金を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-4 未熟児養育医療給 付事業 【再掲】	未熟児に対して、指定された養育医療機関での養育に必要な医療の給付を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-5 パパ・ママ応援 ショップ事業 【再掲】	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこども、又は妊娠中の方のいる家庭を対象に、協賛店舗等で商品割引などの優待が受けられるパパ・ママ応援ショップのアプリ版カードを周知し、必要がある場合は紙のカードを配布します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-5-8 助産施設への入所 【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦を対象に、助成を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-9 出産・子育て応援事 業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-5-10 多子世帯の保育料 無償化事業 【再掲】	多子世帯保育料無償化事業では、第3子以降の乳幼児(0~2歳児)が、保育所等を利用している世帯を対象に保育料を無料にしています。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
3-5-11 放課後児童クラブ 利用者保育料助成 金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
3-5-12 小中学校要・準要 保護児童生徒就学 援助事業 【再掲】	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	教育総務課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-5-13 英語検定受験料補助事業 【再掲】	市内に在住し、又は久喜市立中学校に在籍する生徒の保護者に対して、英語検定の受験検定料を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
3-5-14 学校給食費補助事業 【再掲】	児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、学校給食費の補助金を交付します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	学校給食課
3-5-15 公共交通の運賃割引制度の設定 【再掲】	久喜市市内循環バス及び久喜市デマンド交通(くきまる)を利用するにあたり、未就学児の運賃を無料とします。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-16 子育て世帯家賃減額制度の周知 【再掲】	UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)が子育て世帯等を対象に実施する家賃減額制度の周知に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	交通住宅課
3-5-17 出産育児一時金直接支払制度 【再掲】	久喜市国民健康保険の被保険者が出産する場合、久喜市国民健康保険が医療機関等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産費にかかる経済的負担の軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課
3-5-18 国民健康保険税の免除制度 【再掲】	出産する久喜市国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間)の国民健康保険税額を免除することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	国民健康保険課
4-3-1 「仕事と生活の調和」の啓発 【再掲】	事業所や市民に対して、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課 子育て支援課
4-3-8 女性の再就職支援 【再掲】	再就職を希望する女性を支援するため、関係機関で開催される講座等の情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-9 育児休業・介護休業制度等の周知と活用促進 【再掲】	仕事と子育て及び介護の両立を支援するため、事業者等に対して育児休業・介護休業などに関する制度の周知を行い、制度の活用促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-10 女性の起業・キャリアアップ支援事業 【再掲】	女性の起業やキャリアアップを支援するため、関係機関と連携して実施する支援事業や、各種講座、支援実施機関の情報提供を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	人権推進課 商工観光課
4-3-11 就業相談の活用 【再掲】	内職相談及び久喜市ふるさとハローワークを効果的に活用し、就業機会の確保に努めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	商工観光課

(4)ひとり親家庭の支援

就労に有利な資格や技能を取得し、安定した収入につなげるため、資格取得・就労に関する費用を助成し、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図ります。

各種手当の支給や助成制度等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、必要とする支援を利用できるよう、各種制度を適切に情報提供します。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-1 実費徴収に係る補 足給付事業 【再掲】	生活困窮世帯のこどもの保育に必要な物品の購入に要する費用を補助することにより、こどもの健やかな成長を支援します。	誕生から幼児期	保育幼稚園課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-2 こども食堂の運営 団体等への支援 【再掲】	こども食堂を開設したい方や既に開設している方に対し、情報提供等の支援を行い、こどもの居場所づくりを促進します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-3 放課後児童クラブ 利用者保育料助成 金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者のうち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-4 気づく・つなぐ・支 えるガイドブックの活 用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期	こども育成課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-5 小中学校要・準要 保護児童生徒就学 援助事業 【再掲】	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・校外活動費等の一部を援助します。	誕生から幼児期	教育総務課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-6 入学準備金・奨学 金貸付事業 【再掲】	進学の意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な生徒等に等しく教育を受ける機会を与え、有用な人材を育成することを目的に、無利子での入学準備金・奨学金の貸付を実施します。	誕生から幼児期	教育総務課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-7 生活困窮のこども に対する学習支援 事業 【再掲】	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生を対象とした学習教室を実施し、学習支援及び自立した生活を支援します。	誕生から幼児期	生活支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	
5-1-8 生活困窮者自立相 談支援事業 【再掲】	生活困窮者が抱える課題を包括的に支援し、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期	生活支援課
		学齢期・思春期	
		青年期	
		子育て当事者 ・子育て世代	

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-9 生活困窮者住居確保給付金 【再掲】	離職などにより住居を失った方、または失うおそれが高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-10 生活保護事業 【再掲】	生活に困窮する市民あるいは市内に現在地を有する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-11 生活保護受給世帯への自立支援 【再掲】	生活保護受給世帯に対し、ケースワーカーが計画的な訪問を行い、世帯の状況に応じた助言及び必要な制度に繋ぐことにより、自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生活支援課
5-1-12 ひとり親家庭相談 【再掲】	ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介、制度の周知などを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-13 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、就労に結びつきやすい知識・技能を身に付けるため、雇用保険法で定める教育訓練等を受講し、修了した場合に受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-14 高等職業訓練促進給付金等の支給 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給して修業を容易にし、ひとり親家庭の自立を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-15 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【再掲】	ひとり親家庭の母又は父が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合に、受講経費の一部を支給します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-16 ひとり親家庭等医療費支給事業 【再掲】	ひとり親家庭等が必要とする医療を容易に受けられるようにすることで、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-17 児童扶養手当給付事業 【再掲】	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭に児童扶養手当を支給することで、母子家庭及び父子家庭等における生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-18 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父ならびに寡婦の経済的な自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、資金の貸付を行い、自立の促進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-1-19 JR通勤通学定期乗 車券の割引 【再掲】	児童扶養手当を受給している方及びそのこどもが JRで通勤・通学している場合に、定期乗車券を3 割引で購入できるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-20 養育費確保支援事 業 【再掲】	ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支 援するため、養育費の取り決めに関わる経費の 一部を補助します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
5-1-21 母子生活支援施設 への入所 【再掲】	母子家庭等で児童の養育が十分にできない場合 に母子生活支援施設において保護し、自立を支援 します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-1-23 放課後児童クラブ 利用者保育料助成 金 【再掲】	放課後児童クラブを利用している児童の保護者の うち、生活保護世帯、市民税非課税世帯、ひとり 親家庭等医療費の受給世帯を対象に、支払った 保育料の全部又は一部を助成します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-24 法律相談 【再掲】	離婚やこどもの養育費等、日常生活を営む上での 様々な法律的問題に対して弁護士による専門的 相談を実施し、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	市民生活課

(5)気づき、支援につなぐ仕組みづくり

教育、福祉、保健等の各分野が連携し、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、
困難な状況にあるこども・若者や家庭を支援する体制の整備を推進します。

生活困窮世帯が適切に支援制度につながるよう、各種支援制度や相談窓口の効果的な周知・
啓発を図るとともに、関係機関の連携により、こども・若者の貧困解消対策を総合的に推進し
ます。

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-1-5 児童育成支援拠点 事業 【再掲】	家庭や学校に居場所がない要保護児童や要支援 児童に対して、学習サポートや食事の提供等、 個々の状況に応じた支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-7 妊産婦・乳幼児に 関わる関係機関と の連携 【再掲】	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対し、関 係機関と情報共有し、連携しながら対応すること で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支 援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-2-8 第3次久喜市健康 増進・食育推進計 画の推進 【再掲】	第3次久喜市健康増進・食育推進計画の進捗管 理を行い、計画の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-2-9 久喜市健康増進・食育推進会議の運営 【再掲】	第3次久喜市健康増進・食育推進計画を推進するため会議を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	健康医療課
3-3-5 母子愛育会の活動支援・育成 【再掲】	母子愛育会が地域で活発に活動し、母子愛育活動に必要な知識や技術の習得ができるよう支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-3-13 家庭教育支援チーム「ほっとほーむ」 【再掲】	埼玉県家庭教育アドバイザーの協力により、家庭教育支援チームを設置し、子育てサロンを開催します。子育て中の保護者等に対して子育てのポイントなどを助言し、家庭や子育てに悩む保護者を支えることで、家庭教育の推進を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	生涯学習課
3-4-1 子ども・子育て支援庁内推進会議 【再掲】	庁内の関係部署で構成する会議において、子育て支援の取組や貧困対策等について検討及び情報共有を行い、本市における子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
3-4-5 利用者支援に関する事業(子育て総合支援窓口) 【再掲】	本庁、各行政センターの担当窓口において、教育・保育事業等の情報提供、相談等により利用者支援を行うとともに、身近な相談先である地域子育て支援拠点施設(公共施設や児童館、保育所等)と連携を図り、総合的な支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 保育幼稚園課
3-4-6 子育て支援施設での子育て相談 【再掲】	地域子育て支援センター、つどいの広場、保育所、児童館・児童センターで、子育てに関する相談を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課 こども育成課 保育幼稚園課
3-4-7 利用者支援事業 【再掲】	子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供や相談等利用者支援を実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 こども育成課
3-4-8 出産・子育て応援事業 【再掲】	安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐための伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-9 家庭児童相談室 【再掲】	こどもや子育てに関する相談に応じ、必要な指導や関係機関と連携を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
3-4-10 思春期保健相談 【再掲】	学童期・思春期における心の問題について相談に応じ、こどもの心身のケアを行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課 指導課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
3-4-11 保育所、幼稚園における育児相談 【再掲】	保育園、幼稚園において、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言等、子育て家庭の育児を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	保育幼稚園課
4-1-2 子育て支援のネットワークづくり 【再掲】	きめ細やかな子育て支援サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質の向上を目指し、行政の関係部署、子育て支援を行う地域活動団体、民間事業者なども含めた地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	子育て支援課
4-1-6 久喜市青少年団体連絡協議会の支援・育成 【再掲】	青少年を健全育成する団体間の連絡・提携を促進することによって、より効果的な青少年健全育成を図るため、久喜市青少年団体連絡協議会の活動を支援します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
4-1-9 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 【再掲】	地域社会の福祉増進に努める民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	社会福祉課
5-1-4 気づく・つなぐ・支えるガイドブックの活用 【再掲】	生活困窮者が確実に必要とする制度につながるよう、また、支援者が支援する際の資料として活用するため、生活困窮者が利用できる事業や制度、相談窓口等についてまとめた冊子を作成し、活用します。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども育成課
5-1-36 保育所等巡回支援事業 【再掲】	発達障がいの専門的な知識を有するものが、保育所等を巡回し、職員に対し、発達障がいの早期発見及び早期支援のための助言及び指導を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-1-37 相談支援事業 【再掲】	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	障がい者福祉課
5-3-1 要保護児童等の相談支援 【再掲】	虐待の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応を行うとともに、虐待予防の視点をもって乳幼児や保護者の相談支援を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課
5-3-2 久喜市要保護児童対策地域協議会 【再掲】	児童虐待などによる要保護児童等の適切な保護を図るため、関係する機関・団体により要保護児童対策地域協議会を設置し、情報の交換や支援の内容に関する協議を行います。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代 子育て当事者 ・子育て世代	こども家庭保健課

施策名	事業内容	ライフステージ	担当課
5-4-6 教育相談事業 【再掲】	小・中学校の相談室において、教育相談員が児童生徒・保護者の悩みの相談に応じます。教育支援センターでは、不登校児童生徒・保護者へ支援を行います。久喜市教育相談室の面接相談では、学校生活や性格・行動について等、保護者の子どもたちに関する様々な相談やことばの発達に関する相談に応じます。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課
5-4-9 スクールソーシャル ワーカー 【再掲】	こどもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら問題を抱えている児童生徒及び保護者に支援を行い、問題の解決を図ります。	誕生から幼児期 学齢期・思春期 青年期 子育て当事者 ・子育て世代	指導課

第9章 資料編

1 用語集

	用語	説明	掲載 ページ
あ 行	赤ちゃんの駅	誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称のこと。乳幼児を連れて保護者の方が安心して外出できるよう、公共施設や事業所を埼玉県が「赤ちゃんの駅」として指定し、授乳やオムツ交換のスペースを提供している。	78、131
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	51、86
か 行	教育支援センター	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う場所。	60、89、 90、110、 111、116、 125、128、 142、161
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を関ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられている。	91、112、 126、128、 132
	こども大綱	国がこども基本法に基づき、従来の少子化対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つにし、幅広いこども施策に関する5年程度を見据えた中長期的な基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。	1、2、5、 51、52、 147
さ 行	持続可能な開発のための教育(ESD)	Education for Sustainable Development の略語で、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向け身近なことから行動する、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。	63
	児童発達支援	児童福祉法に基づき、障がいのあるこどもへ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。	86
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。	51、57
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。	3、53、62、 71、143、 158、159
	スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有し、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教員への助言・援助を行う人。	38、60、 89、110、 116、125、 128、142

	用語	説明	掲載 ページ
や 行	スクールソーシャル ワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図る人。	38、60、 90、110、 117、126、 128、132、 142、161
た 行	待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所等に入所していない児童のこと。(入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童や、保護者が求職活動を休止している児童、保護者が育児休業を取得している児童等を除く。)	69、96、 138、150、 151
な 行	認可保育所	国が定めた設置基準を満たし、市などから認可された保護者の就労や病気等のためこどもを家庭で保育できない場合に、こどもを預かる保育施設のこと。	19、57
	認可外保育施設	乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県などの認可を受けていないこどもを預かる保育施設のこと。	58
	認定こども園	教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つこどもを預かる保育施設のこと。	19、57、 58、92、 94、95、 96、98、 99、108
は 行	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といった広い意味で用いられてきている。	78、79、 131、144
	放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がい児に授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を提供するサービス。	86
ま 行	メンタルヘルス チェックシステム	パソコンや携帯電話を使って、気軽にいつでもどこでも簡単にメンタルヘルスをチェックできるシステムのこと。チェックの結果画面には、こころの健康に関する各種相談窓口のリンクが設定されており、結果に応じて各種相談機関へ繋がることことができる。	61、91、 110、117、 126、129、 132、142
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。	2、51、89、 106、109
	養育費	こどもを監護・教育するために必要な費用のこと。未成年者(経済的・社会的に自立していないこども)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等が含まれる。	74、84、 90、111、 123、128、 132、135、 158

	用語	説明	掲載 ページ
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く)のこと。	68、89、 106、125、 127、132、 137、149、 158
や 行	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。	16、68、 76、82、 88、89、 106、110、 124、125、 126、127、 132、137、 148、149、 154、156、 158、160
	要保護児童対策地域協議会(要対協)	地方公共団体が要保護児童等の適切な保護を図るために設置する協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。要対協では、要保護児童の適切な保護、又は要支援児童、若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	88、89、 110、125、 127、132、 160
ら 行	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職等の人生の節目によって変わる生活(ライフサイクル)に着目した区分のこと。	2、50、 51、52、 55、60
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを「リプロダクティブ・ヘルス」といい、そのリプロダクティブ・ヘルスを享受できる権利を「リプロダクティブ・ライツ」という。1994年に国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。	61、117、 143
ア ル フ ァ ベ ット	SDGs	正式名称は、Sustainable Development Goals で、持続可能な開発目標の略称。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までの国際開発目標で、17のゴール(目標)と169のターゲット(取り組み)で構成される。SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標で、誰一人取り残さないことを目指す。	4、53、54
	STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)の略語。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学びのこと。	63

2 計画の審議過程

<令和5年度>

日時	会議名等	審議内容等
令和6年1月10日	第2回久喜市児童福祉審議会	久喜市こども計画の策定について
3月26日	第3回久喜市児童福祉審議会	久喜市こども計画の策定について

<令和6年度>

日時	会議名等	審議内容等
令和6年5月9日	第1回久喜市児童福祉審議会	久喜市こども計画の策定に係るアンケート(案)について
8月1日	第2回久喜市児童福祉審議会	○令和5年度久喜市子ども・子育て支援事業計画の推進状況について ○久喜市こども計画策定に係るアンケート調査結果報告書について (子ども・子育て支援施策に関するアンケート・こどもの生活に関する調査) ○久喜市こども計画の策定に係るガイドラインについて
10月7日	第1回久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議	○第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画における取組の評価について ○久喜市こども計画について
11月8日	第3回久喜市児童福祉審議会	○久喜市こども計画策定に係るアンケート調査結果報告書について (支援機関向け調査・子ども・若者の意識と生活に関する調査) ○久喜市こども計画の骨子(案)について
12月16日	第2回久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議	久喜市こども計画の素案(案)について
令和7年1月21日	第4回久喜市児童福祉審議会	久喜市こども計画の素案について
1月末~2月末	パブリック・コメント	(予定)
令和7年3月	第5回久喜市児童福祉審議会	(予定)

3 久喜市児童福祉審議会条例及び委員名簿

○久喜市児童福祉審議会条例

平成22年3月23日

条例第119号

改正 平成25年7月8日条例第43号

平成31年3月25日条例第2号

令和4年12月23日条例第32号

令和5年3月22日条例第11号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、久喜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども未来部子ども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年7月8日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の久喜市児童福祉審議会条例第3条第2項第5号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、当該最初に委嘱された際に同条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期と同時に満了するものとする。

附 則 (平成31年3月25日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日条例第32号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第11号) 抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

<令和5年度>

(任期:令和6年7月31日まで。敬称略)

選任区分	氏名	職名	備考
1号委員 (児童福祉 関係者)	小原英子	主任児童委員	
	加藤明子	主任児童委員	
	大木正仁	中央児童相談所 所長	令和6年3月31日まで
	猪野塚 将	中央児童相談所 所長	令和6年4月1日から
2号委員 (教育関係者)	嶺 由美	三箇小学校校長	令和6年3月31日まで
	青山里美	久喜小学校校長	令和6年4月1日から
	高橋悦子	そらにとどくき認定こども園 ののの 副園長	
3号委員 (保育所 関係者)	内田 百里子	ゆり保育園 施設長(園長)	
	原 浩一	おばやし保育園 理事長	
4号委員 (学識経験者)	吉倉清子	元適応指導教室 室長、元 中学校長	
	山本千恵子	元適応指導教室 室長、元 小学校長	
5号委員 (子どもの 保護者)	野本由梨	久喜市立栗橋幼稚園 PTA 会長	令和5年6月30日まで
	細矢愛美	久喜市立栗橋幼稚園 PTA 会長	令和5年7月1日から
	森田道明	久喜市立菖蒲中学校 PTA 会長 (久喜市 PTA 連合会副会長)	
6号委員 (公募による 市民)	小林 保	公募委員	
	狩野紀美子	公募委員	令和5年6月30日まで
	奈良千鶴	公募委員	
	齋藤雄一	公募委員	
	矢羽田梨絵子	公募委員	
	篠原祥子	公募委員	令和6年2月1日から

<令和6年度>

(任期:令和6年8月1日から。敬称略)

選任区分	氏名	職名	備考
1号委員 (児童福祉関係者)	小原英子	主任児童委員	
	加藤明子	主任児童委員	
	猪野塚 将	中央児童相談所 所長	
2号委員 (教育関係者)	青山里美	久喜小学校校長	
	高橋悦子	そらにとどくき認定こども園 ののの 副園長	
3号委員 (保育所関係者)	内田百里子	ゆり保育園 施設長(園長)	
	四ツ釜 雅彦	幼保連携型認定こども園 菖蒲幼稚園 園長	
4号委員 (学識経験者)	吉倉清子	元適応指導教室 室長、元 中学校長	
	山本千恵子	元適応指導教室 室長、元 小学校長	
5号委員 (子どもの保護者)	岸 絵里	久喜市立中央幼稚園 PTA 副代表	
	山本桂一	久喜市立三箇小学校 PTA 会長 (久喜市 PTA 連合会理事)	
6号委員 (公募による市民)	篠原祥子	公募委員	
	杉山重美	公募委員	
	高田哲行	公募委員	
	奈良千鶴	公募委員	
	中村梨沙	公募委員	

4 こども・若者意見聴取の概要

本計画の策定にあたり、こども基本法第 11 条に基づき、こども・若者の意見聴取として、「こども・若者の意識と生活に関する調査」の他、「若い世代と市長との座談会」やこども・若者が集まるイベント会場でのアンケートを実施しました。

こども・若者の皆さんからいただいた意見・提案は、基本目標 1～5 に示す施策の方向性の考え方に反映しました。

(1) こども・若者の意識と生活に関する調査

無作為に抽出した 15 歳～39 歳の市民 2,000 人を対象に、これまでの体験、経験を通じた社会生活に対する意識や日々の生活を通じて思うこと、市へ望むこと等について、アンケートを行った他、自由意見を募ったところ、主な意見として、次のとおりとなりました。

(自由意見:回答 686 件のうち、81件)

分野	主な意見
金銭面に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○物価高だが、給料が上がらない。 ○一生懸命働いても、その分税金ばかり取られて嫌になる。 ○夫婦共に正規職員として働いていて子どもが一人のみだが、金銭的に余裕があるとは言えない。 ○贅沢はしておらず自分の服などは購入を見送ることもあり、物価の高さを感じる。 ○社会人になったばかりのため、金銭的問題がある。
子育て、仕事と育児 の両立に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と育児の両立が大変である。忙しい。 ○家事、育児を一人でやっている。協力してくれない。 ○育児ばかりで家事も手につかず、自分の時間もとれない。息抜きが上手くできない。 ○育児で近所の買い物に行くのも困難を感じる。 ○金銭的不安がなく、子どもがいても働きやすい環境があれば、2人目、3人目がほしい。 ○子どもが大きくなると子育てについて気軽に相談できる場所が少ない。
職場や就職に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○今年の4月から社会人になったが毎日大変で行きたくない日がある。 ○面接でいつも落ちる。 ○人を見た目で判断しすぎる。 ○どこの職場にもパワハラ人間がいる。 ○現在精神疾患があり、正社員として就職できていないことが悩みである。
施設や交通機関 に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○他愛のない雑談ができるスペースやカフェのような場所で、些細なことから行政サービス等を紹介してくれるような相談員がいるサービスがあるとよい。 ○子どもたちが遊ぶ場所、若者の遊ぶ場所、交通機関は栗橋地域のバスを茨城県境町のようにしてほしい。 ○学校にもう少しお金をかけてあげてほしい。
人間関係に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○人とのコミュニケーションが苦手である。 ○改善しようにも、付き合いのある人がいない。 ○人間関係を億劫に感じてしまう時期が定期的にあり、よい関係を長く保てない。 ○隣人が何に興味をもっているのか全くわからない。接点がない。

(2)若い世代と市長との座談会

将来を担う若い世代の市民参加の促進を図るとともに、若い世代の意見を市政に反映することを目的に、市内在住の大学生の皆さん8名が参加し、令和6年12月14日(土)に開催しました。

座談会では、「こどもや若者が元気で安心して暮らせるまちにするために」をテーマに、本計画の策定にあたり、久喜市にあるといいものについて意見をいただいた他、市の魅力再発見や、ふるさと納税を活用した市の特産品の検討等をテーマに、市長と意見交換しました。

分野	主な意見
遊び場や居場所	<p>○駅付近に高校生・大学生・社会人が勉強やリモートワークのできる自習カフェのような場所があると駅設備の充実になる。</p> <p>○子育て支援の1つの対策として、こども達と一緒にゲームやスポーツができ、夜ご飯が食べられない場合は一緒に食事をとれ、ママ友・パパ友といった家庭の繋がりが作れるような屋内施設があるとよい。</p> <p>○小中学校の周辺にこども達が気軽に集まれる公園があるとよい。</p>
安心して安全に暮らせる方法	<p>○暗い道路や細い道に、自動車と自転車がお互い認識できるように街灯があるとよい。</p> <p>○公共施設等のカスタマーハラスメント対策として、本名を用いない名札を使用する取組があるとよい。</p>
困り・悩みを相談できる場所	<p>○他自治体の例のように、保護犬カフェで犬の保護をしつつ、自立に向けた支援として、こどもや若者を受け入れて、こどもや若者が働くことを通じて社会で活動できる支援の場所があるとよい。</p> <p>○高齢者施設と幼稚園が1つになって、こども達が高齢者と一緒に過ごすなかで、知恵や意見を授かる場となる施設があると素敵だと思う。</p>

(3)アンケート

こどもや若者が集まる本市イベントの「健幸スポーツフェスタ KUKI・第17回おひさまマルシェ」が令和6年12月22日(日)に毎日興業アリーナ久喜(久喜総合体育館)で開催され、会場内において、本市へ望むこと、こどもや若者の意見聴取への認知や意欲等について、来場したこどもや若者、子育て世代の皆さんを対象にアンケート調査を行いました。

問1 性別・年代(学齢)

全体	男	女	わからない
54人	16人	38人	0人
100.0%	29.6%	70.4%	0.0%

全体	小学生以下	中学生	高校生以上
54人	12人	4人	38人
100.0%	22.2%	7.4%	70.4%

問2 久喜市が好きですか。(1つに○)

全体	はい	いいえ
54人	51人	3人
100.0%	94.4%	5.6%

問3 久喜市に住んで、「こんな久喜市になったらいいな・あるといいな」と思うことがありますか。
(1つに○)

全体	ある	ない	わからない
54人	42人	3人	9人
100.0%	77.8%	5.6%	16.7%

問4 問3で「ある」を回答した方に聞きます。それはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

全体	色々なことを学び・体験できる場所	安心して過ごせる遊び場や居場所	心や体が元気になる場所	家庭や子育てと仕事が両立できる職場	生活に困ったとき助けとなるサービス	犯罪や災害に強いまちづくり	その他
42人	34人	33人	19人	17人	16人	19人	3人
100.0%	81.0%	78.6%	45.2%	40.5%	38.1%	45.2%	7.1%

問5 地域のことやまちづくりについて、子どもや若者の意見を聞く機会があれば、参加してみたいと思いますか。(1つに○)

全体	はい	いいえ
54人	36人	18人
100.0%	66.7%	33.3%

問6 子どもや若者のみなさんが自分の意見(思い)を言いやすい環境をつくりたいと考えています。どんな方法や場所があれば伝えやすいですか。
(あてはまるものすべてに○)

全体	意見のある子ども・若者を集めて会を開く	市役所の会議などに子ども・若者が参加する	市役所、公園や図書館など普段利用する場所に意見箱を設置する	SNSやメール、市ホームページを活用して伝える	その他	特にないわからない
54人	14人	13人	21人	42人	3人	0人
100.0%	25.9%	24.1%	38.9%	77.8%	5.6%	0.0%

問7 あなたは、すべての子どもに自分の考えや思いを自由に伝えることができること(意見を表明する権利)を知っていますか。
(1つに○)

全体	知っている	聞いたことがあるが、内容はよくわからない	知らない
54人	24人	9人	21人
100.0%	44.4%	16.7%	38.9%